

局長の認可なき轉職を禁止し、やがて中央政府労働省設置後は、勞務調整事務は之が管下に屬せしめ、雇傭制限に當らしめることとなつた。又一九四一年には英本國の産業集中化政策に準じて、平和産業の整理の爲、戰時産業組織化省をも、設置するに至つた。

熟練工の養成は、中央政府労働省設置後はその管轄に屬したが、軍需工業労働者の養成と軍人技能者の養成とを統一聯絡して行ふことになつて居り、州立學校及び民間工場を利用して居り、訓練中は、不熟練工適用の最低賃金を支拂され、且養成中は戰時中は轉職し得ざる規定になつて居る。尙熟練工不足の代用として、不熟練工を使傭する所謂労働稀釋化制度を実施する場合は、政府と雇主と關係労働組合との協約に基いて、代用工を雇入れることとし、それらの協約の内容としては、徒弟期間を満了せざるものをも「追加」職工として雇傭することを認め、特種業種の熟練工及徒弟は兵役を免除し、又戰時中は從來慣行せる種々の特典は停止する等の規定が設けられて居る。

斯くして、政府の豫定では、年々四萬の熟練工を養成し得ることとなつて居つたが、之等の施設に對して反對意見を有する労働組合もあり、殊に女子労働者を男子の代用に雇入るゝことに對しては、種々問題があつて、英本國に於

ける如き順調の成績は見られなかつたと云はれる。

開戦以來大産業地方では、失業者は激減し、一方就業者は著増したが、一方生計費の騰貴も著しきものあり、各産業とも労働者側では賃金値上の要求は提出され、一九三九年十二月労働組合側より調停裁判所判決の基本賃金率の一割五分値上の要求を提出し、之が裁判は一九四〇年十二月に終了したが認められず、一部の産業では、戰時手當の支給を要求せる結果、一週三志乃至四志の追加手當を支給するやうになつたものもあり、政府側では、物價騰貴対策として、基本賃金の改変を行はず、家族手當の支給によつて、賃金價値の低下を補充せんとし、遂に家族手當法を國會に上程通過せしめるに至つた。この家族手當は、子女二人以上を有する母親に對して、一人につき週當五志の手當を一九四一年七月一日より支給することになつて居り、扶養を要する兒童全國總計約百八十三萬中百萬に適用することになつて居る。尤も、所得税の家族控除をなすものには支給せず、軍人家族の子女には、俸給より控除すべき家族手當とも併せて支給することになつた。家族手當制度の經費は、三分の二を雇主に負擔せしめ、それが爲、週當賃金支拂額二十磅以上の雇主は、二分五厘の特殊課税を納入することになつて居り、残る三分一は國庫支辨としてゐる。

其他、物價統制、輸出價格制限、家賃統制等の方法にて、労働者の戰時生活の窮迫防止に努め、労働省には産業福利局を設けて、各種福利厚生施設の擴充に盡力した。

因に濠洲特有の労働争議調停制度は、一九四〇年十二月公布の國家保安(産業平和)規則の結果、從來聯邦調停裁判所では、一州以上に及ぶ争議のみを取扱つて居つたのが、「産業不安を誘導するが如き凡ゆる争議其の他の事項」を處理し得ることとなり、又その判決は、特定労働者又は雇主全部に對して拘束力を有することとし、和解委員会も増員して、係争中の事項の處理又は調査に必要の場合には、勞資の協議會を強制的に召集し得ることとした。

濠洲の労働組合中には、濠洲の參戰に對して不満を有するもの尠からず、一九四一年六月二日マルボーン市で開催されたオーストラレシア労働組合會議大會に於ても、本部提出の戦争遂行支持に關する決議案に對して、多數の修正意見出で、表決の結果一二八票對七一票にて可決された位であつて、該案は、侵略と壓制とに對して、あくまで抗戦して、以て民主主義の迅速且完全なる勝利の爲全労働運動をあけて之を支持すべきことを主張し、それが爲、個人の不當利得を防止する必要ありとなし、軍需工業の即刻國有と、國家信用の利用とを要求し、生計標準の相當且即刻引

上と、言論集會の自由とを要求したものであつた。尙大會の可決した決議中には、男女同額賃金(現在女子成年工は男子の約五四%なるを同額に引上)、既婚婦人の就職制限撤廢及びその經濟的獨立權承認、聯邦統計局及び聯邦物價決定委員會に労働代表參加、生計費指數計算方法の檢討、養老癈疾年金値上、家族手當子女一人に付十二志六片に値上率があつた。

新西蘭に於ても、英本國の參戰以來國民生活の窮迫は免れず、一九四〇年九月には、政府は、勞資代表を召集して、經濟安定協議會を開催し、戦争遂行の方策強化及び生計標準擁護の方法につき協議するところがあつた。

之より先政府では、戰時特別令に基き、調停裁判所の權限を擴張して、その判決有効期間内に於ても判決内容を變更し得ることとし、又産業和解調停法及び労働争議審査法に基く労働協約の規定をも變更し得ることとし、同時に提起された事件以外にも適用し得べき一般命令を公布して、賃金率の一般的變更をなし得ることとなつたのであるが、この新しい權限に基いて、調停裁判所では、一九四〇年八月九日勞資代表の意見を聴取の上、同八月十二日以後最低賃金五%値上を行ふべき一般命令を公布せしめた。之はか

ねて労働者側で七・五%値上要求を提出して居た結果であつたが、雇主側では、五%の値上に對してさへ、インフレの原因となると云つて反對した位であつた。然しながら之に續いて、鐵道従業員組合、郵便電信雇員協會及び吏員協會などでも、昇給要求の結果、大蔵大臣は、勸諭十八年以上にして、収入年額三百三十五磅を超えざる吏員に對しては週當五志、年額十三磅の手當を支給することとなつた。又埠頭労働者の賃金も、同年十月十六日、荷役統制委員會によつて、五%の値上が決定された。斯く一般労働賃金の上昇の結果は、一般物價の騰貴を免れざる爲、農民側に於ても、農産物價格の引上を要求するに至り、物價審査裁判所に之を提起する状況であつた。經濟安定協議會は、斯かゝる事態に對處する爲召集されたものであつて、参加者は勞資團體と銀行との代表より成り、生産費、物資價格及び賃金の安定と、生産増加の方法につき協議するところあり、勞資代表各七名、新西蘭銀行理事長を委員長とする運用委員會では、十五項に及ぶ勸告事項を決定して、戰時國內經濟界の安定を確立し、以て戰爭遂行に貢献し得べき方策を樹立するところがあつた。

新西蘭には、右の外、勞資代表各九名より成る産業非常時會議と稱する機關が設けられて居つて、労働大臣を議長として、各種の産業労働關係事項を協議することになつて居るが、常設委員會の一は、労働時間の問題を專管して居り、戰時労働時間の過長等の問題の處理に當つて居る。新西蘭では、一九三六年以來一週四十時間労働法が實施されて居り、農業以外は、調停裁判の手續を経るにあらざれば、労働時間の延長をなすを得ず、又裁判に於ても、四十時間を超ゆる職業は許可しないことになつて居り、その制限以内の時間延長でも、之を許可する場合には、一々その理由を公告することになつて居つた。然るに開戦以來、軍需増産上必要な場合には、産業非常時會議に申請すれば、時間の延長を許可されることとなり、雇主は、關係労働組合と協議の上、雇主組合又は當該産業雇員委員會を経て、之を申請し、その理由が戰爭遂行上必要なりと認むる場合には、調停裁判所にて之を許可することとなつた。尤も、労働時間の一般的延長は許可せられず、全國雇主同盟の一週四十四時制申請は却下となり、業種別の申請のみが許可となつて居る。但、軍需産業の官業労働者のみは、許可を要せず、残業をさせてもよいことになつて居り、又判決に基き残業手当拂の場合も、申請の必要はない。この制度施行後申請二十六件中十八件は許可になつたと云はれ、最長一週五十二時間まで認められた例がある。

として、各種の産業労働關係事項を協議することになつて居るが、常設委員會の一は、労働時間の問題を專管して居り、戰時労働時間の過長等の問題の處理に當つて居る。新西蘭では、一九三六年以來一週四十時間労働法が實施されて居り、農業以外は、調停裁判の手續を経るにあらざれば、労働時間の延長をなすを得ず、又裁判に於ても、四十時間を超ゆる職業は許可しないことになつて居り、その制限以内の時間延長でも、之を許可する場合には、一々その理由を公告することになつて居つた。然るに開戦以來、軍需増産上必要な場合には、産業非常時會議に申請すれば、時間の延長を許可されることとなり、雇主は、關係労働組合と協議の上、雇主組合又は當該産業雇員委員會を経て、之を申請し、その理由が戰爭遂行上必要なりと認むる場合には、調停裁判所にて之を許可することとなつた。尤も、労働時間の一般的延長は許可せられず、全國雇主同盟の一週四十四時制申請は却下となり、業種別の申請のみが許可となつて居る。但、軍需産業の官業労働者のみは、許可を要せず、残業をさせてもよいことになつて居り、又判決に基き残業手当拂の場合も、申請の必要はない。この制度施行後申請二十六件中十八件は許可になつたと云はれ、最長一週五十二時間まで認められた例がある。

合衆國の労働事情

一般情勢

一九四一年は、合衆國に於ては、ルーズヴェルト大統領が、國初以來の傳統を無視して、三度留任せる任期の初年に當り、民主黨政權は、國會兩院に於ける絶對多數を把握せるのみならず、重要閣員中には在野反對黨のステュイソン、ノックスの如き巨頭をさへ参加せしめ、威望内外を壓し、誠に有史以來の壯觀を極めたる陣容を示したものであつた。前年末十二月二十九日大統領の爐邊談話として放送せられた「民主主義の兵器廠」確立の獅子吼尙耳朶に新たなる新年初頭一月六日には、珍らしくも大統領

しつゝあり、それが爲、労働者の一部には、反戦論を唱ふるものも少からず、一九四一年四月ウエリントンにて開催された新西蘭労働總同盟第四回年次大會に於ては、本部の事業報告討議の際、總同盟が政府の戰爭遂行上重大の努力せる旨報告せる部分に對して、修正意見を提出して、「労働階級は、新西蘭が戰爭より脱退するを要求す」との宣言を要求せるものあり、表決の結果この修正案は、五二九票對二七票で否決とはなつたが、注目すべき事象であつた。

親しく國會に臨席して、特別教書を朗讀し、國策の原則として、(一)國家總力を以てする國防萬全、(二)西半球への戰禍の波及防止に寄與しつゝある諸國に對する全面的援助、(三)獨裁者の強制により、又は宥和論者の提唱する如き平和に反對との三項を提唱し、言論の自由、信仰の自由、缺乏よりの自由、恐怖よりの自由なる人類の基本的なる四大自由を基礎とせる世界の建設を説き、合衆國の政治及び經濟機構の根柢として、(一)國民の機會均等、(二)労働權、(三)社會保障、(四)少數者特權廢止、(五)自由の保障、

(六)科學進歩と國民生活向上とを確保すべしと云ひ、合衆國の政治理念は、樞軸派の「新秩序」に對抗すべき「道義的秩序」の建設を根本とせるものであると主張した。之に續いて同じく八日には、國防費百十億弗を含む豫算總額百七十億弗の要求は、國會に提出され、十日には武器貸與法案の上程となり、合衆國の反樞軸戰線強化方針は漸く明確となり、貸與法案の三月十日兩院を通過して、大統領の裁可を得るや、之が施行に必要な豫算七十億弗も亦可決せられ、斯くて國防豫算は果進的に増加して、前年六月國防計畫樹立以來一九四一年末までに計上せられし總額七百億弗に達するに至つた。一方、武器貸與法成立當時、大統領は、合衆國に未曾有の危機の切迫せるを強調し、「合衆國生産機構が全力を發揮すべき曉に於ては、樞軸國が勝利を占め得ざることは、實證さるべし」と云ひ、國民の「共同目的の爲共同犠牲」を覺悟すべきことを説き、やがて五月二十七日には、「無制限國家非常時狀態」の宣言となり、西半球の防衛と海洋自由の擁護を主張すると共に、大西洋哨戒艦艇の増派を言明して、殆んど宣戰狀態と入るに至つた。八月十四日の大西洋憲章の共同聲明に續いて、九月十一日には、防衛水域に於ける發砲戰爭の聲明となり、十一月には、中立法の修正によつて、合衆國商船は武裝せら

れ、且交戰國諸港立入は許可せられ、合衆國の參戰は不可避の危機に到達した。この間合衆國が、米洲共同防衛や、大西洋憲章作製等によつて、世界の視聽を歐洲戰亂に集注せしめつゝ、太平洋問題に關して、密かにイギリスと默契するところありしは、云ふまでもなく、日本に對する經濟的壓迫の手段は漸次硬化し、やがてA.B.C.D.S包圍網の脅威によつて、徒手皇國を屈服せしめんことを目論んだのであつた。

以上の如く内外の時局複雑多岐なりしにもかゝらず、一九四一年は、合衆國經濟界にとつては、異常の好況期であつて、政府の支出激増と共に、生産力の昇進亦著しく、生計費は多少の昇騰を示せるも、尙未だ一九二九年當時の水準には達せざるに、勞働所得は増加し、失業者は減少し勞働者の發表によれば、七月現在就業人員總計三千九百二十四萬と報告せられ、之は一九四〇年同期に比すれば、三百七十八萬五千人の増加を示し、一九二九年に比すれば、二百二十萬の増加であつた。アメリカ勞働總同盟の統計には、一九四一年八月現在失業者合計四百七十六萬となり、前年同期の九百二十六萬六千人に比すれば、格段の減少であつた。生計費は一九三九年九月歐洲戰爭開始當時に比すれば、七・五%の昇は示してゐたが、それでも尙一九二

九年の水準には達せず、小賣物價指數の如きも、一九四一年十一月には、一〇六・〇であつて、之を一九二〇年の最高記録一四三・二及び一九二九年の二二・五に比すれば、遙かに低位であつた。然しながら一九四一年下半年には、インフレーションに對する警戒は、政府當局者は勿論、民間各方面でも之が對策は考究せられ、九月中旬には、三十六億弗に達する大増稅案が可決され、所得稅免稅點は、既婚者千五百弗、獨身者七百五十弗に引下げられ、或は月賦販賣制度の禁止、平和産業資材配給制限等の方策も講ぜられ、強制貯蓄制度と共に、物價及び勞働賃金統制も提案され、之が一般勞働爭議や、平和産業失業問題など、關聯し、經濟行政方面の官吏の演職事件や、産業界の大物の脱法事件など、紛雜して、開戦にもまさる騒然たる狀況を呈した。

國防計畫 合衆國政府では、一九四〇年歐洲戰局の急速なる進展に省み、尨大なる國防計畫を樹立し、それが遂行の爲、各種の機關を設けるに至つたが、この國防計畫の經濟的方面の機構は、一九四一年に至つて、漸く完備するを見た。

一九四〇年五月二十八日政府では、國防計畫遂行の最高機關として、一九一六年八月二十九日付陸軍豫算法に基

き、陸、海、内務、農林、商工及び勞働の各省大臣を以て國防會議を組織せしめ、その補助機關とし、國防諮問會議を創設せしめたものであつた。この諮問會議は、農林、消費者保護、工業資材、工業生産、勞務、物價安定及び運輸の七部門より成り、各特殊經驗を有する専門家を任命して、七部局に分つて各専門事務を分掌せしめることとし、別に勞務部長ヒルマンを委員長とし、勞働組合代表十六名より成る勞働政策諮問委員會なるものを任命して、國防計畫遂行上の組織勞働者の協力機關とした。其の他にも發注割當、下請負、住宅政策の統一等を管掌すべきものとして、國防購入統制官、優先割當協議會、中小企業局、國防住宅統制官等の機關を設け、又以上の各部局を初め、國務省の共同調査機關として調査統計局なるものも設け、州及び地方協力部も設けて、各州及び地方に於ける協同機關を統轄せしめることとした。之の外にも、輸出統制行政官、米州通商文化關係統制官、保健厚生榮養娛樂關係國防活動統制官(聯邦保障部長兼任)等も設置した。

右の各機關中被服勞働者組合長ヒルマンを部長とせる勞務部は、主として勞働力補給、鍊成、勞働條件、軍需産業の爭議防止等を管掌し、又同氏は勞働政策諮問委員長として、國防諮問會議の勞働代表としての役目も有して居

り、それらの事務遂行には、既設各省の部局と聯絡協力することとなつて居り、労働省の労働統計局を初め、聯邦保障事務部の全國職業紹介事務局、聯邦徒弟制度委員會、労働省婦人局、聯邦公共事業部事業企畫行政局、教育局、全國青少年行政局、聯邦保障事務部市民保存團等と密接の提携をして活動することになつて居つた。労働部には、又産業内練成課を創設し、その附屬機關として勞資代表各六名より成る諮問委員會も任命して、全國を二十二地域に分ち、産業内練成計畫に當らしめることになつて居つた。尙軍需産業に於ける労働條件を決定し、争議防止に努める爲、労働部には、労働關係課なるものが設置されて、労働省の各部局や全國労働關係會議など、聯絡協力して、労働立法の施行や、争議防止に努めて居つた。労働關係課には造船業労働問題を處理する爲、特に造船業安定委員會なるものを設けて當らしめて居つた。

右の外一九四〇年五月二十五日には、非常管理局(O・E・M)を任命して、大統領の指揮監督の下に、(イ)國防會議と同諮問會議、及びそれらの附屬機關と、(ロ)國防交通會議と、(ハ)生産管理局(O・P・M)との統一聯絡に當らしめることとなつた。然るに一九四一年一月、非常管理局の職制改革と共に、合衆國國防計畫の機構も一新することと

なり、從來主として諮問機關のみなりしを、漸次執行權を有する強力機關に整備することとなり、非常管理局の機能も、(一)非常時に際して大統領の非常時の責任遂行上の顧問及び援助をなし、(二)大統領の行政部の一部として、必要な部課を設け、公私の機關の統一、監督、指導に當り、(三)この種諸機關と大統領との聯絡機關として、情報の蒐集解剖に當り、必要な法案の準備をなし、(四)大統領の行政部の他の部門及び其他公私の諸機關と聯絡して、それらの活動の利用統一上最高機能を發揮せしめ、(五)非常時終了に際しては、善後措置につき、大統領に助言援助をなす等が規定された。國際交通機關は、一九三四年交通法に

基き、一九四〇年九月二十四日付大統領令で設置されたもので、國防及び有線、無線、海底電信の計畫を立て、之が軍用、産業用及び民間需要の割當を行ふことを任務とせるものであつた。生産管理局は、一九四一年一月七日創設されたもので、産業界代表としてクマードセンを長官とし、労働代表としてヒルマンを次官とし、スチムソン陸相、ノックス海相の四名にて組織せられ、大統領に直屬せる國防計畫上生産部門の最高機關とし、生産上の物質的要請の充足と労働力補給の確保とに關する凡ゆる問題を處理せしめることとし、それが爲必要な既設各機關は全部之に従屬

せしむることとなつた。即ち生産部、購入部、優先決定部、優先會議、生産企畫會議がその附屬機關として、移管又は新設されたのを初めとして、生産部には國防請負契約事務課とか、原材料課、航空機兵器課、造船建築物資課なども設けられ、購入部には、被服裝具課、契約整調課、設備物資課、産業用及軍用資材課、企畫及原價計算課、給養課などが設けられて居る外、生産各方面の代表者にて組織せる諮問委員會もあり、又工場立地委員會も設けられた。其後生産管理局内部の部課中同一商品又は物資を取扱へるもの、間の聯絡統一を圖り、且それらの部課と外部の企業との提携を完全に爲す爲、商品別課を設けて、全國三十餘種の産業別委員會と協力せしむることとし、尙ほ物價行政民需局や、中央清算所などの設備もあつて、生産管理局の事業遂行の完備を期した。

生産管理局労働部は、從來の國防諮問會議の勞務部を移管したもので、從來の勞務要請標準課や、労働補給練成課、業内練成課其他の機關を統合し、且勞資の意見を代表する爲特別の相談役も任命し、地方委員會なども設置することになつた。生産管理局には、労働補給部もあつて、各方面と協力して、労働力補給上の萬全を期すると共に、一九四一年三月十九日に新設された全國々防仲裁會議なる機關と

も協力して争議の解決防止に努めることになつた。

以上の外、生産管理局には、運輸部、州及地方協力部、國防住宅統制官、米洲諸國文化通商關係統制官等もあり、中央行政部、情報部、全國々防調査委員會、國防通信會議等もある。

以上は國防計畫の生産方面に關する諸機關であるが、一九四一年五月二十日大統領は、市民防衛局の設置を命令し、ニュー・ヨーク市長ラガルチアを局長として、一般市民の國防計畫上に参加すべき途を開くと共に、國民志氣昂揚に努めしむることとした。

右の如く國防計畫遂行の機構は、頗る複雑せる上、その人事に至つては、同一人が異なる職務を兼任せる場合多く、一方の機關の局長が、他の機關に於ては平局長となれる如き場合もあり、ルーズベルト大統領の人事行政の複雑困難を暗示せるものがあるが、とにかく、前大戦當時に比すれば、今回の之等國防生産機構上には、いづれも労働者側代表の参加が認められ、アメリカ労働總同盟と産業別組合會議と單獨組合とが、各代表を出してゐるのは、注目すべく、又その結果、さらでだに複雑なる人事關係の一層複雑となつて居るのも免れなれない状態である。

労働争議 一九四一年は、殊にその上半期は、労働争議

の頻發し、それが内外に報道せられて、世界的の關心を喚起し、一時は合衆國産業機構、延いてはその國防計畫が全般的に危殆に陥るが如く見做さるゝに至つた點に於て、注目された。然しながら斯くの如きは、誇大の報道にすぎざることとは、罷業發生件數等より見て、産業股盛期にもかゝらず、それが必ずしも著しき増加を示してゐない點からも決論し得ること、合衆國の勞働爭議が斯く誇大に各國に報道されたのは、一は、その軍需増産に及ぼすべき結果を憂へたるイギリス側の爲にするところある宣傳によるもので、それと同時に合衆國內部に於て、ルーズヴェルト政権成立以來勞働組合の進出著しきものあるに對して反感を抱ける一部資本家が、前大戰の經驗を想起して、非常時に際して、勞働側勢力の抑壓を試みんとし、勞働運動を制限すべき法令制定の口實を得んが爲、罷業の影響を誇大に吹聴せしものと云ふべきであつた。最近數年間に於ける合衆國の勞働爭議の實狀を省みるに、左記統計に於けるが如く、賃金其他の勞働條件の維持改善を原因とせるもの漸く減少して、勞働組合の結成及びその團體交渉權の承認、従業員代表權に關する關係組合間の紛議、又殊に重要な一産業内に於ける組合分野の劃定等に關する事項を原因としたるもの著しく増加せることで、本年度の爭議に於ても、

罷業件數及勞働者數原因別百分率

原因別	賃金及時間		組合關係		雜	
	件數	人員	件數	人員		
一九二七	四一〇	七二七	三六〇	一三・九	三三・〇	一三・四
一九二八	三三・八	四三・四	三六・三	二九・三	二七・七	二七・一
一九二九	四〇・四	三六・四	四一・三	三三・三	一八・五	二八・一
一九三〇	四三・六	四〇・三	三二・八	四一・七	二四・六	一八・〇
一九三一	四六・一	四四・九	二七・八	三二・六	一六・一	二一・三
一九三二	六三・七	七三・一	一九・〇	三三・四	二一・五	二一・三
一九三三	五三・四	四七・五	三二・九	四〇・七	二二・七	二一・八
一九三四	五九・五	三三・四	四四・九	三二・一	一四・六	二二・一
一九三五	三三・九	六〇・二	四七・二	三六・一	一四・九	二二・七
一九三六	三三・一	三三・三	三〇・二	三三・四	一四・七	一三・三
一九三七	二九・九	三二・四	三三・八	三九・八	二二・三	一七・八
一九三八	二八・〇	三六・七	三〇・〇	三三・六	三三・〇	三〇・七
一九三九	二六・三	二九・九	三三・三	四四・四	三〇・〇	二二・七
一九四〇	三〇・二	四一・〇	四九・九	三三・一	一九・九	二二・九

この種組合關係の罷業の多數を占め居ることは、云ふまでもないのである。一方、一九四一年上半期に頻發せる勞働爭議は、他の點より見て重要性の認めらるゝものがあることは、注意すべきであつた。即ち近年著しき進發を示した勞働組合運動が、軍需増産の好況に乗じて、その勢力を愈

々擴張し、永年組合不承認を堅持して譲歩せしざりしフオード會社の如きものが、遂に團體協約を締結せざるを得ざるに至りしことや、又組合同志の對立抗争が、單なる幹部間の勢力争ひの結果なるに止まらず、各産業機構上に於ける勞働組合の地位を決定し、殊に常該産業に於ける特殊勞働組合の機能を明確にすべき問題にまで立入つて考慮せざるべからざる時期に到達せること、或ひはルーズヴェルト大統領の國防計畫に對して、勞働組合では概して、全面的支持を提供しつゝあるにもかゝらず、尙且國防計畫の遂行を阻害して省みざる少數極左派の策動のあること、而してそれに對して、政府は斷然軍隊の出動乃至經營の接收、政府管理の設定等の手段に出づべきこと等の事實が判明したることである。尤も、本年最大の爭議と云ふべきペンシルヴァニアの炭坑罷業の如きは、國防計畫遂行後に發生したものでなく、多年係争中なりし問題が偶々團體協約更新期に際して、最後の解決を得んとして惹起されたもので、時局的性質のものではなかつた。

合衆國に於ては、勞働爭議は、ルーズヴェルト大統領の第一次就任以來毎年漸増の傾向にあつたが、一九三四年を最高として、以後隔年に増減して居り、一九四〇年は、罷業件數合計二千五百八件、關係勞働者數五十七萬六千九百

八十八人、損失勞働日數累計六百七十萬八百七十二日と報告され、之等の數字はいづれも一九三九年に比すれば著しき減少を示して居るのであるが、一九四一年上半期に於ては、左の通りになつて居る。

月	件數	人員	損失日數
一月	二二一	九〇、九七六	六六四、八一三
二月	二五〇	六九、四四三	一、一二八、三八六
三月	三二〇	一一五、四一九	一、五四三、五四四
四月	三五八	五〇八、三三七	七、〇八五、六三四
五月	五〇〇	三一五、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇
六月	三八五	一三四、〇〇〇	一、三七五、〇〇〇

之を一九三五年乃至一九三九年の各月平均數に比較すると、この期間の毎年五月の平均は、二九〇件、一〇一、八三二人、一、八九三、二九九日となつて居り、六月の平均は三〇八件、一三五、八一六人、一、〇八四、三三四日となつて居り、一九四一年に於ても甚しい増加とは、見做し得ないのである。殊に一般産業界の好況と爭議發生せる産業が軍需關係の重要諸會社なるとを考へると、數字の上の増加は、必ずしも驚くべきではなかつた。上半期中の重要爭議を列記すれば、炭坑業に於ては、五月十九日罷業を開始せる無烟炭坑業の爭議は、賃金一日當一弗値上を要求したも

のであつたが、罷業開始即日解決の結果、炭坑會社と合同
 業業労働組合との間に締結された有効二箇年の協定によれ
 ば、一日六十仙乃至七十五仙の値上となり、毎年休暇手当
 として二十弗が支給されることになつた。之に反して、ベ
 ンシルヴァニアの瀝青炭坑争議は、三月十一日以来交渉を
 繼續の上、同月末日協定期間満了と共に罷業を開始し、罷
 業繼續約一ヶ月に及び、六月十九日北部炭坑主との協定成
 立を見たのであつた。この協定は、全国の軟炭生産七割を
 占むる従業者約二十五萬に適用すべきものであつたが、賃
 金一日當七弗、休暇手当二十弗、毎年一週間の有給休暇支
 給等の規定から成るものであつた。然るに南部炭坑主の一
 部では、團體交渉による協約に反対するものあり、組合側
 では七月八日を期して、再び罷業を敢行すべきことを聲明
 したが、大統領の助言等もあり、罷業二日前基本賃金七弗
 の協定成立して解決を見たのであつた。由來ペンシルヴァ
 ニア炭坑は、多數の炭坑會社によつて經營され居り、産業
 事情も各差異あり、従つて従業條件にも著しき相異なる
 爲、永年紛争絶えず、先年政府は、合衆國としては珍らし
 くも調査委員會を任命して、解決の方法を考究せしめた結
 果、本年はその報告に基く案の實施期になつて居つたもの
 である。

フォード工場の争議は、反労働組合主義の牙城と云はれ
 たこの世界的企業會社をして年來の方針を一擲せしめたも
 のとして、全國的の注意を喚起したものであつた。この争
 議は、最近合衆國に於ける争議中の典型的のものであつ
 て、中心問題は労働組合承認であつた。産業別組合會議は
 由來、自動車工の組織化には特殊の盡力をなし、殊に一九
 三七年以來フォード會社従業員の組織化に力を注ぎ、幾度
 か全國労働關係會議にも提起して、團體交渉権の承認を要
 求するところあり、その要求は、各級調停機關の承認する
 ところとなつたが、會社側ではあくまで判決に服従を拒絶
 し、一九四一年二月遂に最高法院に上告の結果、會社側の
 主張認められず、最高法院は、會社が従業員の組合加入に
 反対するを否とし、従業者の團結權干渉を不當と認め、且
 組合運動参加を理由として解雇したる職工復職及び賃金追
 徴を命ずるに至つた。然るに會社側では、依然組合の承認
 を拒絶せる爲、遂に罷業決行となり、ミシガン州法規定の
 手續を経て、四月二日リヴァー・ルーズ工場の従業員八萬五
 千名の罷業となり、その結果各地の仕上工場四萬人も休業
 の止むを得ざるに至つた。斯くて、州及び聯邦當局の調停
 活動は開始せられ、全國労働關係會議では合同自動車工組
 合を以て従業員代表團體と見做すべきや否やの投票を行は

しめることとし、それと同時に投票の結果を待ちて交渉を
 再開せしむることとして、四月十一日復業したのであつ
 た。五月二十一日投票の結果、産業別組合會議所屬合同自
 働車工組合は五一、八六六票、アメリカ労働同盟加盟第二二
 五五〇聯邦労働組合は二〇、三六四票、其他一、九五八票
 と報告され、合同自動車工組合は、全従業員代表機關とし
 て、會社側と折衝の上、六月二十日協定成立を見たのであ
 つた。而して會社側では、苟しくも團體交渉權承認の上
 は、徹底的にその原則に基く協定を作成すべしと云ひ、組
 合員以外の雇傭を認めざるのみか、組合費控除制度、自動
 車業中最高賃金の支給、工場世話役制度、勞資代表協議機
 關設置、殘業割増賃金支給、其他の規定より成る廣汎なる
 協約を締結したのであつた。

カリフォルニア州イングルウッドの北米航空機會社の争
 議こそ、ルーズヴェルト政權の敢行した第一回の強制管理
 の發端となつたものであつた。この争議は、當時新設され
 た全國々防仲裁會議の手によつて處理されて居つたもの
 で、會社側では、交渉繼續中罷業せざる場合には、やがて
 作製さるべき協定は、五月一日に遡つて實施すべき旨聲明
 して居つたものであるが、地方支部の幹部が、會社側を信
 用せず、本部側を無視して、六月五日罷業を決行し、大統

領の勸告にも組合長の命令にも服従せず、依然復業せざり
 し爲、軍隊出動となり、政府の工場管理となつたものであ
 る。アメリカ・アルミニウム會社クリヴランド工場
 で、六月九日から開始したダイ・カスト工約七千名の争議
 は、罷業豫告にまで至つた時、徴兵事務次官が、軍需産業
 労働者にして、業務上の理由にて徴兵を免除されて居るも
 のが、罷業した場合には、直ちに之を召集すべしと聲明した
 結果、關係労働組合たる産業別組合會議では、急に會社側
 と妥協して、六月十一日復業したものである。サンフラン
 シスコ地方の造船所十一箇所の労働者約千五百名も、五月
 十日罷業したが、この際には海軍當局で、罷業者を解雇し
 て、海軍工廠員を以て之に代るべき旨を發表の結果、復業
 するに至つたし、ニュージャージー州のカーネー造船工場
 の團體交渉權を中心にした争議も、組合本部の指令を無視
 して罷業になつたものであり、其他にも、この種「不法
 罷業」は少からず惹起し、それらは産業別組合會議派の主
 動者たるものが多かつた關係から、組合會議派内部に於け
 る共産派の策動が問題になつたが、之等は、寧ろ今日では
 會長を辭した組合會議左派指導者たるジョン・ルイスの變
 態的政治活動の一部と見做し得るのではないかと思はれ
 る。

全國國防會議 一九四一年上半期に於ける労働争議の頻發は、全國に亘つて異常の衝動を惹起し、或は國防計畫の遂行を妨害すると云ひ、或は共產派の陰謀ありと云ひ、又それらの口實の下に、労働運動の弾壓を目的とせる法案の制定を求むるものもあり、之に對して、大統領は、三月十九日附執行令を以て新争議調停機關を設置することとなつた。全國々防仲裁會議がそれである。之は、十一名の會議員で組織し、内三名は一般公衆を代表し、残る八名は勞資同数の代表となつて居り、前者の一名たるダイクストラ博士議長として、労働側代表としては、労働總同盟會計主事デ・ローヂ・ミーネー及、鐵道従業員組合のデ・ローヂ・ハリソン、組合會議派では會長フリップ・マレーと、トマス・ケネディー等あり、資本案側代表には、アメリカ布哇汽船會社のローヂ・チャー・デイ・ラップ・アム、スタンダード石油會社のウォールター・シ・ティール、合衆國ゴム會社のサイラス・エス・チン、ワシントン・ポスト誌主筆ユー・ヂェン・エス・マイヤーであつて、いづれも有能達識の名士で、この任命は好評を以て迎へられた。

國防仲裁會議は、特に國防關係の産業に於ける争議の防止、解決を任務としたものであるが、それには、先づ、労働大臣が、當該争議が國防上必要な設備又は物資の生産

引渡を妨害する虞ありと認め、且労働省既設の調停機關にては、解決不可能なる旨證明した時、改めて仲裁會議の活動となるのである。而して労働大臣の證明ありし時、會議では、かねて用意せる名簿中より勞資及び一般公衆の代表三名以上を指名して、その解決に當らせるのである。その他、争議當事者双方を援助して、協定作製の交渉を進捗せしめることも出来れば、又任意的調停の手段を講ぜしめることもあり、或は双方の要求ありし際は、將來の紛議を防止すべき方法を確立する上に盡力し、又は事情調査を行つて、解決案を勧告し、及び調査の結果と解決案を公表し、乃至は全國労働關係會議をして、係争中の争議に於ける労働代表の選定を督促する等の方法によりて、争議の斡旋、解決に努めることになつて居る。

斯くして、仲裁會議設置以來七月末日までに、取扱へる争議件數合計五十七件中、五十四件は解決を見た報告されて居る。

失業問題 一九四〇年六月天文學的數字の豫算と未曾有の軍需増産の計畫を基礎とせる國防擴充方針樹立實施せられて以來、雇傭人員の増加と生産力の増大とは著しき成果を得たにもかゝらず、且徴兵法による應召者の漸増は、民間労働力の多大の部分を吸収せるにもかゝらず、失業

者の減少著からざるは、合衆國労働界の不思議なる現象と云ふべきである。勿論軍需産業に於ける労働力の不足は、主として熟練工の方面に於て深刻であるが、既に政府は、熟練工の補給にも各種の方策を盡したる上、從來軍需工業方面に於ては、歡迎せられざりし黑人其他外人労働者に對しても、差別待遇の撤廢せられ、老齡退職者の再雇傭や、女子労働者の雇傭も激増の傾向にある際とて、失業問題の依然解決を見ず、却つて所謂重點主義失業なる新現象をさへ呈して居るのは、興味ある事實である。

就業労働者數の増加は、一九四〇年六月國防計畫實施以來一九四一年五月末日までの一年間に於て三百萬と云はれ、農業以外の就業労働者總數は三千八百二十七萬に達したのであるが、之に對して失業者數は、一九四一年五月現在最小限度の概測にて三百九十六萬と云はれ、最高統計では、九百萬に達すると報告してゐるところもあつた。而して労働組合側の豫想によれば、一九四一年以降に於ける失業者減少は、約二百萬にすぎないと云ひ、政府の失業救済事業の一である事業企業部の計算では、一九四二年六月末日までは、失業者數は平均五百五十萬乃至七百五十萬を下らないとも云はれて居つた。

一方就業者増加の状況を見ると、一九四〇年五月より一

九四一年五月までの期間に、農業以外の労働者の増加は、三百一十一萬五千人であつて、製造加工業の増加最も著しく、合計百七十五萬六千人即ち二割二分の増加を見た云はれるが、製造加工業以外に於ても、土木建築、商業、官業等にも著しき増加はあつた。而して製造加工業中耐久性物資製造業に於ては、三割二分一厘の増加が報告され、その就業指數は一三一・〇（一九二三年乃至一九二五年を一〇〇として）となつて居り、最高記録と云はれる。航空機製造業の指數は、一九四〇年五月現在二六七・四より一九四一年五月には、六二二・七に上昇し、造船業では、一五八・二より三〇三・二に、工作機械業では、二二二・一より三二四・八に、エンヂン製造業では一四八・九より二六八・二に増加した。之に反して、非耐久性物資製造業では、就業者の増加著しからず、全體として僅かに一割二分四厘の上昇であるが、それにしても一九四一年五月の就業指數一八・七は、最高記録と云はれる。労働大臣は、一九四二年五月までは、尙二百五十萬乃至三百萬の増加あるべきを豫想し、労働統計局の概算でも、軍需工業方面に於て百四十萬の増加は必要なりと、一九四一年五月當時發表したものであつた。因に一九四〇年五月以降一箇年間に於ける兵員の増加は、百二十萬であつた。

合衆國に於ては、毎年新労働者数の増加は、通常六十萬と見積られて居り、この外にも農業労働力の過剰の工業方面に流れ込むもの、婦人及び獨立經營者の賃金労働者となるもの等あり、加ふるに、八百萬乃至九百萬は、一週四時間以下の操短作業に従事せる進失業者である。之等の事

其他歐洲諸國の労働事情

一九四一年に於けるドイツのバルカン及び東地中海作戦と對ソウイェット開戦とは、歐洲大陸諸國の形勢を漸く新秩序の方向に推進せしむる重要動力となり、かねてドイツの提唱せる歐洲新秩序の具體的基礎は漸次に固めらるゝに至つた。歐洲に於て、ドイツ軍の席捲するところとなつた所謂占領地帯を除けば、スウエーデンが依然中立的立場に残るのみであつて、バルカン諸國は、樞軸側に屬し、フィンランドは、對ソウイェット復讐戦に驟起して、再び交戦國となり、唯フランスが、本國の面積の五分二と人口八百萬とも非占領地帯として維持せることが、複雑微妙の關係を現出して居るのみである。

フランスに於ては、前年敗戦後組織せられしベタン政権は、國民革命を標榜して、銳意國力の恢復に努力しつゝあ

情は、失業者の減少を著しからざるものたらしむる要因となつて居る。殊に國防計畫實施以來、資材、機械器具、運輸機關等の不足と戦争による通商妨害等は、雇傭増加の一大障礙をなして居るし、民需消費材製造の制限は、所謂重點主義失業現象を惹起せしめてゐる。

りと雖、いかにせん敗残の弱體意に任せず、國內に於ても、又海外領土に於ても、反ドイツ派と親ドイツ派の對抗と、反英米派と親英米派の抗争とは、解決し得ざる葛藤を生じ、自由フランス主義を旗印として、聯合國の庇護下に活躍せるド・ゴール將軍の一派は、その勢力を海外諸領に布植して、ベタン政権に對立せる結果は、遂に本年に至つてシリアの喪失となり、其他各所の基地は、米英側の占據利用に委せざるを得ざる窮狀に陥らしめ、之が反動として、國內に於ては、親ドイツ的傾向漸く顯著にして、本年度再三の政變によつて、反ドイツ派政治家は陶汰せられ、八月十一日の内閣改造の結果、ベタン政権副主席たりしゲルラン將軍は、陸海空三軍の總帥權を掌握し、歐洲新秩序確立の爲、ドイツと協力すべき方針は闡明せらるゝに至つたが、しか

も國內の形勢依然混沌として釋然たらざるものがあつた。この間にあつて、ベタン主席は、幾度か國民革命の意義を説き、或は國民諮問會議の重要性を主張して、舊國會勢力の抑制に努め、或は特別司法機關を創設して、敗戦責任者の糺弾を行ひ、在郷軍人團を政治結社化して、フランス新生の基礎組織の確立に努め、反共產主義勇軍を激勵して、歐洲の傳統的文化的擁護を力説し、とにかく敗戦後の復興と自主獨立國家の建設に邁進せんとするところあつたが、内外の事情は、遂にフランスの地位を、明確ならしめるには至らなかつた。

一方、ベタン將軍の所謂國民革命の内容についても、一九四一年には、その全貌を把握し得るには至らず、その經濟機構の漸次全體主義方向に赴くを看取する程度に止まつた。

ベタン將軍は、四月十二日付法律を以て、五月一日をば祭日となし、當日は労働の神聖と社會平和の昂揚に努め、給與を減額することなく一日の休業をなすべきことが布告された。本年五月一日ベタン首相の放送した言葉によると、從來メーデー祭は、國內の分裂と増悪の悪感情とを表徴せるものであつたが、自今は統一と友愛とを表徴すべき祭日となし、苛しくも「産業の指導者たるもの、即ち雇主

は、その指導者たるべき地位にふさはしくせん爲には、自ら多數の人間の生命に對し、又或る意味に於ては、多數の人間の魂に對して、責任を有する地位にあることを自覺し、雇主に對しては、その使傭せるものと其の家族の威嚴と福利と健康と志氣とは、第一の關心事たらざるべからず。そののみならず、雇主は、被傭人の自由を尊重し、その福利に關する私見を強ゆる如きことはなすべからざることで、却つて被傭者自身が欲する如き福利を求むべきものである。然らば、労働者が、僞りの指導者の手より解放されしとき、自分等の欲するものは何かと、憚りなく且眞面目に自問するものは、何であらうか。先づ第一に彼等の欲するものは、從來往々にして陥つてゐた如き無明狀態より脱せんことである。即ち自己の労働をば商品として賣らざらんとすること、自己をば器械として取扱はれず、生命あり、思考力あり、且惱みある人間として取扱はれんこと、又その長上に對しても人と人との關係に於て取扱はれんことである。第二に、彼等は、明日はどうなるかといふ不安より脱却せんことを欲する。即ち苦しみ失業より保護され、その仕事に於て安全權即ち財産權を見出し、各人の性能の限度までの立身出世の機會を與へられんことを欲するのである。第三に、彼等は、その關係せる企業的發展上、

正當の範圍まで、参加分擔せんこと、疾病老年の際彼等を待ち構へて居る困窮に對する保障を得んこと、その子女を養育して、各能力に應じて正直なる生計を營むを得しめんことを欲するのである。之等の欲望は、凡て正當なるものであり、我等が建設せんとする新秩序に於て、それが満足を達成せしめなければならぬものである。之等の欲望の満足には、協同の精神が質的、量的の生産力増加といふ當然の結實を齊す以上、生産費上不當の負擔を課すべきものはなし」と云つて、進んでベタン將軍の所謂「新秩序」なるものが、「國家に對して、個人を孤立状態に放置する如き原則と、勞働者と雇主との團體をば、互ひに對立敵視せる陣營に放置する如き原則は、凡て棄却し去つて、雇主と技能者と勞働者の三者を一丸にして、各業種に結合するものであり、それらの結合體は、社會階級を中心にして形成すべきにあらずして、同一企業に従事するもの全員の共同利益を中立にして構成すべきである」と説明して、産業上の新協同體の結成を主張したものであつた。

北歐に於ては、ベルギー、オランダを初めとして、ノルウェイ、デンマークに於ても、ドイツの占據後、それらイギリス依存諸國を漸次修成して、歐洲新秩序の有機的構成員たらしめんとするドイツ側努力は著しく、戰時特殊の政

治機構を施行せるは暫らく措くとして、産業労働問題方面に於て着々建設的方策の施行されたのは、注目せられた。

フィンランドに於ては、前年ソヴィエト聯邦と休戦後、戰禍の恢復に學國銳意するところあり、その成績亦目覚ましきものもあつたが、一九四一年には再び開戦の結果、それらの復興事業も停止するに至つたのは、遺憾であつた。中立を孤守せるスウェーデンには、今次戦亂では戦火は直接波及せざるも、前世界大戰に比して、海上封鎖の峻烈を極めたる爲、その海外貿易も杜絶となり、加ふるに全歐洲を擧げて、新秩序建設に邁進しつゝある際、果してその獨自性を嚴守し得るやば疑問とせられるが、尙ほこの北歐の一角に民主主義の旗幟の殿として翹るを見るは、興味ある光景である。

左は、ドイツ軍占領地帯に於ける労働關係の主要事件の大略を断片的に紹介したもので、歐洲新秩序確立途上に於ける大陸諸國の容相の一面を揣摩し得れば幸甚である。

ドイツの占領地帯に於ては、労働者は組織的にドイツ側に雇傭されることになつて居り、斯くしてドイツ本國へ轉職せしめられた労働者は、凡て疾病保険に加入せしめられることになつて居るのは、興味ある事實である。即ち一九三九年十月二十六日法令では、疾病保険制度をドイツ本國

以外にも適用すべきことが規定されて居つたが、其後一九四〇年九月十二日労働大臣訓令を以て、被占領地帯に於て就職せるドイツ人は、占領前その占領地域の保険制度に加入してゐなかつた場合には、ドイツ本國立法による保険に加入すべきこととなり、唯本國所在の企業より占領地帯へ三箇月未満の期間派遣されたものに限つて、従前のまゝ保険加入を繼續してゐることになつた。又三箇月以上占領地帯にて従業の爲派遣され、或はドイツ企業の派遣員にあらずして占領地帯に従業せるドイツ人労働者の場合には、ドイツ軍當局の設置し又は經營せる保険基金に加入することになつて居るが、この基金では、本國の社會保険制度の規定を全部施行して居り、この占領地帯に居住せるドイツ人労働者は勿論この家族にまで適用して居る。尙占領地帯の保険基金は、ドイツ本國の企業で募集雇傭し、ドイツ國內で従業中生じた疾病、災害の故を以て歸國せる外人労働者にも適用することになつた。

外國人労働者として、ドイツ本國に移轉されて従業せるものは、一九四〇年九月二十八日付労働大臣訓令により、被占領地帯に残して來た妻及び未成年子女に對して、ドイツ本國の基金の負擔で、或る種の疾病手當を支給される特典を有して居る。之は、占領地帯で労働者を募集する際、

ドイツ疾病保険基金から家族に對する手當が支給されるのならば、その労働者は、安心してドイツ國內で従業し得るからであると云はれる。この種の家族手當を支給されるには、その労働者がドイツ國內で三箇月以上従業したものでなければならぬが、ドイツに雇はれて行く前二箇年間、常時収入ある仕事に従事し、或は官營基金の失業保険手當を支給されたことある場合には、右の條件は必要でなくなる。

ドイツ國內で従業中の労働者が國元に残した妻子の疾病の際には、患病一件に付十三週間の醫療が受けられ、又齒科手當も受けられるし、藥劑品の七割までは支給されるし、入院費の半額も償還されることになつて居る。出産の場合には、分娩費用を一時金で支給され、その他醫藥手當も與へられる。

以上の組織は、ドイツ保險醫組合と被占領地醫師團體との取極によつて規制されて居り、ドイツ保險醫組合は、被占領地醫師團體に對して、一定の料金を支拂ひ、それをば後者は、被保險者家族を取扱ふ醫師に分配することになつて居り、齒科醫の場合も同様である。

ドイツ國內にて従業せる労働者の國元家族の手當經費は、占領各地の募集労働者數に比例して、各基金で分擔す

ることになつて居り、ドイツ保険醫組合では、ドイツ疾病保険基金より、占領地で募集した労働者一人當り一定の金額を受け取ることになつて居る。

以上の規定は、多少の差異はあるが、凡て、オランダ、ベルギー及びフランス被占領地帯で募集した労働者に適用せられるのであるが、デンマルクの場合には、一九四〇年十二月十二日ドイツ當局との間に成立し、一九四一年初頭より施行になつた協定に基いた、疾病保険が実施されて居る。この場合には、ドイツ國內で従業せるデンマルクの労働者は、ドイツ立法により被保険者となつて居るが、ドイツ在住中は、デンマルク疾病保険基金に掛金を納入しない。而して萬一疾病災害の爲、その加入せるドイツ基金の承認を得て歸國した場合には、コペンハーゲンのドイツ職業紹介事務所々屬の基金から、保険給付を受取ることになつて居り、又妻子は、同じくドイツ職業紹介事務所の基金から、デンマルク立法に基く疾病出產手当を受けることになつて居り、夫がドイツにて従業中、國元の妻は、デンマルク基金に掛金拂込は免除されて居る。

ポヘミヤ・モラヴィアに於ては、一九四一年一月二十三日付法令を以て、失業者は、失業手当支給期間中は、疾病保険の特典も與へられることになつた。元來チエツコスロ

ヴァキアには、労働組合の基金を中心とする所謂ガン式失業保険制度があつたのを、ドイツの併合後廢止になり、一九四〇年三月十九日付法令を以て、新失業保険制度が設けられ、同年五月より實施となつたのであるが、この時、失業保険と疾病保険とは互に聯絡するものとして組織され、強制加入の疾病保険の被保険者は、失業の際は失業手当をも支給されることになつたのである。

之等は、大體、ドイツ本國に於て實施されて居る社會保險制度に準據して、各占領地の社會保險制度を修正又は再建したもので、前記以外にも、後記の如き例が各國に報告されて居る。

フランス生産總局 ベタン政權では、一九四〇年その敗戦後復興政策の一部として、工業生産の組織化と農業職團制度の創設に着手し、それに関する法律も制定せられたが（昭和十六年版本年録四二七乃至四三〇頁参照）、一九四一年には經濟組織化の方針は、愈々促進せられ、五月四日付法令では、商業組織化一般委員會の任命が公布されたし、之より先四月三十日には、各業聯合中央情報局の設置を見た。

商業組織化一般委員會は、消費者用製品を直接又は間接に入手し、之をば卸小賣業者と、分配業及び輸出入業の各種中介業者に分配すべき各般の活動及び企業の統制を目的

とせる機關であつて、國家の專賣事業の製品のみは、その管下に入れない。この委員會の權限は、左の如くになつて居る。

- (一) 附屬委員會の蒐集せる統計の綜合整理。配給業者カードの創設及び發行の原則決定。配給に関する情報、統計、規則其他文書の統合及び配布。
- (二) 工業組織化委員會及び農産機關の爲、消費者の要求に應じ又は入手し得る原材料の有效なる利用に関する方策の研究及び提案。
- (三) 政府當局の要請による調査實行及び建議、其他關係當局の諮問機關としての活動。
- (四) 商業上の企業の配置、價格制度、數量、形式及び構成、又は販賣制度、其他既成品配給の方法に関する原則の作製及び實施上の援助。
- (五) 關係當局の指示せる部門に設置せられし特別組織委員會の事業指導と、その活動の統一、爭議解決、及び最短期間に最小費用にて最大量の製品を消費者に提供すべき方法の研究。
- (六) 關係當局者と内外諸機關及び特別組織委員會との聯絡機關としての活動。
- (七) 商品の別なく、競争の公正と消費者擁護とを目的とせる凡ゆる事項に關し一九四〇年八月十六日付法律に規定せる權限の行使。

商業組織化一般委員會には、主事一名を置き、之が政府に對して責任をとることとなつて居り、その輔佐機關として、理事會と諮問會議とがある。理事會は、卸、小賣、行商、仲介業の各種企業中の有資格者十二名を選定して之を組織し、諮問會議は、各種の企業及び各特殊業種の部門毎に特有の組織方法を研究する爲、數省共同の命令を以て設置せる特別組織委員會毎に一名づゝの代表を以て構成することになつて居る。工業生産省長官は、辨務官一名と代行員一名とを代表として、一般委員會に参加せしめて居る。

各業聯合中央情報局は、商工業の生産組織化を掌する委員會の事業統一の爲、工業生産省直屬の諸委員會と協力して、商工業組織化の順調なる實施上必要なる財政、經濟、法律其他一般の問題に関する情報を蒐集整理すべき機關である。之が設けられたのは、一九四〇年八月十六日付法律に基き任務された組織委員會が、既に活動を開始し、重要な成績もあげて居るが、各種の組織委員會の間に情報の交換を初め、聯絡提携、情報蒐集等の共通の業務があり、又政府各省側でも、各業種の組織化状態や、組織委員會の事業、國內經濟活動の各部門の状況に關する情報を入手すべき必要あり、尙、中小業者を初め、労働者、職員、技能者等の協力を得る必要も生じた結果であると云はれる。

中央情報局は、工業生産省長官の任命せる職員で構成して居り、局長一名、主事一名、政府事務官一名を含んで居り、三十名の委員より成る諮問委員会が設けられて居り、委員は、工業生産省長官が任命することになつて居り、總裁を初めとして、組織委員会代表、製造業者、商人、手工業、労働者、俵給生活者、職長代表等が参加して居る。委員の選任は、各人の能力を基礎にして行はれる。尙中央情報局の職務は、將來工業生産省以外の各省の組織委員会にも及ぼすべきことが規定されて居る。

因にベタン政権の経済統制計畫の基本組織とも云ふべき組織委員会制度は、一九四〇年創設後、種々の非難に省み、一九四一年三月には、その構成を改正して、獨立經營の工業主や賃金労働者をも委員として参加せしめることになつた。當時生産省のビエル・ビュシニュー長官は、「労働階級が、純然たる技術的、経済的問題よりは、寧ろ社會的性質の問題に關心を有つことは、無理もないやうではあるが、本官は、敢て、賃金労働者を要請して、國家の經濟的運営、殊に操業短縮とか、企業閉鎖等の問題に關する經營上に参加せしめることに決した」と云ひ、又組織委員会の各委員は、「單に企業主として、自己の權益擁護にのみ關心すべきでなく、國家の受託者として行動すべきもの」で

あつて、企業主たるものは、苟しくも組織委員会に列した際は、唯全フランスの利益をのみ考慮すべきであると力説したのは、ベタン政権の産業統制政策の方向を暗示せるものとして示唆に富んだ言葉であつた。

一方産業統制政策の實施は、漸次進捗して、一九四〇年十一月九日付法令を以て、労働總同盟、基督教労働者組合總同盟、フランス労働組合同盟會等の労働者團體の中央機關は解散となると共に、資本家側の中央鑛山委員会、鐵鋼業委員会、フランス雇主總同盟の如き中央機關も解散となり、唯それらの加盟團體のみが存続することとなり、労働總同盟加盟の有力組合たりし官公吏組合聯合會の如きは、根本的の改編を命ぜられ、建築家の如きも、法律を以て組織を命ぜられ、建築業者は、(一)フランス國籍を有し、

(二)民法上の私權全部を有し、(三)免狀所有者にして、(四)組合員たるもの、外、營業を許可されないこととなつた。而して建築業者は、労働法典第三編に規定されて居る労働組合の組織は禁止されることになり、其他種々なる統制規定が設けらるゝに至つた。

一九四一年に行はれた産業組織化の一例としては、海洋水産業營團の成立をあげることが出来る。之は、三月十五日付法律を以て組織されたもので、海上及び沿海漁業從事

者全部を加入せしめることになつて居り、水産關係の製造加工及び販賣の企業をも包含するもので、その組織は、(一)地方組合、(二)地區聯合會、(三)聯合水産委員会及び同所屬地方委員会、(四)中央營團委員会等の機關を有し、この中央委員会が全部の統制機關になつて居る。水産業の組織化と同時に、漁業用網配給機關も設置されて、フランスに於ける漁具の販賣は、凡てこの機關の監督の下に行はれることとなつた。

フランス勞務統制 べタン政権成立後、フランスに於ては、開戦以來施行された労働條件其他勞務上の統制は、一變を見るに至つたが、一九四一年七月には、家族手當制度の改正が行はれた。フランスの家族手當制度は、各國中でも完備せるものとして知られて居つたが、七月二十九日付法令により手當計算の基礎及び手當金額に改正の行はれたのは、べタン將軍の國民革命が、家族主義を基調の一とせるだけに注目し得るものであつた。

今回の改正の結果、家族手當計算の基礎となるべき賃金をば都市と農村との二種に區別し、各縣では、二箇月毎に平均賃金を定めることになつた。即ち都市平均賃金の計算は、各地方の商工業家族手當委員会と協議の上、各縣内の商工業成年従業者の現行賃率、及び團體協約に規定せる最

低賃金を參酌することとなり、農村平均賃金は、縣別農業家族手當委員会と協議の上、農業、農村商業及び農村手工業の成年従業者の現行賃率を參酌して算出することとなり、斯くして計算せる縣別平均率は、生産省及び労働省の長官が、家族手當最高會議と協議の上、命令を以て決定施行せしめるのである。毎年十月には、以上の手續を経て、翌年實施すべき平均賃金を定めることになつて居る。而して平均賃金を基礎にして、家族手當の支給を實施する爲、各縣の市町村をば、人口二千人を超ゆる中心地の有無によつて區分し、人口二千人を超ゆる中心地を有する地方をば都市地域とし、二千人以下を農村地域となし、尙特殊地域として、人口二千人を超ゆる中心地ありて、しかも農村的性格を有するものは、特殊農村地方として、それには農村平均賃金を適用することとなつた。都市地域と認められる市町村は、一九四〇年十一月十八日付法令で指示されて居る。

家族手當の率は、扶養を要する第二子に對しては、平均月額賃金の一割とし、第三子以下は各二割となつて居り、従つて、子女二人の場合は賃金の一割に相當する家族手當が支給され、三人の場合は三割、以下一人を増す毎に二割を加ふることになつて居る。

同一の雇主に常恒的に雇傭せられて居り、正規の一週間の従業時間全部を通じて作業して居る労働者に對する家族手当は、一週間従業日數に相當するもの以下であつてはならない規定になつて居る。もし、家族手当支拂總額と現に作業する時間數による計算との間に差額が生じて、それが雇主の負擔となる場合には、一九四一年一月末日までの期間は、臨時措置として一定の條件の下に國家が之を支辨することになつて居る。

右の外の場合に於ては、家族手当は、毎月の従業時間數合計をば、法定一日従業時間で割つた商に相當する數だけの日額を支給されることになつて居るが、然し之は當該月の従業日數を越ゆる數であつてはならない。

扶養を要する子女一人以上を有し、母又は父の稼働所得が、或は、其他目上又は祖父の扶養を受けて居る場合には、はその所得が、唯一の収入の途である家族の場合には、母親手當も支給される。之は、都市地域たる地方及び農村地域でも人口二千人以上の場合には、凡て支給され、金額はその縣の都市地域平均賃金の一割である。

家族手当は、フランス人たる兒童のみに支給されるもので、子女一人のみの場合は、満五歳まで支給され、二人以上なる場合には、末子が満十四歳に達するまで支給される。

而して、母親又は祖父其他目上が、一人で子女の維持の責任を引受けて居る場合には、十七歳まで支給されることになつて居る。

ベタン政權は、經濟復興期に於ける失業緩和の臨時措置として、一九四〇年八月十三日付法律を以て、縣知事に對して、或る場合に於ては、正規の労働時間の短縮を命じ得る權限を附與し、殘業は一年最高七十五時間までは認可すると共に、一九三九年十月二十七日付法令による殘業賃金四割の賺出を停止する等の方策をとつたが、之は一九四一年三月二十五日付法律を以て改正となり、労働省長官は、前年の法令に基き定められた短縮労働時間の施行を停止し、又一週最長労働時間を四十時間より四十八時間まで延長し得ることとし、其の他の制限も停止し得ることとなり、時間延長の際には、それに準じて賃金も増額することとなつた。而してこの種の改正の行はれる企業に於ては、特に繁忙の際は、時間外作業を許可することになつて居るが、時間外作業の結果、労働時間が一週五十四時間又は一日十時間以上になる場合には、勞務監督官の許可を要することになつた。時間外作業の爲、一週四十八時間以上になつた場合には、高率の賃金を支拂ふべく、それは普通賃率の一割増となつた。而して殘業を行ふ企業主が、正規賃金の二

割を共同資金に賺出することになつて居つた規定は廢止となつた。

右の規定は、鑛業、鐵道及び商船には適用しない。尙、被占領地の金屬業、建築業、土木請負業及び建築材料業に於ては、一週最高労働時間を四十八時間に延長すべき命令も公布された。

以上の外、被占領地帯にあつては、雇傭契約の停止や、避難の爲の作業停止、戦争の爲實施不可能となりし年次定例賜暇の代償給與等に関する措置の講ぜられたのは注目された。

ベルギー經濟復興 一九四〇年ドイツ軍の占領後ベルギーに於ては、戦争による被害の復舊、殊に經濟復興の方策はドイツ軍政當局によつて着手せられ、同年六月二十九日付命令によつて、全國復興總務局が設置せられたのを初めとして、同じく七月二十五日には、經濟復興の爲、官民各方面にて實施せる施設を統一し、且つ戰禍の甚しき地方に於ける總務局の事業を組織化する爲、總務局地方支局長の任命があり、續いて九月三十日には、總務局の一部として、經濟復興會議なる機關が設けられ、商工並びに手工業の更生振興に努めることとなつた。之は、經濟省長官を議長として五名の委員を以て構成したもので、商工業及び各種手

工業の復興に關する經濟問題に付、總務局長の諮問に應じ、殊に國家經濟の見地より見て、國庫よりの貸付により事業再開の必要ある企業の選定につき、意見を提出するを任務とするものである。尙總務局の權限も、八月八日付命令を以て擴張され、從來地方道路局の管掌に屬せる機能及び特別都市計畫業務等もその管掌するところとなつた。

復興の第一着手としては、官公署建物の修復、及び一般經濟復興の爲、被害建物所有主に對する修繕再建費用の融通をなすこととなり、八月三十日には、總務局長官及び大藏省長官の命令によつて、官公署の再建と、民間被害建物修繕の爲貸付金提供をなすこととし、官公有建物の戦争による損害は、國家の責任とし、其の他の個人又は法人所有の修復には、全國産業信用組合及び中央擔保貸付事務局が資金融通に當ることとなつた。而して、全國産業信用組合の取扱ふべき貸付は、價格年額査定一萬法を超えざる商工手工業の建物に限ることとし、其の他の場合は、中央擔保貸付事務局の所管となし、この規定以外の場合には、例外として全國復興總務局の許可を要することとし、又價格五千元以上のものは、貸付をなす場合にも、豫め總務局の認可を必要とする規定で、其の他の場合に於ても、一應總務局と協議を要することになつて居る。

中央擔保貸付事務局の貸付利子は、二厘以下とし、貸付及び前渡金の返還については、特殊の規定が設けられて之を保障することになつて居る。即ち國家は、貸付機關と協定の上、元利其の他の費用の返還を保障し、又利子支拂の負擔軽減の爲、補助金を支給する等の規定である。十月二十八日付命令によれば、國家の保障する總額は、信用組合及び事務局のいづれの場合にも、第一回は二億法とし、補助金支給は年額八百萬法を限度とすることになつた。尙十一月十八日には、戰爭の爲甚しき被害を受けた人々に對して、必要設備及び營業繼續上必要な物品購入の爲、中小企業貸付中央金庫より提供せる貸出融資に對しても、特殊條件の下に、國家は二千萬法までの保障をなすことになつた。

因に十月十一日には、從來の財産收用令も改正されて、州又は地方當局者が、授産上必要な公共事業遂行に缺くべからざるものと認められた場合、大藏省長官の副署なる總務局の命令により即刻建物の收用が出来ることになつた。

一九四一年に入つて、二月十日及び三月五日付命令の結果、ベルギーの經濟組織は、根本的に變革せられることになつた。この變革の目的は、二月十日付命令に添付せる覺書によれば、原材料分配上の公平を期し、生産手段の統合

を能率的ならしめ、且同一業務に屬する人々全部をば、各業別團體に組織し、同一紀律の下に統制し、以て職業上の利益を代表する上に統一を圖るにあり、それが爲に、經濟省長官に對しては、左記の如き、經濟關係の法規を制定し其他必要の措置を採るべき廣汎の權限が賦與されることになつた。

(一) 業別又は地域別團體を設置し、それをば、各經濟活動部門の唯一の代表機關に指定する。この種の團體は、公共法人と見做す。

(二) 既存業別集團を改編して、公共的機關となし、又は既存集團を合同して、單一機關となし、之等の機關には特別の規約を具備せしめ、必要に際しては、經營上或は資産割當上の規則を公布する。

(三) ベルギー人の企業なると、又外國人の企業にしてベルギー國內にあるとを問はず、工業、商業又は手工業上の企業、其他官公署に屬する企業は、凡て前記機關に從屬せしめる。

(四) 經濟團體及びその團體員の目的、權能、及び義務を確定する。

(五) 經濟團體の經營執行機關の指導者及び役員の任免。

右の外、經濟省長官は、一般の利益の爲必要と認むる場合には、職業團體が、職業上の利益に關係ある行爲をなすことを禁止し得る權能も有して居る。經濟省長官は、經濟

組織化の爲規則を公布する場合には、經濟團體又は個人、或は特に任命せる委員會をして、該規則の起草をなさしめることが出来る。

以上は二月十日付命令の内容であるが、三月五日付命令は、之が實施の爲、業別、地域別の團體組織の規定を設けたものであつて、經濟活動は、凡て、業別、地域別に統合組織化し、組織の各段階毎に責任を有する體系をなすことになつて居る。

組織化の方法は、職業上からは、經濟活動をば、首腦團體、業別團體及び業別小團體の三種に組織し、各團體の配置及び活動分野に就いては、經濟省長官が之を決することになつて居る。業別團體は、その業種に關する事項につき、加盟團體に對して助言援助をするを任務とし、殊に

(一) 協同の精神に基き、且一般公衆の要請に適應しつゝ尙該業體の權益を擁護すべき目的を以て、職業組織化制度を確立するに努め、

(二) 經濟省長官の委任せる事業を遂行し、

(三) 附議されし事項に關して、勸告を提出し、

(四) 關係當局に對し、團員の經濟活動をば、一般公衆の利益に適應して、促進し得る如き方策を建言し、

(五) 團員に對し、技術上經濟上、及び財政上の一一般問題に關す

る情報を提供することになつて居る。

經濟關係の規則を公布するには、經濟省長官の認可を要する。

各業別團體には、團長を置き、その輔佐として下部組織の團長にて構成する理事會を設ける。

地域的には、經濟省長官の定むべき經濟地域に基いて、經濟活動を組織化することになつて居り、各經濟地域には經濟支部を設け、各支部には班を設ける。之には、經濟省長官の認可を要する。經濟支部は、當該地域の經濟的企業全部の正式代表機關であつて、各地域の全支部の共同利益の擁護を任務とし、尙

(一) 地域内各職業全部を統合し、

(二) 經濟省長官より附議せられし問題に關し報告又は勸告を申し、

(三) 當局に對し、當該地域内の經濟活動を促進すべき方策を建言し、

(四) 經濟方面に於て、經濟省長官の委任する公務、例へば製造元の證明とか、登録簿保管、検査施行等を遂行することになつて居る。

經濟支部の經營は、支部長之に當り、經濟省長官は支部

長の任免権を有する。支部長の輔佐機関として、理事會を設けるが、之は、當該經濟地域に於ける首腦團體、業別團體及び業別小團體に屬する地域的團體の團長と、以上の諸團體に包含せられず又は充分代表され居らざる主要活動部門の代表者と、全國農業食糧配給團長の任命せる農業代表一名と、州又は地方一般公衆及び消費者代表一名以上、其他經濟省長官の任命せるものを以て構成することになつてゐる。

ベルギーの勞務統制 ドイツの占領後、一般經濟方面の機構の一變すると共に、勞働行政の方面に於ても、之に伴ふ種々な方策が實施せられ、一九四〇年八月一日早くも「國民經濟の利益の爲」に賃金俸給安定政策が施行されたのを初めとして、一九四一年四月には、勞働調整制度の實施を見たる如き顯著なる事例であつた。

一九四〇年八月一日付命令は、ドイツに於ける賃金統制政策と同一趣旨のものであつて、ドイツのベルギー進軍をなせる五月十日現在の賃金及び俸給の金額の値上を禁止したもので、この禁止は、家内工業の給與は勿論、習慣的の賞與手當の金額にまで適用され、又新しく賞與手當を支給する場合にも適用されることになつて居り、増給は、法律適用の結果行はれる場合の外、凡て禁止となつた。而して

本令公布後新しく工場、會社等を設立又は改造した場合、給與率は同種工場會社に於て現行のものと同額でなければならず、轉職等の場合は、新たに就職せる職業の現行率を支給せしめることになつて居る。

請負又は出來高拂の協定による給與の場合でも、値上を目的とする協定改訂は許されず、又新協定締結の際には、當該從業者が、所要の技能を習得せる時支給さるべき報酬の金額は、同一業種に於て同一作業に對し通例支給さるべき金額以上になるべき規定を設けることは出來ない。

以上の規定は、賃金俸給値下の場合にも適用されることになつて居り、減給は凡て禁止されることになつた。而して雇主又はその代行者が、右の規定に違反せる給與率にて作業をなさしめた場合には、罰金七百法乃至七十萬法、或は禁錮十五日乃至三年、若しくは兩者に處せられることになつて居り、罰金の金額は、規定に違反して雇備せる人数によつて計算され、一箇年以内に再犯の場合には、處罰は倍加される規定である。

尙ベルギーでは、經濟政策の實施や、勞資間の關係調整の必要上から、物價及び賃金に對し不斷に統制を加へる必要上、之が專任の機關を設けることとなり、一九四〇年八月二十日物價賃金事務局なる機關が、勞働省附屬として創

設され、事務局長官は、關係各省と協議の上、物價及び賃金を決定監督することになり、それに関する命令は、勞働省と事務局とで起案公布することになつた。物價賃金事務局長は、特殊の目的の爲、その權限の一部を、關係各省の主事と協議の上、他の機關に委任することが出来るし、又特殊の場合には、施行中の規定の除外例を設ける權限を賦與されて居る。

勞務統制に関する規定は一九四一年四月四日付及同十日付命令を以て公布されたもので、雇備統制と官設職業紹介所の組織と全國勞務局の權限に関する從來の規定を補足したものであつた。

四月四日付命令は、從業員五十名以上を雇備せる雇主をして、缺員ある場合、之を全國職業紹介監督局地方支部へ報告せしめ、又從業員雇入の場合は、必ず全國職業紹介監督局支部を経てなさしむることを規定したものであるが、この規定は企業主が雇入れんとする從業員の氏名を明示して選定した場合、及び職業局支部より提出せる求職者中より選出した場合には適用しないことになつて居る。而して私立職業紹介機關にして、勞働省の認可したもので、五十名以上の從業員を有する企業の從業員募集をなすことは禁止となり、其の他の企業の場合でも、民間職業紹介所

は、その紹介した勞働者の氏名を關係當局たる地方支部へ報告せざる際は、補助金の支給はない規定である。

以上の規定は、農業勞働者、家庭使用人、劇場、音樂堂カフェー・コンサート、樂師、俳優、演藝人等の募集の場合には適用せず、之等の職業の場合には、從來の有料職業紹介所の業務は、依然繼續することが認められて居る。尤も右の外の勞働者の雇入は取扱ふことが出來ず、又有料職業紹介所の新設も許されなかつた。且有料職業紹介所で業務を繼續せんとするものは、勞働省の許可を受けることになつて居り、許可書は、個人名簿で、有效三箇年とし、特定條件の下に更新することが出来るやうになつて居る。

次に四月十日付命令は、從來の全國雇備失業事務局の權限を規定したものであるが、この事務局は、ドイツの占領後全國職業紹介監督局と改名され、其の後再び全國職業紹介事務局と改名されたものであるが、同令によると、之は求職勞働者に對し助言と指導を與へ、職業を紹介し、且職業上の能力を増進せしめ、又之等の職務遂行に當つて、全國職業紹介事務局では、地方及び全國の經濟生活の事情や、個々の企業の要求事項、求職者の利害關係、殊にその家庭狀況や、健康、能力等を考慮すべきことが規定されて

居る。

官設職業紹介所の一般構成は、戦前と同様であるが、全國職業紹介事務局は、各地方の經濟事情に即應して設置する職業紹介所を通じて、その職務を遂行するもので、各地方の職業紹介所の管轄區域は、全國職業紹介事務局で定めらるることになつて居る。全國職業紹介事務局は、經濟生活の要請に基く労働者の配置を簡捷ならしむる爲、労働省長官が、事務局長の勸告に従つて特定せる或る種の産業又は職業専門の全國的雇傭機關を創設することも出来る。

雇主にして、通常六名以上の労働者を雇傭するものは、全國職業紹介事務局の請求ありし時は、その従業員構成及び企業の運営に關する凡ゆる情報を提供することになつて居る。

全國職業紹介事務局は、その職務執行上に於て、求職者の體位及び職業能力に就いては正確の調査をなし、青少年の職業紹介及び訓練には特に注意し、既就職者の練成及び再教育の爲めにも、種々なる方策を講じ又時には補助金の支給等をする事になつて居る。殊に今回法令に於て興味あるは、第十條第一項の規定で、「常時六名以上の従業員を雇傭せる企業主は、全國職業紹介事務局の要請ありし際は、その特定せる未婚又は寡居にして子女なき労働者を解

雇し、以て全國職業紹介事務局の紹介せる既婚又は寡居にして子女あり、同一職業上の資格を有する労働者を以て之に代ふべきものとす」といふものである。この規定に基いて解雇されたものは、雇傭契約に關する法律に規定された解雇豫告又は豫告の代償を受くる権利はないことになつて居る。尤もこの場合、雇主側でも、又解雇された労働者側でも、事務局の解雇決定に不服の場合は、労働省長官に上告する権利はあるが、しかし事務局の決定は實行しなければならぬことになつて居る。

以上四月四日及び十日付の命令に違反した場合には、それ／＼處罰の規定も設けられて居る。

デンマルク憲法平和法 デンマルクに於ては、他のスカンジナヴィア諸國に同じく、かねて労働争議の定期的勃發を防止する爲、種々の方策が講ぜられ、一九三四年には、調停法を制定して、二年毎に雇傭契約満期の際に大罷業を繰返すべき形勢を緩和せんと試みしこともあり、一九四〇年には、産業平和法とも云ふべき法律を公布し、九月十四日より實施、一九四一年十一月一日までを有効期間として、この間は特殊の場合（労働者の生命、名譽、及び福利に關する如き）の外は、同法適用の産業に於ては、罷業禁止となつた。之より先、政府では、屢々労働争議に干渉を試み

しことあり、或は調停官の調停により、或は臨時任命の調停機關によつて罷業の防止に成功したこともあり、一九四〇年五月三十日付法律では、一九四一年三月一日までの期間内は、全國雇主總同盟と労働組合總同盟との間に締結せるスライディング・スケール賃金調節を規定せる協定は無効となし、この期間中は、一九四〇年一月現在の生計費指數に基く割増給を適用することにした。然るに其後生計費の昂騰の著しき爲、九月二十三日付法律を以て、男子、婦人及び少年の生計費割増給をば、各六・二五、四・一五及び二・六〇エレ宛値上することとなつた。尤もこの場合に於ても、賃金總額は、一週八十クロネを超過し得ることとし、萬一八十クロネを超過する賃金の場合は、雇主は、割増給をば、全國失業基金に納入して、失業基金の使用に振向けることとした。然しながら一九四一年九月十四日施行の産業平和法は、ドイツ軍の進駐後の特殊事情を考慮して制定されたもので、即ち同年八月二十四日勞資團體より労働省に對して、ドイツ軍の占據後に於ける生産の維持と失業防止の爲、兩者交渉の上、賃金其他従業條件に關する争議を罷業又はロックアウトの手段によらずして解決すべき方策を提案するところあり、之に基いて政府が、九月十一日國會に提出し、十三日公布となつたのが、今回の産業平

和法であつた。

その規定によれば、職業的、社會的及び經濟的權益の維持と全國の生産及び經濟促進の爲、勞資團體代表三名づゝにて構成する勞務和解會議なる機關を設けることとし、この會議は、賃金其他雇傭條件に關する問題を取扱ふ場合には、政府が有能達識と認むる第三者より選任せる三名の委員より成る總務部の指揮を受けることになつて居る。會議が、前記勞資二團體以外の個人又は團體に關する事項を處理する場合には、會議の構成を變更し得ることになつて居り、充分の代表權を有してゐないと考へる當事者は、會議員中二名までをその代表者を以て代へることが出来る規定である。

右の外、團體協約に關する問題で、通常の交渉方法にては解決不可能の場合には、勞資團體代表は、労働大臣に申請して、兩者以外の代表をも含む聯合委員を組織せしめ、それによつて仲裁斡旋せしめ、解決不可能の場合には、裁決をもせしめることになつて居る。尤もこの場合、聯合委員會を構成すべき双方の代表は、勞務和解會議に抗告の權利を有して居る。團體協約によつて定められて居ない賃金其他従業條件に關する争議の場合には、當事者双方の同意に基いて、直接會議の裁斷を仰ぐことが出来る。もし當事

者間に同意不可能の場合は、一方の當事者のみで、之を常設調停裁判所の任命せる三名の委員会に提起することになつて居るが、この委員会は、争議の解決を目的とせるものではなくて、當該問題が、雇傭條件の決定をなすべき根拠を有するや否やを調査する機關であつて、調査の結果理由ありと認められた場合には、勞務和解會議に廻付することになつて居る。

勞務和解會議は、從業條件に關する争議の解決の外、生産及び經濟の發達に關する方法及び行政上の事項に付、勞働省に建言をなし、又、勞働大臣の諮問機關としても活動することになつて居る。之等の場合に於ては、前記總務部は参加しないことになつて居るが、この代り専門家を参加せしめることは差支へなく、勞働大臣は、勞資以外の第三者をも、必要の際は任用することになつて居る。

この法律が、初めて適用を見たのは、一九四一年三月であつた。即ち一九三九年十月三十一日勞働組合總同盟と雇主總同盟との間に調印された團體協約は、一九四一年三月一日を以て満期となり、双方とも期限満了を以て同協約を停止すべきことを豫告するところがあつた。デンマークでは、前記の通り、一九四〇年五月三十日付賃金停止法によつて、生計費指數に準じて賃金率を調節することは禁止と

なり、賃金水準は、一九四一年三月一日までは、一九四〇年一月の指數二〇三に釘付となつて居たのであるが、協約更新に際して、勞働組合側では、停止となつたスライディング・スケールの復活を希望し、一九四〇年一月以來の生計費指數による賃金値上を實施すべしと主張し、生計費指數が一九四〇年四月二二二なりしものが、一九四一年には二五九になりしを指摘して、遡つて賃金の補償を要求したるに對して、雇主側では、協約中の賃金調節に關する條項を廢止し、新に生計費補助賃金制度を設置して、賃金調節の條件、時期等につき交渉せんとすることを提案したる爲、兩者の意見は一致せず、遂に二月二十一日に至つて、交渉斷絶となつた。茲に於て、問題は勞資代表の聯合委員會に廻付せられ、やがて一九四一年産業平和法の發動となり、勞務和解會議が斡旋に乗り出すに至つた。

この結果は、全國多大の期待を以て迎へられたが、三月四日發表になつた同會議の判決によれば、一九四一年三月一日満了となりし團體協約全部は、期限を延長して、一九四二年三月一日まで有効とし、一九三九年十月三十一日の協約は廢棄として、唯その内の生計費に基く賃金調節の條項のみは従前通り繼續することとし、割増給として、成年男子勞働者一時間當十八エレ、同女子十一・エレ、十八

歳未満七エレを支給し、適當賃金八十クロネ未満のものに對して、一九四〇年九月二十三日法に基き支給せる特別割増は廢止することになつた。斯くして、生計費割増總額は、一九四一年三月一日以後は、時間當り男子三十四エレ、女子二十二エレ、少年工十四エレとなり、開戦以來一九四一年一月に至る期間の物價騰貴率四十二%の約二分一は補償されることとなり、且割増率は年齢性別にかゝららず、同一なる爲、低賃金の者ほど有利になつた。

資金調節問題は、勞務和解會議に於て、其後も引續き考究することとなり、殊にデンマーク貨の外國貨、殊にマルクとの關係上變化する際は、資金調節は、必ず行ふこととなつたのは、興味ある事情であつた。

ノルウェイ勞務統制 ドイツの占領後オスロに設置された勞務官の下にある經濟部では、夙に賃金停止令を公布して、一般に賃金の値上を禁止すると共に、勞資間の協定による生計費指數變動に基く賃金率の増加をも禁止したが、之は、カアル・オツテ經濟部長の説明によれば、「勞働生産力を増加し、且經濟生活にとつては致命的である賃金値上が、勞働組合の罷業戰術によつて實施された場合には、相當の賃金値下をなすことは、將來の重要任務の一であつて、……やがては、物資をば中央ヨーロッパの水準に調節

すべき必要も起るべく、斯くして、物價と實質賃金を初めとして、生活標準をも低下し、以てやがてはノルウェイ經濟をば、歐洲經濟組織に合同せしむべき日を來らさんとするものである。』

一九四〇年十月八日社會事務勞務官によつて公布されたノルウェイ職業紹介制度に關する命令も、右の如き趣旨を原則としたもので、一九〇六年六月十二日制定の法律によつて重要地方のみ設置された職業紹介機關は改正となり、ノルウェイの勞務統制政策は強化され、失業者は、凡てその居住地の職業紹介機關に登録し、雇主は、職業紹介所を経るにあらざれば、雇入を禁止され、求人の場合には、同一地域の失業者中より之を補充することとなつた。尤もこの規定は農林、船舶、水産等の産業の場合には適用せず、又官設職業紹介所なき地方では、失業保險基金理事が、職業紹介機關として活動することになつて居る。一方社會省では、全國を職業紹介管區に分割して、各區に事務局を置き、それらの統轄監督には、職業紹介失業保險院長が當ることになつて居るのは、ドイツに於ける場合と同様になつた。それが爲、失業保險法による失業協議會をば諮問機關とする等の制度が整備されるに至つた。

ホヘミア・モラヴィア勞務統制 今次歐洲戰亂勃發前早くも

ドイツに併合せられたる舊チエコスロヴァキア即ち今のボヘミア・モラヴィア保護領に於ては、一九三九年以來義務勤勞制度が施行されて居つたが、一九四一年一月二十三日付法令を以て、義務勤勞制度並びに勞務統制に關する規定は、大成するに至つた。

右法令によれば、義務勤勞は、國防、食糧配給、消費物資生産、新資源發見及び開發、運輸機關改善及び天災による損害恢復の必要上重大と認めらるる緊急作業を遂行する目的を以て設置された制度で、義務勤勞に服さしむる作業の種類は、社會省大臣が指定することになつて居る。而して外國人以外の健全なる住民は、滿十八歳より五十歳までは、凡て義務勤勞に服することになつて居り、農業以外の企業主は、公私を問はず、凡て前記緊急作業の爲、その従業員を提供しなければならぬことになつて居る。尤も、婦人にして、家庭に十五歳未満の子女ありて、母親としての仕事あるもの、又は産前三箇月間、産後二箇月以内のもの、免除されることになつて居る。

義務勤勞服務期間は、最長一箇年とし、既に收入ある就職の経験あるものは、原則として、六箇月以内になつて居る。而して、男子は、體質上適當なる場合には、いかなる作業にも服さねばならないが、勿論各人の性行、智能等は

充分考慮することになつて居る。婦人は、通例婦人のなすべき作業以外には服さしめない。尤も、農業上の緊急作業殊に春季蒔種及び收穫季節に於ては、過去三年間農業に従事せるものは、男女の別なく、第一に召集されることになつてゐる。

義務勤勞に徵用する場合には、各人の經濟的及び個人的事情は、充分考慮することになつて居り、失業者、無職者及び準失業者等は、就業中のものより先に召集され、既婚者は、未婚者の不足の場合、徵用することになつて居り、就業中のものを徵用する場合には、豫め雇主の承諾を得る規定になつて居る。

義務勤勞制度による労働者を利用せんとするものは、その作業をなすべき地域の職業紹介所に申請し、且努力補充の爲既に使備せるものに付いて、凡ゆる利用方法を講じた事を證明しなければならぬ。農業の場合では、その家族の勞力を全部使用し盡したことを證明することになつて居る。

義務勤勞召集に對して、不服ある場合は、召集されしものでも、又その従業員を召集された雇主でも、之を社會省大臣に抗告する權利を與へられて居るが、抗告提起の際にも、召集は解除されないことになつて居る。

就業中のものが、義務勤勞に召集された場合、その雇傭契約は廢棄せず、應召者は、有給賜暇制度實施者と同一地位にあり、雇傭契約上の諸權利を喪失することはないし、又雇主は、當局者の認可なくして、服務期間中契約を廢棄することは許されない。義務勤勞服務中は、その期間中雇主たるべきものとの關係上には、雇傭契約法規の規定は凡て適用され、賃金法規で規定せる報酬は支給され、又法規なき場合は、その服務地域に於ける同一企業に於て給與されて居る賃金率は支給されることになつて居る。又、住宅や社會保險に關する規定も設けられて居り、家族手當や、道具、作業服類購入の手當支給に關する法規も設けられて居る。

義務勤勞召集は、義務年限の間は、何時でも下令となるもので、例外的の場合の外、免除にはならない。雇主は、左記の場合には、無豫告解雇も出来るが、その場合でも職業紹介所には、豫告しなければならぬことになつて居る。

雇傭契約の作製及び廢棄に關する規定によれば、社會省が、關係當局各省と協議の上、雇傭契約又は徒弟契約を締結し、或は廢棄すべき指令を出す場合には、豫め關係職業紹介所の承認を経なければならぬことになつて居る。こ

の種の措置は、或る地方、又は或る産業部門全部に對して行ふ場合もあれば、又特定の種類の労働者、或は特定企業のみに對して執行する場合もある。雇傭契約の締結廢棄に付許可申請ありし場合、職業紹介所では、一般労働市場の状況、當該産業又は企業的重要性、當該企業の生産力及び當該労働者の熟練程度を考究の上決定をなすことになつて居るが、その決定に對する抗告は、社會省に提起し、社會省の決定を以て最後とする事になつて居る。

農業上の雇傭、又は試験的及び臨時的雇入、或は補助的日傭作業にして、健康保險加入の義務なき労働者の場合には、雇傭契約の締結廢棄には、許可を要しないし、又左記の場合も、契約廢棄に許可を要しない。即ち、雇傭契約の停止に關する法規に基く場合、職業紹介所が該企業經營全部又は一部の停止或は大量解雇を許可した場合、試験的又は臨時雇傭にして一箇月未満の場合、農業労働者にして緊急作業の爲臨時雇傭のもの、強制疾病保險を適用せざる補助的作業又は日傭労働の場合が之であるが、最後の三種の場合に、解雇された労働者が、義務勤勞制度の企業に配置された時は、許可が必要である。

尙職業紹介所の決定により生ずべき損害に對する補償はなく、又前述せる諸規定に違反の場合は、一萬クロネの罰

金又は一箇月の禁錮、或は兩者に處せられることになつて居る。

ボヘミア・モラヴィア保護領の職業紹介制度は、ドイツ合併後、一九三九年七月二十五日付法令を以て改正となり、従來地方自治的なりしものが、統制を強化されたが、一九四一年五月十六日付法令を以て、再度の改正が行はれ、職業紹介所の任務も變更し、關係當局たる社會行政・保健省の権能も新しく規定された。

それによると社會行政省は、労働配置、青少年労働者練成、賃金政策、其他失業者厚生施設等に關する事項の統一ある處置の責任を有することになつて居り、之は職業紹介所を経て行ふことになつて居る。同省では、又、關係各省と協議の上、外國にて雇傭すべきチエコ人募集と及びボヘミア・モラヴィアにて雇傭すべき外人の募集と職業紹介との規正をも管掌することになつて居る。尙ほ、職業紹介所の指揮指導とその組織の規正をも掌り、又内務省と協議の上、各職業紹介所の受持區域の決定や、その本部所在地の決定などもなすことになつた。

社會行政省では、職業紹介所以外の機關に對しても、計畫的職業紹介上必要と認められ、且その要求ありし場合には、關係各省と協議の上、無料職業紹介事業を行はしむる

ことも出来るし、或る種の労働者については、有料職業紹介事業の開業を許可することが出来るやうになつた。社會行政省の決定又は許可によつて職業紹介事業を行ふ場合には、凡て同省の監督下にあり、その指令を遵守すべきことになつて居る。

ボヘミア・モラヴィアに於ける雇傭關係規正法令として注目されたのは、一九四一年五月二日付保護官令で、之は、労働者にしてドイツ國家に對して敵性の行爲あるものは、雇傭契約を停止すべきことを規定したもので、敵性行爲とは、「大ドイツ國の內的外的生存と安寧に背反せる作爲、不作爲の行爲」と定義されて居り、その場合、雇主は、文書を以て通告を受け、當該労働者が故意に契約破棄されたと同じ取扱ひを受くることになつて居り、従つて、契約期間満了前の雇傭停止の際の保護規定、例へば、解雇手當支給などの特典もなく、且契約不法破棄の場合に於ける民事上及び刑事上の處罰をも受くることになつて居る。又、契約中、労働者及びその扶養家族に對して、期間満了後與へるべき規定になつて居る特權、例へば年金の如きも、凡て無効になる。而して之に關して、該労働者は不服の訴訟を起す權利も失ふことになつて居る。

保護領長官が、雇主に對して、その使傭人が、敵性行爲

の爲、檢束收監處分を受けた旨通告をなした時、雇主が直ちに契約停止の權利を行使しなかつた場合には、雇主は、通告の日より、刑事裁判終了の日又は釋放、或は一箇年後までの期間の該労働者の賃金と同額の料金を支拂はねばならないことになつて居る。

ポーランド失業對策 ポーランド占領後のドイツ當局の勞務政策には、種々興味あるものがあり、例へば、農業に於ては、ドイツ人とポーランド人とは、労働賃金に差別を設け、ドイツ人に對しては、比較的高級を支給せるに反して、一般工業方面に於ては、雇主は、低賃金のポーランド人を雇傭するもの多く、特にドイツ人に對して高級を支給することはないが、賃金は同額でも、ポーランド人は、賃金の約一割五分乃至二割をドイツ政府に納入することになつて居るといふやうな事情もあつた。

總督府設置後その管下にある地域に於ては、周到なる勞務政策が施行され、失業對策等も、一九四一年には根本的に改正されるに至つた。即ち一九四一年二月二十日公布法令によれば、労働配置、殊に各企業間の労働者の配屬交流、職業紹介、職業輔導、徒弟雇入等の規正は、凡て總督府勞務部の管掌に屬することとなり、それらの事務の執行は、地方當局の責任として職業紹介事務局をして、之に當

らしめることとなつた。

次に右の法令に基いて、四月五日には、總督府所屬金屬工業には、ドイツ本國にて施行せる徒弟養成に關する企業者の義務を規定せる法令を適用することとなり、當時十人以上雇傭せる鐵工其他金屬加工工業に於ては、一定数の徒弟を養成すべきこととなり、その数は當該企業の熟練工の數と特殊事情とを參酌して、各地職業事務局が定めることになつた。

右の外、失業對策としては、一九四〇年十二月以來失業救済制度が新設されたが、之もドイツ本國に於て開戦直後創設されたものと同一であつて、失業者に對して窮乏せるものに對しては、一定の救済手當を支給する規定になつて居り、唯十八歳未満の失業者は、扶養家族あるか、或は職業上の鍊成期間中のものか、又は強制労働に従事中のものゝみに限つて、救済手當が下付されることになつて居る。又ユダヤ人も、失業救済手當を支給されず、別にユダヤ人厚生機關があつて、そこで救済することになつて居る。失業救済手當は、基本手當と扶養家族手當とに分れて居り、その金額は、失業者の賃金と居住地によつて差異がある。即ち地域的には、管下を(甲種)クラカウ及びワルシャワ、(乙種)其他人口五萬以上の都市、(丙種)其他の地方の三種

に区分し、賃金上からは、(第一種) 週所得総額二十四ズロチ未満と(第二種) 二十四ズロチ以上の二種に分つて居り、尙一九四〇年十一月九日付命令では、国籍別の差異をも設けることとなり、ドイツ人は、他國人に比して、手當金額二割五分増になつて居り、基本手當は、左の通りである。

地域別	ドイツ人以外		ドイツ人	
	賃金第一種	賃金第二種	賃金第一種	賃金第二種
甲種	一〇〇〇〇	一二〇〇〇	一二・五〇	一五・〇〇
乙種	八〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一二・五〇
丙種	七〇〇〇	九〇〇〇	八・七五	一一・二五

扶養家族手當は、ドイツ人以外は、一人に付四ズロチ、第二人目は二・五〇ズロチで、第五人目まで支給され、ドイツ人の場合には、各五ズロチ及び三・一〇ズロチになつて居る。

失業手當は、全部總計して賃金の八割を超過するを得ず、手當請求者の収入一週間七ズロチを越ゆる場合には、その超過額だけを手當から差引くことになつて居り、又法律上請求者の生計維持の義務ある親戚が、収入一週に付二十ズロチを超過する場合にも、それだけ手當額から差引かれるし、又この控除額は、生計を保障すべきもの一人を増

す毎に十ズロチを増すことになつて居る。

一九四一年三月十六日付命令では、操短手當の規定も設けられ、商業、農林業、水産業及び内國水運業以外の企業で、常時十五名以上の労働者を雇備するものは、操業短縮手當を支給することとなつた。この手當は、一日従業時間八時間未満(又は一交替未満)にして、二週間に付八十時間に満たず、且この時間短縮が該企業の仕事の拂底によつて生じたものであり、その爲従業者の所得の減少を來した場合に支給されることになつて居り、手當額は、現に收得せる賃金額と八十時間従業の賃金額との差の五割に相當する金額であつて、扶養家族五人までを有するものに對しては、被扶養者一人に付一割を増すことになつて居るが、操短手當は、正規従業せる際の給與總額を越ゆることを得ない規定になつて居る。而して労働者が操短時間中他の収入ある仕事に従事した場合に支給せず、又職業紹介局で、適當の職を指示した場合にも、支給を中止する。操短手當を支給すべきか否かが問題となつた場合、企業所在地の地方當局は決定権を有するので、それが爲雇主は、理由を具備した申請をしなければならぬことになつて居る。

附 録

資

料

國民勞務手帳法

本法制定の理由

去る三月六日附を以て國民勞務手帳法が制定公布せられ、茲に我國に於て多年の懸案となつてゐた所謂（勞務手帳法）が實施せられることになつた。

本法制定の目的は勞務適正なる配置を圖るための基礎を確立することに在る。即ち、我國現下の情勢に鑑み軍需生産を確保し、生産力擴充計畫の遂行に遺憾なきを期するためには、勞務の適正なる配置を行はねばならぬのであつて、このためには先づ以て勞務の配置状況を明らかにし配置計畫の樹立及びその有効なる實施を確保すべき基礎を確立する必要があるのである。そこで今回國民勞務手帳法が制定せられ、勞務配置のための基本的制定を確立し勞務者の移動防止の完璧を期すると共に、併せて時局下益々重要性を加へつゝある賃金統制其の他の勞務統制及び勞務管理に資することになつたのである。

1 附 本法制定の目的は右に述べた如く、勞務の配置状況を明らかにし勞務の計畫的配置のための基礎を確立することに在るのであるが、現下の狀況は、戰時計畫經濟の円滑なる遂行のため勞務者の

移動を防止することが勞務配置政策上重要なのであるから、本法も亦移動防止と密接なる關係を有してゐるのである。勞務者の移動防止に就ては、曩に國民總動員法第六條の規定に基き従業者移動防止令が制定せられてゐるのであるが、それは主として使用者の勞務者引拔を防止する程度に止まり勞務者自身に對しては何等之を拘束する規定がなく勞務者の身分經歷を明らかにする方法を缺いてゐたので、勞務者の移動防止に就て所期の効果を擧げることが出来なかつたのである。そこで本法は勞務者に就て手帳制を實施し、その身分經歷技能程度等を記載せる國民勞務手帳を所持せしめ、この手帳に依り勞務者の使用のみならず就業に就ても必要な規制を行ひ、勞務者自身の移動を抑制せんとするものである。本法は斯くの如く勞務者の移動防止と極めて密接な關係をもつてゐるのであるが、本法は勿論移動防止のみのために制定せられたものではない。國民勞務手帳制の本來の趣旨は、勞務の配置状況を明確にし勞務配置計畫及び勞務行政のための基礎を確立するに在るのであつて、之に基いてその時々的情勢に對應して各種の勞務對策が採られその實施が確保せられるのである。國民勞務手帳制は前述の如く、勞務配置のため基礎的の制度であるがこの外に賃金統制その他の勞務統制及び勞務者年金保險制の實施のた

本法は工場、山その他に於ける労働者及び労働者をして、身分
証明、労働医監、賃金等を記載せる國民勞務手帳を所持せしめそ
の労働状況を國家に於て登録すると共に、手帳に依り技術者及び
労働者の就業及び使用に於て必要な規制をなさんとするもので
あつて、その要旨は次の如くである。

(一) 適用範圍

本法に依り國民勞務手帳を受領しなければならぬ者は、本法第
二條に規定してある如く、年滿十四年以上六十未滿の者にして
命令を以て定める労働者又は労働者として工場、礦山、土木建築、
交通運輸業、食料及農業及び通信事業に使用せられる者である。
労働者及び労働者の範圍は命令を以て定むることになつてゐる
が、大體適用事業に使用せられてゐる者は女子及び事務職員を除
き及び包含されることになつてゐる。

(二) 國民勞務手帳の交付及び手帳の記載事項

國民勞務手帳は政府に於て之を發行し、従業者たらんとする者
の申請に依つて國民職業指導所長(或は市の職業紹介所長)が交付す
ることになつてゐる。而して手帳には従業者の氏名、年齢、職業
、労働医監、賃金等が記載せられることになつてゐる。

資 料

るのである。厚生大臣の指定する事業の範圍は、現下の状態に鑑
み軍需生産の確保及び生産力擴充計畫の遂行上従業者の移動の時
に防止しなければならぬ事業とする豫定であるが、その具體的範
圍は追て指定されることになつてゐる。

國民勞務手帳は従業者にとつては就業の要件となる極めて重要
なものである。使用者が不當に手帳を返還しない様な場合には
従業者は國民職業指導所長又は地方長官にその旨申立て手帳の
返還を受けることになつてゐる。尙この場合に於て必要があれば
國民職業指導所長が手帳に代る證明書を従業者に交付しその就職
に差支へない様にする事になつてゐる。

(五) 國民登録との關係

國民職業能力申告書の要申告者にして、本法の適用を受けぬ従
業者たる者に就ては國民登録の結果交付を受けた職業能力申告手
帳を以て本法の國民勞務手帳と看做すことになつてゐる。従つて
一旦職業能力申告手帳の交付を受けた者は改めて國民勞務手帳の
交付を受けることを要しないし又受けることを得ないのである。

勞務調整令

本令制定の趣旨

勞務調整令は昭和十六年十二月八日公布、昭和十七年一月十日
より實施されることとなつた。
支那事變勃發以來、政府に於ては軍需其他緊要部面の勞務を

國民職業指導所に於ては従業者に對し國民勞務手帳を交付すると
共に各従業者に付てカードを作成し之に手帳に記載せられた事項
を記入し、勞務配置目的に適應する様に之を分類別して労働の
配置状況を明らかにして置くのである。國民勞務手帳は後に述べ
る様に従業者にとつて極めて重要な手帳であるから手帳に記載す
べき事項は法令を以て定められた事項に限られて居りそれ以外の
事項を記載することは罰則禁止されてゐるのである。

(三) 國民勞務手帳に依る使用及び就業の規制

従業者に就ては、國民勞務手帳の所持がその使用及び就業の要
件となるのであつて、従業者は國民勞務手帳を使用者に提出しな
ければ本法の適用事業に使用されることを得ないし又使用者も國
民勞務の手帳を提出したものでなければ、従業者として使用する
ことを得ないのである。これは従業者の所在と手帳の所在を一致
せしめ、労働の配置状況を明確にすると共に之に基き移動防止を
確保せしめるものである。

(四) 國民勞務手帳の保管及び返還

使用者は労働者の提出した國民勞務手帳を労働者を使用する期
間中保管し、使用せざるに至つた時は還還なく之を返還すること
になつてゐる。たゞ命令を以て定める場合例へば本法の適用事業
の内特に厚生大臣の指定する事業に於て従業者が自己の都合に依
り使用者の承諾なくして勝手に返還するが如き場合に於ては、使
用者は一定期間その保管する手帳を従業者に返還せざることを得

確保する爲に國家總動員法を發動して、學校卒業生使用制限令、
國民職業能力申告令、國民徵用令、青少年雇入制限令、従業者移
動防止令等の勅令を制定實施して、勞務動員の完遂に其の遺憾な
きを期しつつあつたのであるが、内外の狀態緊迫に伴ひ勞務統制
を更に一層強化するの必要を認め、國民勞務手帳制の實施、國民
職業能力申告令及國民徵用令の改正、國民動勞協働力令の制定
を見、今回更に勞務者の移動並に雇入等を全般的に調整する爲、
従業者移動防止令及青少年雇入制限令を廢止して新に勞務調整令
を制定することになつたのである。勞務調整令の眼目は、國家に
緊要なる事業に必要な勞務を確保する爲、従業者の雇入、使用、
解雇、就職及退職を制限し、我が人的資源を戰時下最も有効適切
に動員し得る様之を統制せんとするに在るのであるが、以下本令
の内容を概説したい。

従業者の解雇及退職の制限

一、制限の方法

従業者の移動は生産能率を阻害することから、戰時下に於
ては特に之を防止しなければならぬ。従來の従業者移動防止令
及國民勞務手帳法も此の目的の爲に之を制定せられたのである之
等の法規に於ては未だ解雇又は退職等を直接に制限するには至ら
なかつたのである。併し本令に於ては工場事業場等の従業者の解
雇及退職を直接的に制限し所轄の國民職業指導所長の認可を受け
なければ解雇も退職も共に、之を爲すことを得ないものと定めた。

解雇及退職以外の事由による解雇関係の終了例へば雇傭期間の満了の場合に付いても同様である。

然しながら、この雇傭退職の制限は厚生大臣の指定する工場事業場の従業者に就いてのみを之を爲すものである。この厚生大臣の指定は之を二つに區別せられる。その一は特定の工場事業場を指定する場合である。この場合に於ては指定された工場事業場に使用せらるる全従業者が制限を受けるのである。その二は、一定の職種の従業者を指定する場合である。この場合に於ては一定の指定された職種の従業者のみが制限を受けるのである。

而して右の指定は厚生大臣より事業主に對する通知により之を行ふのであつて指定を受けた事業主は其の旨を關係従業者に通知せしめねばならない。解雇又は退職の認可申請は事業主又は従業者から夫々直接に所轄國民職業指導所長に對して之を爲すのであるが、國又は道府縣に使用せられる従業者が申請をなす場合に限り當該の官衙又は道府縣を經由しなければならぬ。

解雇又は退職の認可は國民職業指導所長が事業主側の事情並に従業者の身置的家庭的事情を十分審査判断して之を爲すのであるが、眞に己むを得ない事情のある場合に限り認可されることは言ふ迄もない。

一、制限に對する例外

以上の制限に就いては若干の例外がある。陸海軍に徴兵若しくは召集せられ又は志願に依り陸海軍の現役に服せしめられた場合、

職するものと看做され各本條の規定に依り雇入及就職の制限を受けるものである(令第十一條第三項規則第十三條)。

(イ) 技能者の雇入及就職の制限

技術技能又は學識経験を有する者即ち技能者は生産の根幹樞軸をなすものであると共に一朝一夕にして得られない貴重な人的資源であつて戦時下に於ては之を最高度に活用することが必要である。之が爲技能者の雇入及就職に付き次の如く制限を爲したのである。

一、技能者の範圍

主として工鑛業關係の技術者、經驗工、學校卒業者、養成工及檢定試験合格者等で概ね國民職業能力申告令の所謂技能登録に該當する者と同様であるが、只男子に於ては年齢の範圍が少し廣くなつて居る點、女子も技能者に加へられた點、三月以上一年未満の經驗者も加へられた點及外國語に關する智識を有する者が除外されて居る點等が相異して居る。

二、制限の方法

技能者とその技能者を雇入れようとする者が連署を以て所轄の國民職業指導所長に對し申請をなし、雇入及就職認可を受けるか又は國民職業指導所に求人又は求職の申込をなして、その紹介を受けるか何れかの方法に依らなければ雇入就職を爲し得ないこととしたのである。

三、制限に對する例外

陸海軍學生生徒に採用せられた場合、國家總動員法第四條の規定に基いて徵用せられた場合、日備又は三十日以内の臨時雇の従業者の場合、法令に依り解雇又は退職を要する場合、國、道府縣、市町村及之に準ずべきものが其の従業者を解雇する場合、事業を廢止する場合等之である(令第二第三條規則第一條第二條)。

從業者の雇入及就職の制限

本令の定むる第二の點は從業者の雇入及就職の制限である。戦時下緊要な事業に於ては多數の勞務者を増加しなければならぬのであるが、限りある人的資源を以て之を充足する爲には比較的不要不急事業に於ける勞務者を極力節約せねばならない。是に青少年雇入制限令を制定して平和産業の勞務節減を圖つて居たのも専ら斯る事由に基くものであるが、此の程度を以てしては今後の事態に處することが頗る困難なるを認め本令の制定により更に之を強化し人的資源を技能者、國民學校修了者及其他の一般青年に區別し夫々之が雇入就職を制限することとしたのである。即ち本令に於ては新なる雇入及就職を制限し、人的資源の重點的配置の實現を容易ならしめんとするものである。

尙本令に於て雇入及就職と謂ふのは民法の雇傭關係を指稱するものであつて官吏又は公吏の任命の如きは之を含まない。

又雇入及就職はその使用の場所と密接不可離の關係があるから事業主が雇傭する従業者に就いて工場、事業場其他使用の場所間に所屬の移動を行ふ場合は後の使用の場所に於て新に雇入及就職

次の場合は上の制限を受けない。即ち六十歳以上の男子技能者又は四十歳以上の女子技能者の場合、退官、召集解除又は徵用令解除の日より三月以内に原職に復歸する場合、學校卒業者使用制限令の適用を受ける卒業者の場合、傷痍軍人で相當重傷の程度を有し、身體の障礙により作業能力が著しく劣つて居るものと認定された者、日備技能者と認定された者、船員となる場合、國及道府縣に就職する場合等之である。

(ロ) 國民學校修了者の雇入及就職の制限

國民學校修了者は勞務給源として勞務動員上極めて重要な地位を占めて居る。又國民學校修了者は職業的に無垢な者であるからその職業指導に付いては特に留意を要するのであつて、本令に於ては國民學校修了者の雇入及就職は原則として國民職業指導所の紹介によるべきものと定めたのである。

一、國民學校修了者の範圍

本令に於て國民學校修了者とは昭和十七年一月十日以後に於て國民學校初等科(之に應ずべきものを含む)を修了し又は國民學校高等科(之に應ずべきものを含む)を修了し又は中途退學した後二年を経過しない者を謂ふのであるが、技能者として取扱はれる者は之に含まない。

國民學校を修了又は中途退學して職業戦線に立つ者は學校を出た直後に於て就職する者が大部分であるが相當期間を経過した後就職する者もあり一旦就職した後轉職する者もあるので學

校を出てから二年間は國民學校修了者として取扱ひ職業指導の完全を期したのである。

二、制限の方法

國民學校修了者は國民職業指導所の紹介に依らなければ雇入も就職も出来ないことに定めた。國民學校新規修了者の計畫的職業紹介は昭和十四年度以降厚生省に於て行政措置として行ひ來つた所であるが本令に於ては之を法令化して國民學校修了者の求人統制及其の職業指導の徹底を期したのである。

國民學校新規修了者を國民職業指導所の紹介に依り雇入れようとする者は卒業前の九月三十日迄に所轄の職業指導所に申込み其の求人割當を受け之に依つて關係道府縣に於て紹介を受けることになる。

國民職業指導所は其の職業紹介に當つては國民學校と緊密な連絡の下にその智能及身體について周密な検査をなし又職業相談をなした上時局適業に於て其の者に最も適する職業に就かしむるやうに指導斡旋するのである。

三、右制限に就いての例外

即ち船員となる場合、日傭又は三十日以内の臨時雇の場合、農林水産畜産畜業の雇入の場合(但し高級果實、速成栽培、温室栽培等はこの限りでない)、個々の國民學校修了者の雇入に就て國民職業指導所長の認可を受けた場合等之である。

(一) 一般青壯年の雇入及就職の制限

一、一般青壯年の範圍

一般青壯年とは男子に在つては年齢十四年より四十年迄の者、女子に在つては年齢十四年より二十五年迄の者である、但し技能者又は國民學校修了者として取扱ふべき者は含まない。この年齢層の者は男女共最も旺盛な活動能力を有し我國生産に於て最も重要な役割を演ずる者である。

二、制限の方法

一般青壯年の雇入及就職は次の何れかに依らなければ之を爲し得ないことに定めたのである。従来の青少年雇入制限令に於ては男子に在つて不急産業方面に於ても昭和十四年末現在の七割に達する迄の人員補充は、自由にするを認め三割だけ節約せしめることとし又女子に在つては料理店業、貸席業、娛樂場業、興行場及技酌藝場其の他に類する業務の雇入のみに就いて同様七割迄の人員の補充を認めたとに比較すれば其の制限は著しく強化された。

(1) 國民職業指導所の紹介に依る場合

國民職業指導所の紹介に依り一般青壯年を雇入れようとする者は毎年各四半期分毎に其の期開始の前前月一日迄に之を申込み之を要する。但し不急産業方面の申込みは受理しない。又、就職しようとする者は國民職業指導所に申出で其の紹介を受け得るのである。

(2) 義務雇入人員の認可を受けた場合

指定工場の事業主、厚生大臣の指定した事業を営む者及厚生大臣の指定した者は國民職業指導所の紹介に依らないで繰故で雇入れようとする一般青壯年の員數、雇入地域其の他の事項に就いて豫め國民職業指導所長の認可を受けて雇入を爲すことが出来る。

その申請は前號の求人申込みと同様各四半期分に就いて各期開始の前々月一日迄に爲すことを要する。厚生省に於ては全國の求人申込み及雇入認可申請を取り纏め勞務動員實施計畫と視み合せ其の期に於て雇入れるべき員數を査定した上各國民職業指導所をして割當通知及認可指令を發せしめるのである。

(3) 特定の一般青壯年の雇入及就職に就て認可を受けた場合
特別の事由ある場合には雇入れようとする者と就職しようとする者の連署を以て國民職業指導所長に申請してその認可を受け雇入及就職することが出来る。前號の認可と異り本號の認可に就いては申請者の範圍が限定されてゐない。

三、制限に對する例外

次の場合に於ては上記の制限を受けずに雇入、就職することが出来る。

即ち退營、召集解除又は徵用解除の場合三月以内に原職に復帰する場合、船員となる場合、農林水産畜産畜業の爲、雇入れる場合(國民學校修了者の場合と同様高級果實、温室栽培、速成栽培等不急のものに付いてはこの限りではない)、國及道府縣の雇入、相當重い傷痍を受けた傷痍軍人軍屬、身體の障害に依り作業能力

が著しく劣つてゐる者と認定された者、日雇、三十日以内の臨時雇、月給百五十圓以上の事務職員、大學高等專門學校卒業者の時局重要事業方面への雇入就職、農林水産畜産畜業指導團體に於けるその關係技術者としての雇入、食料品、醸造、紡績染色等の技術者理科系統の各種の研究員としての雇入、國民學校、青年學校、文部大臣の認可認定を受けた學校の教職員としての雇入、辯護士、辨理士計理士、醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師、保健婦、看護婦、産婆、按摩、柔道整復術業者、鍼灸師、理髮師としての雇入(但し公の免許、登録、許可を受けた者又は試験に合格した者に限る)、一世帯に就き一人を限り女子家事使用人(女中)を使用する場合等之である。

供給勞務者の使用制限

本令に於ては従業者の雇入及就職の外尙勞務供給業者の供給する従業者の使用に就いても亦次の如く制限することとした。

一、勞務供給事業を行ふ者より常時國民學校修了者及一般青壯年に該當する従業者の供給を受けて之を使用せんとする者は其の使用員數に就いて豫め所轄國民職業指導所長の認可を受けることを要する。勞務供給に依る従業者も戦時下に於ては國家の必要とする方面に重點的に使用せらるることを要し不急不用の方面に使用せらるることは出來得る限り之を避けなければならぬからである。

尙この認可申請は毎年度各四半期毎の分を其の期開始の一月前

途に爲すことを要する。

二、技能者は勞務供給契約に基き之を使用することを得ない。技能者は戦時下極めて貴重なる人的資源であるからその有する技術技能又は學識経験を十分活用し得る方面で働くことが要求されると共に、技能者は技術管理の點からも常備として活動せしむる方が適當且つ必要であるからである。

然し乍ら技能者中には其の職業の性質上臨時的なものもあるもので斯るものに付いては國民職業指導所長の認可を受けて之を使用することが出来ることとしたのである（令第九條規則第十一條第十二條）。

其の他の事項

一、認可の取消

本令又は本令に基いて發する命令に依る認可の申請に付不正又は虚偽の事實のあつた場合例へば認可の申請書に虚偽の事實を記載した場合、認可申請に關し不正の手段を弄した場合等には國民職業指導所長は一旦與へた認可を取消することが出来る。

國民職業指導所に於て特に必要ありと認められた場合に於ても同様である（令第十二條）。

二、解雇及退職命令

上記の技能者、國民學校修了者又は一般青壯年の雇入及就職制限規定に違反する雇入又は就職のあつた場合には國民職業指導所長は雇入を爲したる者に對しては解雇を、就職したる者に對して

は退職を命ずることを得る。前項の認可取消のあつた場合に於ても亦同様である。之等の制限規定違反の雇入若しくは就職又は認可を取消されたる場合の雇入若しくは就職は當然國家總動員法第六條の違反として同法第三十六條第二號の罰則が適用せらるるのであるが、尙此の罰則の適用とは別に國民職業指導所長は違法にしたる者の雇入又は就職したる者の雇傭關係を存続せしめない爲に之が解雇又は退職を命ずることを得るのである。之に従はない場合は重ねて國家總動員法第六條の違反となるのである。

（令第十三條）。

三、從業者名簿の備付及保存

技能者、國民學校修了者及一般青壯年を常時五人以上雇傭する者は工場、事業場其の他從業者を雇傭する場所毎に所定の様式に依る從業者名簿を備付け其の雇入、使用、解雇、退職に關する事項を記載するを要する。但し工場法又は鑛業法の適用を受ける事業に使用せらるる從業者に就いては職工名簿又は鑛夫名簿を以て之に代へることを得る。

尙此の從業者名簿等は從業者の死亡、解雇、又は退職後二年間保存するを要する（令第十四條規則第十四條）。

四、報告、臨檢、檢査

國民職業指導所の紹介に依り又は國民職業指導所長の認可を受けて（一般青壯年の個々認可の場合を除く）技能者、國民學校修了者、又は一般青壯年を雇入れた者は從業者の異動狀況を所定の

様式に依り各四半期毎の分を期間經過後一月以内に報告することとを要する。又國民職業指導所長は事業主、從業者其の他の關係人より從業者の雇入、使用、解雇、就職及退職に關し國家總動員法第三十一條の規定に基き諸般の報告を徴することを得る。

又厚生大臣、地方長官又は國民職業指導所長は從業者の雇入、使用、解雇、就職及退職に關し當該官吏をして關係の工場、事業場其の他の場所に臨檢し業務の狀況又は帳簿書類を檢査せしむることを得る。而して當該官吏は此の場合に於ては其の身分を示す證書の携帯を要する（令第十四條第十五條規則第十五條第十六條）。

五、通 報

國民職業指導所長は其の管轄区域内に在る國又は道府縣に於ける從業者の雇入、使用又は解雇に就き所定様式に依る通報を關係官衙又は道府縣に求むることを得る（令第十七條第二項規則第十八條）。

六、罰 則

本令中國家總動員法第六條に基く命令に違反した者は國家總動員法第三十六條の規定に依り一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられ、本令第十五條の規定に基く報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者は同法第三十八條の規定に依り千圓以下の罰金に處せられ、本令第十六條第一項の檢査を拒み、妨げ又は忌避したる者は同法第四十二條の規定に依り六月以下の懲役又は五百圓以

下の罰金に處せられることとなつて居る。

七、經過規定

第四期に於ける一般青壯年の雇入人員認可の雇入人員認可の申請期日はその前年の十一月一日迄であるが、昭和十一月十日より、三月末日迄の間に於て雇入れんとするものに限り昭和十七年一月十日迄とした。尙其の期日迄に右の申請を爲した者は申請に對する認可又は不認可の處分ある迄は一般青壯年の雇入及就職制限に關する規定の適用を受くこととなく之を雇入れることを得る（規則附則）。

八、其の他

本令の施行と共に從業者移動防止令及青少年雇入制限令は廢止される。但し本令施行後に於てもその罰則の適用に付いては仍其の効力を有し又從業者移動防止令第五條の規定に違反する雇入を爲したる者に對しては國民職業指導所長は同令第八條の規定に依り當該從業者の解雇を命じ得る。又本令に於て國民勞務手帳法施行令第八條第一項第一號が改正せられ使用者は從業者が本令に依る認可を受けて退職する時又は認可を受けて他に就職する時には國民勞務手帳の留置を爲すことは出来なくなつた（規則附則）。

重要事業場勞務管理令

本令制定の趣旨

國家總動員法第六條に基く重要事業場勞務管理令は昭和十七年

二月二十五日勅令第六號を以て、又同令施行規則は二月二十八日厚生省令第十號を以て公布、何れも即日施行せられた。政府は支那事變勃發以來軍需産業方面に於ける勞務資源を確保すると共に其の有効適切な活用を念とし、時局の推移に即應して之が措置に遺憾なき様努力を傾注して来たのである。然るに今や大東亞戰爭の勃發を見るに及んで軍需品其の他の生産の確保と擴充が至上命令として要請されつゝあるに拘らず、之が生産の重要な要素たる勞動力は益々其の不足を告ぐる状態にある爲此の限ある勞動力を出來得る限り保全し長期戦に即應する態勢の完備を期すると共に、之を合理的に活用し其の能率を最大限度に發揮せしむることは勞務配置の問題と並んで現下喫緊の要務である。

本令は斯る時局の要請に基き制定せられたものであつて國家總力戰の主要なる原動力となる重要工場事業場に適用せられ、其の勞務管理に關し特別の措置を講じ勤勞精神の昂揚を圖ると共に、之に關する行政の機構に付ても相當の工夫を加へ、從來の動もすれば陥り易い傾向にあつた取締行政の一律的の弊害を脱却して重點主義的見地から眞に個々の事業場の實情に即したる所謂「生きた行政」の實現を計ると共に一面事業主と従業者とを産業人として必要なる自覺と創意を喚起し以て生産能率の最大限度の發揮を期せんとするものである。

適用事業場

本令は前述の如く時局の要請に應じて各個の工場事業場の實情に即した指導監督を爲さんとするものであるから、理想としては全國の全事業に付本令を適用する方が勿論よいのであるが、實際問題としては色々の困難を伴ふので、戦時下に於ける重點主義の原則に依り先づ國家的に最も重要な事業場を指定し特に周到なる指導監督を行ふこととしたのである。即ち總動員業務を管む工場礦山其の他の事業場中より必要に應じて厚生大臣が重要事業場として指定したものに適用されるのである(令二條)而して此の厚生大臣の指定は軍の機密に關係することもあるので之を一般に公示せず、事業主に對する直接の通知を以て爲すこととなつてゐるのである(令三條一項)。

次に此の指定の結果従業者(職員、勞務者の全部を含む)にも彼に述べるやうに色々法規上の義務が課せられるので、指定があつたときは事業主は指定のあつたことを直ちに従業者に通知せしめなければならぬことになつてゐる(令三條二項)。

従業規則

云ふ迄もなく従業規則は事業場内に於ける従業者の凡ゆる服務上の規律の基本となるものであつて、謂はば事業場内に於ける憲法とも稱すべきものである。勞務管理が適正を得ると否とは先づ此の従業規則の内容が適當なりや否やに係つてゐると云つても過する義務を負ふのである(令五條一項、七條一項)。この點は從來と非常に違ふところで、これまでは従業規則に違反した行爲は法律上無効の場合があるに止まるのに對して、今後はかかる行爲は國家總動員法に基き刑罰に處せられるのである。而して斯かる従業規則は之を關係従業者にも周知せしめて間違の無いやうにしてゐる(令六條)。

従業義務

次に従業者は従業規則其他厚生大臣の認めた範圍内に於て爲す事業主の指示に従ひ業務に従事しなければならぬことになつてゐる(令七條)。元來事業主と従業者との關係は原則として單なる私法上の自由契約を基として居るのであるが、現下の緊迫した事態の下に於て限られた勞務資源の活用を圖り其の最大の能率を發揮せしむる爲には國家の重要な産業に従事する者は此のやうな自由關係より一步進んで公法的關係に於て此の國家的産業に奉仕することが必要である。殊に一方に於て斯かる工場には徵用令の發動を見ることが多いと豫想せられるのであるが、既に徵用の工場事業場等に於ては此のことは實施されてゐるのである。本令に於ては斯かる關係を被徵用者に限らず重要事業場の總ての勞務者に及ぼし、勤勞の國家的性格を明かにし勤勞者の職域奉公に對する法規的基礎を確立すると共に、之に依つて時局下の緊急問題たる能率増進を圖らんとするものである。勿論此の半面に於て従業者を従業せしむる使用主も國家に對し相當の義務を負ふことは當

言ではない。従つて従前と雖も工場法等に依つて各事業場に於ては必ず就業規則を作成届出づるものとし、必要に應じては地方長官に於て之が變更を命じ得ることとして居つたのであるが、重要事業場の従業規則は特に其の完璧を圖る爲厚生大臣の認可を受けらることを必要とし一層之が指導の嚴格適正を期することとしてゐる。又厚生大臣は必要と認むるときは其の變更を命ずることも出来ることとなつてゐる(令四條)。

此の従業規則には少くとも左の事項を記載することが必要であり、指定後二十日以内に認可の申請をしなければならぬ(則一條及二條)。

- 一、従業者の身分、職務及指揮監督に關する事項
- 二、始業及終業の時刻、休憩時間、休日並に交替制に於ける就業轉換に關する事項
- 三、早出、残業及宿直に關する事項
- 四、入場、退場、遅刻及早退に關する事項
- 五、缺勤及休暇に關する事項
- 六、保健衛生に關する事項
- 七、危害豫防に關する事項
- 八、褒賞及懲戒に關する事項
- 九、解雇及退職に關する事項

而して重要事業場の事業主は此の従業規則に則つて従業者を従事せしめなければならないし、又勞務者も之に従つて業務に従事

然である。
從業命令

從業規則は從業者の服務に関する原則であつて大體平常の場合
は之に依つて支障がないと考へられるのであるが、特に必要があ
つて之に依り得ない場合もあり、又就業規則に記載してゐない事
項に就き相當の措置を命ずる必要がある場合があり又從業者に就
ては一應事業主の指示に従つて服務すべきであるが、事業主の指
示し得る範圍外の事項もあり得る譯である。そこで厚生大臣は必
要に應じて就業時間等に付いて個々の場合に事業主に、又時には
從業者に對しても色々の命令を出し得ることとしてゐる（令八
條）。

解雇退職命令

右に述べたやうに重要事業場に服務する從業者は公法的關係に
於て嚴正なる規律の下で御奉公することとなるのであるが、其の
一面に於て勞務管理上支障ある不良分子等に就き事業主が進んで
之を解雇せず、又解雇し難いやうな事情のある場合に於ては、國
家に於て斷乎之が解雇又は退職を命ずることとなければ首尾一
貫しないこととなる。そこで斯る場合には厚生大臣は事業主に對
し解雇命令を、從業者に對しては退職命令を出し得ることとなつ
てゐる（令九條）。

給與規則

賃金其の他の給與は從業條件の内最も重要な内容をなすもので

七、實物給與を爲すときは其の種類、數量、評價額及給與條件に
關する事項

八、遅刻又は早退の場合に於ける賃金の計算方法に關する事項

九、賃金の一部を貯蓄又は公債購入の爲に控除するときは其の定の
要旨に關する事項

十、其の他賃金に關し必要な事項

給與規則には職員の給料に付次の事項を記載することとなつて
ゐる。

一、給料の締切の期間並に支拂の期日及方法に關する事項

二、基本給料の初給額に關する事項

三、手當を支給するときは其の名稱及額又は率並に給與條件に關
する事項

四、實物給與を爲すときは其の種類、數量、評價額及給與條件に
關する事項

五、給料の一部を貯蓄又は公債購入の爲に控除するときは其の定の
要旨に關する事項

六、其の他給料に關し必要な事項

又昇給内規には次の事項を記載することとなつてゐる。

一、昇給期に關する事項

二、昇給條件に關する事項

三、一回の昇給の最高額、最低額及標準額に關する事項

四、其の他昇給に關し必要な事項

あることは言を俟たざる所であつて、其の病否の如何は事業の經
營、從業者の生活に極めて大きな影響を及ぼすのみならず延ては
勞働能率を左右し又物價政策にも關係する所が頗る大きい。殊に
從業者に公法上の從業義務を課し退職制限をなす（勞務調整令第
二條）場合もあるので、其の反面に於て特に給與の適正を期する
必要がある。従つて從來是等給與の基本を爲す賃金規則給料規則
及昇給内規の記載内容は原則として事業主の任意となつて居つた
のを認可制度となし其の適正を期し（令十條）、併せて之を關係從
業者に通知せしめて其の公正を期することとなつたのである（令
十二條）。尤も昇給内規は賃金規則等と違つて之を從業者に周知せ
しむることは色々支障ある場合があるので、其の通知は強制しな
いこととなつてゐる。

賃金規則には勞務者の賃金に付次の事項を記載することとなつ
てゐる（第五條）。

一、賃金締切の期間並に支拂の期日及方法に關する事項

二、賃金計算の基礎と爲るべき所定就業時間に關する事項

三、定額給の定あるときは其の初給額及最低額に關する事項

四、請負賃金制に於ける保證給の初給額及最低額に關する事項

五、單價請負、時間請負又は歩合請負の制あるときは其の請負單
價、請負時間又は請負歩合及賃金算定方法に關する事項

六、手當を支給するときは其の名稱及額又は率並に給與條件に關
する事項

是等の規則の認可は指定後二十日以内に申請しなければならぬ
（第一條）。

給與命令

賃金其の他の給與に就ても右の賃金規則、給料規則又は昇給内
規では不適當な場合、或は之に規定せられて居らない事柄で而か
も相當の措置を講ずるの要ある場合には夫々必要な命令を厚生大
臣に於て發することが出来る（令十三條）。此の規定に基いて施行
規則第十條が規定せられ賃與、臨時の給與を爲す場合には厚生大
臣の認可を受くべきことを命令せられてゐる。

時間制限令及賃金統制令の不適用

重要事業場には工場就業時間制限令及賃金統制令を適用しない
こととなつてゐる（令二十五條）。前述の如く就業時間及賃金に就
ては就業規則、賃金規則等を以つて原則として押へ、更に其の上必
要に應じて具體的に之を伸縮、高下し得るやうに色々命令を出し
得ることとした以上は一定の限度以下は自由で、其の限度以上は
いけないと云ふやうな是等の一般的取締法規は其の適用の餘地
を存しない譯である。勿論是等の法規と雖も一般的規程乃至全國
的基準乃至水準は監督上之を全く無視すべきではない。寧ろ其の
限度に於ては充分其の精神を尊重すべきであるが、唯重要事業場
に付ては勞務管理官をも派遣し、前に述べた各規定に依り充分そ
の精神を尊重しつつ尙且、事業の實情に應じた運用を爲し得るの

で、統制の技術的方法としては一應之を適用しない云ふ形としてゐるのである。

厚生命令

従業者の福利厚生に關しては從來とも厚生省に於て極力其の必要なるものに付て事業主を指導して其の實施整備に努めて來たのであるが、之は賃金其の他の給與等と共に實質的に重要な従業條件であり又勞働能率に影響する所も極めて大であり、殊に従業者に公法上の服務義務を課した以上は一面に於て更に其の適正化を圖る必要があるもので、一段と徹底した指導を加へると共に必要な命令を厚生大臣に於て發し得ることとして居る(令十五條)。差當り従業員の救養、訓練、體育、食事、應急診療、乳幼児保育所に關して夫々本令の施行規則第十三條乃至第十七條で命令せられる。

勞働争議の豫防解決

従業者の従業條件其他に付ては嚴正なる官の監督を加へ、又従業者に就ては服務義務を課してゐるので勞働争議の發生の餘地は殆ど無く、況や争議は全て禁止されたと同様になつてゐる。然し罷業等の争議行爲を伴はずとも、或は所謂勞働争議と云ふ程度に至らずとも、従業條件其他に關し事業主又は従業者に各々意見があり乃至は相互に意見の對立を來たと云ふ場合がないとは限らない。斯る場合には厚生大臣やその事業場を擔當する勞務監理官なりが速かに相互の意見なり、事態の真相を調べ、又此の間

事態の紛亂を防止する爲に事業主も従業者も相互に妨害的措置に出でざること等を命じ(則十八條及十九條)、併せて必要なる解決手段を講じ以て相互の意見を疏通すると共に事業場内の秩序を保持し働きの心地の良い職場を維持することの出来るやうに努めることとなつてゐる(令十六條)。

勞務擔當者

事業主及従業者に夫々必要は義務を課し官に於て相當の指導監督を加へるにしても、事業主と従業者の間に介在して日常事業場内に於て勞務管理の仕事に従事する者が有能の士でなければ實際の效果は擧げない。そこで先づ事業主をして此の勞務管理を擔當する主任者に適材を選任し届出せしめ(令十七條及十八條)、更に勞務管理擔當者の職務の執行に不適當なるものがある場合とか、又充分職務を執行し得ないやうな事情がある場合とか、於て事業主を通じて相當の措置を命ずるとか又事業主に對して勞務擔當者が充分職務を遂行し得るやうに相當の措置を講ずるやうに命令することになつてゐる(令十九條)。

勞務監理官

本令の施行はその制定の趣旨に鑑み、強力にして徹底したる専門的指導をなす爲、又生産監督を爲す關係上中央官廳との連絡を常時緊密にする爲、原則として厚生大臣が自らやることとなつてゐるが、一面に於て有望なる地方廳の高等官中(原則として地方勞務官)より勞務監理官を任命して之を各事業場に配置し、其の

實情に應じた指導監督に當らしむると共に事務の迅速且圓滑なる處理を圖り、併せて之を通じて本省と地方廳との連絡を緊密ならしめると云ふことになつてゐる(令二十條)。此の勞務監理官の實際上の配置は一事業場に一人づゝ配置することが理想的であるが、事實上は特に大事業場の外は一人で數事業場を所管することとなつてゐる。

健康保險法の改正

この改正法律は、種々の點に於て劃期的なものを含んでゐるのであるが、改正の實體が勅令以下に委任せられてゐる箇所が尠くないので、この法律が全部的に實施せられる昭和十八年四月一日迄はそれらの點が明瞭でない憾がある。茲には、本改正の意圖する主要な點に就てある程度、勅令の内容に迄立入つて述べて見よう。

改正の要點

通 則

保險法と職員健康保險法との統一を爲すこと(附則參照)。即ち兩制度を一つの制度に纏め、從來兩制度間に於て異なる取扱をしてゐた事務的手續、診療關係等を凡て單一化し且これを出来るだけ簡易化せんとすることが、今回改正の第一目的である。言ひ換れば、職員健康保險法は廢止され、凡て健康保險法の下に統一されることとなるのである。

適用範圍の擴張

(イ) 被保險者

(一) 職員の適用範圍は從來一年の報酬額千二百圓未満の者に限定されてゐたのを、一年の報酬額千八百圓未満の者に迄擴張すること(第十三條ノ二第一項第二號參照)。

即ち健康保險の適用ある事業に使用せられてゐる者のうち職員たる者及職員健康保險の適用ある事業に使用せられてゐる者の全部は、從來一年の報酬額が千二百圓(月額百圓)未満の者に限つて健康保險又は職員健康保險の被保險者となつてゐたのであるが、今度は、この限界を引上げて、一年の報酬が千八百圓(月額百五十圓)未満の者をも被保險者とする事としたのである。

(二) 職員健康保險は常時十人以上を使用する事業所に適用してゐたのを、常時五人以上使用する事業所に適用するやう擴張すること(第十三條參照)。即ち從來は職員健康保險の適用ある事業にして常時十人以上を使用してゐる事業所に使用せられてゐる者のみが職員健康保險の被保險者となつてゐたのであるが、これを改めて常時五人以上を使用してゐる事業所に使用せられてゐる者をも被保險者とする事としたのである。

(三) 法人又は其の他の團體の事務所にして常時五人以上を使用するものを使用せられてゐる者をも被保險者とする事(第十三條參照)。

即ち商工會議所、統制會、大日本産業報國會等は法律に列擧せ

られてゐる如き事業を行つてゐなかつた爲、その實情から見れば當然適用ある可くして適用せられてゐなかつたのであるが、今回はこれを是正しそれらの法人又は團體の事務所にも新たに法の適用を及ぼすやうに改正したのである。

(四)強制適用の事業以外の一切の事業所に使用せらるる者及一年の報酬額が千九百圓を超える職員等は凡て任意包括被保険者たり得ることとする(第十四條及第十五條ノ二參照)。

即ち従來任意包括被保険者になり得る者は、健康保険に於ては同法の適用ある事業にして常時五人未満を使用する者に使用せられてゐる者及土木工事又は工作物の建設、保存、修理若しくは破壊の工事等に使用せられてゐる者等に限り、又職員健康保険に於ては同法の適用ある事業の事業所にして常時十人未満を使用するものを使用せられてゐる者及其他一切の事業の事業所にして市又は指定町村に在るものを使用せられてゐる者に限定せられて居り、且右に該当する者のうちでも一年の報酬額が千二百圓を超える職員等は被保険者とはなれなかつたのであるが、今回の改正に依つてこれらの制限は悉く取除かれ、且一年の報酬額が千八百圓を超える者でも、被保険者となり得ることとなつたのである。

(a) 家族

家族の範圍は被保険者と同一の世帯に屬し専ら被保険者に依り生計を維持する者及同一の世帯に屬せざる妻子とすること(第一

條第二項參照)。

即ち家族の範圍は従來被保険者に依つて扶養されて居り且被保険者と同居を共にする者でなければならぬとされてゐたのであるが、其の範圍を少し擴張して被保険者に依つて扶養され且被保険者と同居を共にしてゐる者の外に、更に被保険者の妻子は被保険者に依つて扶養されて居る者でさへあれば、たとへ同居を共にして居らなくとも、これを家族の範圍に加へるといふことにしたのである。このことは法律の表面に現はれてゐないのであつて勅令に依つて、新條に規定される豫定である。

被保険者の種類

(一) 被保険者を甲乙二種とすること(勅令)。

即ち甲種被保険者は勞務不能の際三月以上繼續して俸給又は給料の全額を支給せられる者で、其の他の者を乙種被保険者とする豫定である。甲種被保険者は勞務不能の際三月以上繼續して俸給又は給料の全額を支給せられる者であるから、事實上傷病手當金を受取る機會が極めて多いので、その者はこれを他の者と區別して、その者に關する保険料率はこれを他の者より多少低下しよるとするものである。

このことも亦法律の表明には現はれてゐないが、保険料率を定める告示を以て規定せられることとなる豫定である。

(二) 甲種被保険者は國民健康保険組合に加入して居る期間は健康保険の被保険者たらざることを得ること(第十三條ノ二第二

項參照)

即ち甲種被保険者は前項に於て述べた通り傷病手當金の支給を受取る機會が極めて多いのであるから、地方的實情に依つてその者がその地方の國民健康保険組合の被保険者となることとその組合の運営上必要であるといふ様な場合には、その者は傷病手當金といふ給付種類を持つて居らぬ國民健康保険組合の被保険者となり、その期間健康保険の被保険者とならなくとも宜いといふことが、今回新たに規定せられたのである。

尙その者が國民健康保険の被保険者でなくなれば、それと同時に再び健康保険の被保険者となることは勿論である。

(イ) 被保険者

(一) 療養の給付に關する諸規定諸手續等を統一すること(勅令以下)。

即ち療養の給付に關しては、従來健康保険に於ては一部負擔の制度がなく、職員健康保険に於ては、その制度があつたのであるが、今回この制度を全般に採用し、それに依つて濫診濫療を防止すると共に療養の給付を受取る者と受けざる者との間に於ける負擔の公平を圖り、兼てその費用を以て保険給付の改善に關する財源の一部ならしめようとしたのである。但し傷病が業務上の事由に因るものである様な場合及特別の事情ある健康保険組合に於て事業主又は組合の醫療機關に就き診療を受ける様な場合にはこの

一部負擔を減免しても宜いといふ風に例外が認められる豫定である。

尙一部負擔の額は従來職員健康保険に於て採用してゐた如き診療報酬に對する割合に依らず、事務的に最も簡單な定額式とする豫定である。また健康保険組合及職員健康保険組合の一般保險醫に對する診療報酬の額、一部負擔の額及事務的手續等はそれぞれ異つてゐたのであるが、今後はこれらを可及的に政府管掌の場合と同様に統一する豫定である。

(二) 傷病手當金の額は甲種被保険者に就ては百分の五十、乙種被保険者に就ては百分の六十とすること(第四十五條參照)。

即ち傷病手當金の支給額は大體現行法通りで、前述の甲種被保険者に就ては職員健康保険通りの百分の五十、乙種被保険者に就ては健康保険通りの百分の六十としたのである。

(三) 分曉費を三十圓に増額すること(第五十條參照)。

即ち分曉費は従來二十四であつたものを、三十圓に増額するやう勅令を以て規定する豫定である。

(四) 結核に對する延長給付を法定給付とし且其の内容を勅令を以て定むることとする(第四十四條ノ二參照)。

即ち結核性疾病に對しては、従來被保険者は引續き百八十日以上被保険者であつた者に限り一年に至る迄療養の給付及傷病手當金の支給を延長することが出来るといふやうに規定せられて居たのであつて、それは必ずしも必要な給付ではなかつたのであるが、

今回はこれを法定の必要給付とし、それを受くべき被保険者の資格要件も撤廃し且その内容を關係各方面と協議の上勅令を以て出来るだけ改善したものを規定し得ることとなつたのである。

(ロ) 家族

(一) 家族給付を法定給付とすること(第一條第二項参照)

即ち家族給付も亦従来は結核に對する延長給付の場合と同様必要給付ではなかつたのであるが、今回これを必要給付として法定したものである。

(二) 同一の疾病にして其の費用三圓以上なるときは三圓を超える金額に就き其の二分の補給金を支給すること(第五十九條ノ二参照)。

即ち家族給付を支給するのは入院、一四十圓以上の處置又は手術の場合に限られてゐたのであるが、今回はこれを思ひ切つて擴張し同一の疾病で其の費用が三圓以上上るときは、三圓を超ゆる金額の半分を補助金として、支給するといふことにしたのである。

(三) 配偶者が分焼したるときは補助金として十圓を支給すること(勅令)。

即ち家族給付には、従來分焼なる保険事項はなかつたのであるが、これを改め被保険者の配偶者が分焼したときは、補給金として十圓を支給するやう勅令を以て規定することとしたのである。

(四) 家族給付支給の條件は被保険者が引續き六月以上被保険

各種の共同療養施設又は、保険施設を講ぜしめんとしたものである。

(二) 健康保険組合又は健康保険組合聯合會對し療養施設及健康保持増進施設を講ずることを命じ又は之に必要な費用の支出を命ずることを得ること(第三十七條ノ二参照)。

即ち主務大臣は必要と認むるときは、健康保険組合又は健康保険組合聯合會對して、被保険者及其の家族の療養若しは健康の保持増進の爲めの諸施設を講ずることを命じ又はそれに必要な費用の支出を命じて、以て積極的に各種の保険施設を論ずることを得る方法を招いたのである。

(三) 醫師、歯科醫師又は藥劑師は保險醫又は保險藥劑師たることを拒否することを得ざること(第四十三條ノ三参照)。

即ち醫師、歯科醫師又は藥劑師は従來任意的に保險醫又或は保險藥劑師たるの指定を受けてゐたのであるが、今回この制度を改め行政官廳が醫師、歯科醫師又は藥劑師の中に就き強制的に保險醫又は保險藥劑師を指定することとし、醫師、牙科醫師又は藥劑師は正當の理由なくしてはその指定を拒むことを得ないこととしたのである。

(四) 診療報酬の額は勅令を以て之が定むること(第四十三條ノ五参照)。

即ち保險醫又は保險藥劑師が、保險者に請求する診療報酬の額は、豫め醫師歯科醫師又は藥劑師の各團體の意見を聴いた上勅令

者たることを以て可とすること(勅令)。

即ち従來は引續き一年以上被保険者であつた者でなければ家族給付は支給せられなかつたのであるが、今回引續き六月以上被保険者であつた者なら家族給付を支給せられるといふことに改められたのである。

費用の負擔

(一) 標準報酬及保險料は月計算とすること(勅令)。

即ち標準報酬は従來被保険者の報酬月額に基いて算定せられ、また保險料は各日に付いて計算するのを建前としてゐたのであるが、今後は被保険者の報酬月額に基いて標準報酬を算定し、また保險も各月に付いて計算することとしたのである。

(二) 本改正に依る費用は政府管掌に在りては報酬月額十月に付甲種被保険者は三十二錢程度、乙種被保険者は四十六錢(炭坑勞務者は八十六錢)程度の割合とすること(告示)。

即ち本改正に依つて新に採用せられることとなつた一部負擔制度に依つて、斯くの如き大改正にも拘らず、保險料の増額は十圓に付月僅々六錢の割で済むこととなる見込である。

其他

(一) 共同の療養施設又は保險施設を利用する爲健康保險組合聯合會を法認すること(第四十二條ノ二参照)。

即ち現存する健康保險組合聯合會を改組し、これを健康保險法上の法人として認め、その力を以て箇々の組合では及ばなかつた

を以て公定することとしたのである。

むすび

以上述べた改正は、これを要するに時局の要請に應へて健康保險制度を統合し、諸般の事務手續を簡易化すると共に、被保険者の範圍を擴めてその家族をも網羅して一般勤勞國民の殆ど全部を健康保險制度の保護の下に置き、それと同時にまた一方に於て保險醫保險藥劑師の制度を強化して醫療内容の向上を図り、依つて以て健康保險制度の効果をより一層發揮せしめようとするの外ならないのである。故に關係各團體は勿論事業主も被保険者も醫師も悉く本改正の實施に當つては宜敷協力せられんことを切望する次第である。

勞働者年金保險法

本法制定の理由

我國の劃期的勞働保護立法たる勞働者年金保險法は、第七十六回帝國議會の協賛を経て、向ふ約一ヶ年の準備を終へた後、尙今年六月頃より實施せらるることになつた。勞働者年金保險法は之を一言にして云へば、生産力擴充の基本たる勞働力の確保を培養し、産業能率の増進を期すると共に國民生活及び國民思想の安定を圖る爲、工場、鑛山等の勞働者を對象とし、其の老後に於ける生計を保障すべき養老年金制度を主眼とする立法であるが、今議會に於ける金光厚生大臣の本法案説明要旨を掲ぐれば次の如く

である。

現下の情勢に鑑みるに、生産力の擴充は時局下最大の急務であり従つてその基本となるべき労働力の保全増強を圖り、産業能率の増進を期することは刻下喫緊の要務である。而して是が爲め施策すべき事項は多々あると思はれるが、就中生産擴充の第一線に立つて、懸命の努力を續けてゐる労働者に對し、安んじて其の職務に精勵せしむる方策を講ずることが最も肝要である。

惟ふに労働者は、自己の労働能力を以て生活維持の唯一の手段としてゐるのであつて、年齢、廢疾及死亡等、其の労働能力を減退又は喪失せしむる事故は労働者にとつては、其の生活を不斷に脅かすものである。年金保険の制度は是等の事故に際して労働者の生活を保障し、労働者の明日の生活に對し安心と希望を與ふるものであつて、本制度實施の時は労働者をして専心職域奉公せしめ得るものと考へるのである。

國費多端の折柄にも拘らず、多額の國帑を投じて斯くの如き保護を労働者に與へようとする所以のものは、畢竟するに生産擴充の爲、懸命の努力を續けて居る全労働者に、國家として其の生活保障を與へ、一塊でも多くの石炭を、一臺でも多くの機械を生産する様努力して貰ひ、以て高度國防國家體制の確立に寄與せしめようとするにあるのである。

本法の内容

第一に本保險の適用範圍即ち被保險者の問題であるが、本保險

の被保險者には強制被保險者、任意被保險者及び任意繼續被保險者の三種類がある。本保險の強制被保險者は健康保險の強制被保險者たるものと同一の範圍に屬するものであるが、事業主の保険料負擔力を考慮して常時十人未満の労働者を使用する工場、鑛山等に使用せられる者は之を除外することとし、女子に就ても其の労働事情に鑑みて之を除外し、其の他の等に就ても本制度の強制被保險者とする事の不適當なるには適用せざることとしたのである。次に任意被保險者であるが、健康保險法の強制適用を受ける事業であつても、常時十人未満の労働者を使用してゐる關係上、本保險の強制適用を受けざるものを使用せらるる労働者及女子労働者等は事業主の同意を得て申請すれば、任意被保險者となり得ることとなつてゐる。次に任意繼續被保險者であるが、之は長期間被保險者たりし者にして養老年金の受給資格年限に到達せずして保險關係を離脱したる者に就き養老年金受給資格を得させる爲特に認められる制度であつて、十四年以上二十年未満被保險者たりし者が被保險者たらざるに至りたる場合に、一定期間内に申請すれば被保險者たる資格を繼續させることとしたのである。

第二に、本保險の被保險者は、多額の積立金を管理運用する點等に鑑みて、基礎の最も鞏固なる政府とし、健康保險の場合の如く組合に依る經營を認めないこととしたのである。

第三に、保險給付であるが、本保險は被保險者が老齢で退職する場合に養老年金、廢疾の場合に廢疾年金又は廢疾手當金、死亡

の場合に遺族年金、脱退の場合に脱退手當金を支給するものである。養老年金は被保險者たりし期間二十年以上なるものが退職後五十五歳に達したる時から支給され、其額は全平均給料の百分の二十五を基本額とし二十年以上一年を増す毎に百分の一の加算がつくことになつてゐる。次に、廢疾年金又は廢疾手當金は、三年以上被保險者たりし者が廢疾となつた場合に支給されるものであるが、業務上の廢疾なるを否とを問はず其の廢疾が、終身業務に服すること能はざる程度のものなる場合には養老年金と同額の廢疾年金を、従來の業務に服すること能はざる程度のものなる場合には、全平均給料の七分の廢疾手當金が支給されることとなつてゐる。次に遺族年金は二十年以上被保險者たりし者が死亡したる場合其の遺族に十年間支給するものであつて、其の額は養老年金の二分の一となつてゐる。次に脱退手當金は三年以上被保險者たりし者が養老年金受給資格取得前に脱退したる場合に支給されるものであつて、其額は全平均給料の三百日分の範圍内に於て被保險者たりし期間の長短に應じ所定の金額が支給せられることとなつてゐる。尙鑛山に於ける坑内夫たる労働者に付ては、其の労働事情の特殊性を考慮し、一般労働者より、年金支給の時期を早め、十五年以上又は十五年間に十二年以上被保險者たりし場合には五十歳から年金支給することとし、特に、優遇の途を講じてある。

第四に、本保險の保險料は被保險者及び事業主に於て折半負擔

することになつてゐるが任意繼續被保險者は保險料の全額を被保險者が負擔することになつてゐる。保險料率は一般被保險者の場合には〇・〇六四、坑夫たち被保險者の場合には、〇・〇八程度となる見込である。尙本保險は長期保險である關係上、國庫は毎年度豫算の範圍内に於て、本保險の事務の執行に要する費用を負擔する外保險給付に要する費用に就き一般被保險者に關しては其の坑内夫たる被保險者に關しては其の二割を負擔し、以て事業主及び労働者の負擔軽減を圖つてゐる。

工場法關係法規の改正

改正の理由

工場法附屬法規は昭和十七年二月十日厚生省令第七號、第八號及第九號を以て其の一部が改正せられ三月一日より實施せられる事になつた。

最近産業労働者の體位が遺憾ながら著しく低下の傾向を示して來てゐるのであるが、此の現象は生産擴充と労働力の不足とに因る労働の強化に起因するものと考へられる。

斯の如きは高度國防國家建設の觀點よりするも眞に憂慮すべき問題であるから、今回工場法關係法規を改正して労働者に對する健康診断制度の擴充を圖り以て工場労働衛生の刷新を期せんとするものである。

改正の要點

年 度 別	日 働 勞 働 者 其 他		總 計	
	男	女	男	女
昭和元年十二月	1,629,869	1,030,000	2,659,869	1,030,000
昭和二年十二月	1,629,869	1,030,000	2,659,869	1,030,000
昭和三年十二月	1,629,869	1,030,000	2,659,869	1,030,000
昭和四年十二月	1,629,869	1,030,000	2,659,869	1,030,000
昭和五年十二月	1,629,869	1,030,000	2,659,869	1,030,000
昭和六年十二月	1,629,869	1,030,000	2,659,869	1,030,000
昭和七年十二月	1,629,869	1,030,000	2,659,869	1,030,000
昭和八年十二月	1,629,869	1,030,000	2,659,869	1,030,000
昭和九年十二月	1,629,869	1,030,000	2,659,869	1,030,000

年 度 別	工 場 勞 働 者		鑛 山 勞 働 者		運 輸 交 通 通 信 勞 働 者	
	男	女	男	女	男	女
昭和元年十二月	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
昭和二年十二月	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
昭和三年十二月	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
昭和四年十二月	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
昭和五年十二月	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
昭和六年十二月	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
昭和七年十二月	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
昭和八年十二月	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
昭和九年十二月	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000

年次別工場鑛山等労働者数調

一、工場主は職工を雇入れたときは雇入後三十日以内に其の職工の健康診断を行ふことを命じたこと。
 二、工場主は毎年少くとも一回職工の健康診断を行ふことを命じたこと
 衛生上有害なる業務に従事する職工に對しては毎年少くとも二回の健康診断を命じたこと
 三、前二號の健康診断は身長、體重、胸圍等の體格検査、視力、色視、聴力等の機能検査及一般臨床醫學的検査の外「ツベルクリン」皮内反應検査を全員に實施することを命じたこと、尙結

核の早期發見を期する爲「ツベルクリン」皮内反應検査の結果陽性者及疑陽性者に對しては「エックス」線間接撮影又は透視の施行を命じ更に之によつて結核性病變又は其の疑のある者に付ては「エックス」線直接撮影、赤血球沈降速度検査及喀痰検査の施行を命じたこと。
 四、工場主は健康診断の結果注意を要すると認められる者に對しては醫師の意見を徴し療養の指示、就業の場所又は作業の轉換、就業時間の短縮、休憩時間の増加健康状態の監視其の他健康保護上必要なる處置を執ることを命じたこと。

(厚生省勞働局調)

昭和十一年十二月	昭和十二年十二月	昭和十三年十二月	昭和十四年六月	昭和十五年六月	昭和十六年六月	昭和十六年十二月
1,777,333	1,676,696	1,618,909	1,577,300	1,500,000	1,481,219	1,368,187
498,086	499,336	499,000	499,000	499,000	499,000	499,000
2,275,419	2,176,032	2,117,909	2,076,300	1,999,000	1,980,219	1,867,187
1,116,933	1,096,666	1,098,909	1,098,300	1,098,000	1,098,000	1,098,000
1,158,486	1,079,366	1,019,000	978,000	901,000	882,219	769,187
1,777,333	1,676,696	1,618,909	1,577,300	1,500,000	1,481,219	1,368,187
498,086	499,336	499,000	499,000	499,000	499,000	499,000
2,275,419	2,176,032	2,117,909	2,076,300	1,999,000	1,980,219	1,867,187
1,116,933	1,096,666	1,098,909	1,098,300	1,098,000	1,098,000	1,098,000
1,158,486	1,079,366	1,019,000	978,000	901,000	882,219	769,187

備考 昭和十四年ヨリ調査範囲ノ變更アリタルガ是ニ就イテハ労働時報昭和十五年九月號二七頁ノ備考参照

労働者家族手當の改正

賃金統制令の適用を受ける労働者の家族手當の額は厚生省告示に依つて定められてゐるが、時局下に於て労働者の生活を安定し全力を生産に傾注せしめることは生産増進上不可欠のことであり又大東亜建設の大理想を完全に遂行する爲には人的資源の培養を圖ることが極めて重要な事であるから今回此の制度が次の通り改正されて四月一日から實施することになつたのである。

(一) 支給の範囲が擴大されたこと
従來は實收月額百六十圓未満の労働者に對し其の配偶者、満六

十歳以上の父母、満十八歳未満の子及不具發疾者に付支給されて居たが今回は實收額による制限が撤廢され従つて月收百六十圓以上の労働者に對しても支給される譯であり又配偶者、満六十歳以上の直系尊屬、満十八歳未満の直系卑屬不具發疾者も改められたので今後は祖父母、孫等に就ても手當が支給される事になつた。

(二) 扶養家族一人當りの手當額が増加されたこと
従來は扶養家族一人に付月額二圓であつたが今回は之を三圓に増額された。

(三) 支給額の最高制限が撤廢されたこと
従來は支給額十圓が限度であつたが(従つて家族五人迄支給し

賃

た)今回は此の制限がなくなり扶養家族數に應じて無制限に支給される事になつた。

工場、鑛山に於ける賃金形態

(厚生省労働局調)

序

先般當局に於て、昭和十四年九月現在に於ける工場、鑛山の各種に付賃金形態の分布状況、各種賃金形態に所屬する労働者數、賃金形態と職種との關係、賃金形態と労働者の休業状況、請負利益率の現状、賃金中に含まれる基本給、請負利益金及其他の手當の割合等に関する調査を行つたのであるが、今其の結果の概要を記述する。

第一表 賃金形態採用數別工場數 (事業別)

事業	金屬工業		機械工業		化學工業		窯業土工業		紡織工業		食料品		製印刷業		其他		總計			
	工場數	%	工場數	%	工場數	%	工場數	%	工場數	%	工場數	%	工場數	%	工場數	%	工場數	%		
一形態採用工場	11	1.8	16	2.6	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1
二形態併用工場	10	1.6	15	2.4	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1
三形態併用工場	10	1.6	15	2.4	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1
四形態併用工場	10	1.6	15	2.4	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1
計	611	100.0	611	100.0	1111	100.0	71	100.0	311	100.0	1111	100.0	1111	100.0	1111	100.0	1111	100.0	1111	100.0

尙、調査した工場、鑛山は常時五〇〇人以上の職工又は鑛夫を使用する事業場であつて、其の事業場數及労働者數は次の通りである。

事業場數	労働者數	
	男	女
工場	78,700	3,138
鑛山	333,300	10,000
計	412,000	13,138

賃金形態の併用状況
工場、鑛山に於て採用して居る賃金形態を見るに定額日給と云ふ様な一形態のみによつて全労働者を律してゐる事業場もあり、又定額制と請負制とを併用する事業場も多數存在する。今其等各種の賃金形態の併用状況を事業別に調査した結果を記

工 用 併 態 形 二						数 場 工 用 採 態 形 一					
日給保証なし	時給保証なし	日給保証なし	時給保証なし	日給保証なし	時給保証なし	日給保証なし	時給保証なし	日給保証なし	時給保証なし	日給保証なし	時給保証なし
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31

場 工 用 併 態 形 三						数 場					
日給保証なし	時給保証なし	日給保証なし	時給保証なし	日給保証なし	時給保証なし	日給保証なし	時給保証なし	日給保証なし	時給保証なし	日給保証なし	時給保証なし
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31

述べれば次の如くである。
 (イ) 工場の一部
 第一表總數欄に見らるゝ如く工場に於ては二形態を併用するものが五一%強で最も多數を示し、之につぐものは一形態採用の三三%強であり、三形態以上を併用する工場は甚だ少數となり、三形態のものが一二%、四形態に至つては僅に二二%程度に過ぎず、五形態以上を採用する工場は本調査に於ては見られない。
 第一表により一形態採用工場の割合を事業別に見れば印刷業、製本業八七・五%、化学工業六四・三%、食料品工業六〇・〇%であるが、之等は何れも事業の性質上、資金形態の最も簡單なる日給一本を採用してゐる工場が多數を占めてゐる爲である。窯業、土石工業、金屬工業、その他の工業は約五〇%で、前記三事業につぐものである。
 二形態採用工場の割合を事業別に見れば、紡織工業の七一・四%が最高を示してゐる。これは大多數の工場に於て女工の大部分が出来高拂制であり、男工の大部分が日給である。之につぐもの

第二表 賃金形態採用數別工場數 (形態内詳付)

日 給	時 給	形 態 別	
		總 數	形 態 別
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	29
30	30	30	30
31	31	31	31

は窯業、土石工業の四七%、機械器具工業の四三・四%である。機械器具工業は作業の性質上多種の形態を採用してゐる。即ち、三形態併用工場の割合は食料品工業の特例を除いては最高を示してゐる。
 次に形態別に工場數を見れば、第二表に示す如く日給のみを用する工場が最も多く、其數二二七工場に達し全工場數の約二八%を占めてゐる。
 日給、その他の出来高給(日給保証なし)を併用するものは一三二であるが、この中一七工場は紡織工業である。
 日給、單純出来高給(日給保証なし)を併用するものは二六六工場であるが、この中八五は前同様紡織工業に屬するものである。尙此の外少數ではあるが、日給、單純出来高給(日給保証なし)併用の七八、時給、單純出来高給(日給保証なし)、その他の出来高給(日給保証なし)の二三、時給の一八等が之につぐ状態である。

計	用 鑛 山 数		
	日 純 出 來 高 給 (日 給 保 證 付)	單 純 出 來 高 給 (日 給 保 證 付)	其 他 の 出 來 高 給 (日 給 保 證 付)
一四三	一	一	一
四二	二	二	二
九九	二	二	二
一	一	一	一
二	一	一	一

前二表に依れば鑛山に於ては、金屬鑛業が最も多種の形態を採用してゐる事が解るが、其の大部分は日給と單純出來高給とを併用するものである。石炭鑛業に於ては日給と單純出來高給とを併用するものが殆ど凡てである。而して出來高給の大部分は日給保証なきものである。

賃金形態の分布状況

(イ) 工場の部

調査七八四工場に於て採用せらるる賃金形態の總計は一、五二一である。即ち一工場に於て平均二種の賃金形態を採用してゐる割合となる。この賃金形態の内訳を見れば

- 定額制 五三・〇五%(實數八〇七)
 - 出來高拂制 四二・四〇%(實數六四四)
 - 時間割増拂制 四・五四%(實數 六九)
- 更に右の三大分類の内訳を見れば
定額制の五三・〇五%中

日 給 給 四四・八四%
時 給 給 六・一一%
月 給 給 二・一〇%
出來高拂制に於ては
單純出來高給 二六・八九%
内 日給を保證するもの 一一・二三%
日給を保證せざるもの 一四・六六%
其 他 の 出 來 高 給 一五・五一%
内 日給を保證するもの 一五・二五%
日給を保證せざるもの 〇・二六%

である。

賃金形態小分類に就いて見れば日給について其の他の出來高給(日給を保證するもの)が多数を占めて居るが、之は紡織工業に於て此の形態が極めて多数採用されてゐる結果である。

之につぐものは單純出來高給(日給を保證せざるもの)、單純出來高給(日給を保證するもの)である。

時間割増拂制は極めて少数であり、其の内訳は

- ハルセイ割増給 一・九二%
- ローワン割増給 一・七二%
- 其 他 の 割 増 給 〇・九二%

であつて、本制度は僅に金屬工業、機械器具工業の二事業に限られてゐる。

事業別に見れば定額制に付ては印刷業、製本業は、九〇%で第

第五表 賃金形態の分布状況 (工場の部 其の一) 本表に於ける%は形態數總計に對するものである。

業 種	賃 金 形 態		金 屬 工 業		工 機 械 器 具 業		化 學 工 業		土 窯 石 工 業 及		紡 織 工 業	
	形 態 數	%	形 態 數	%	形 態 數	%	形 態 數	%	形 態 數	%	形 態 數	%
	時 日 月	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給
總 計	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
小 計	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
出 來 高 給	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
日 給 保 證 付	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
日 給 保 證 せ ざ る 物	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
其 他 の 出 來 高 給	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
日 給 保 證 付	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
日 給 保 證 せ ざ る 物	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
ハ ル セ イ 割 増 給	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
ロ ー ワ ン 割 増 給	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
其 他 の 割 増 給	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%
	一六	一〇・〇%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%	一三	一三・三%

實 工 場 數	時 間 制		出 來 高 拂		定 額 制		貨 金 形 態	事 業	
	ハ ル セ イ 割 増 給	ロ ー ワ ン 割 増 給	日 給 を 保 證 す る も の 日 給 を 保 證 せ ざ る も の	日 給 を 保 證 す る も の 日 給 を 保 證 せ ざ る も の	時 給	日 給			月 給
八	三	六	一	二	一	六	一八・八三	金屬工業	
三	二	一	三	二	三	一	一八・八三	機械器具	
三	一	一	一	一	一	一	一八・八三	化學工業	
一	一	一	一	一	一	一	一八・八三	窯業及土石工業	
一	一	一	一	一	一	一	一八・八三	紡織工業	

第六表 賃金形態の分布状況 (工場の部 其の二)

一位を占め化学工業、窯業及土石工業は共に七〇%で第二位であり、之に次ぐものは其の他の工業が六四%、食料品工業が六二・五%、金属工業の五四・五%、機械器具工業の五一%等であるが紡織工業のみは四八・一で半数に満たず、残りの約五二%が出来高拂制である。これは紡績工場、生絲工場等の女工の賃金制度に

因るものである。尚、金属工業に於ては日給、時給、出来高拂制の日給保証付のものが大半を占め、又機械器具工業は最も多種の賃金形態があり、時間割増拂制の採用割合も一三・四九%に達し各事業を通じ最多数を示してゐるが定額制及出来高拂制採用の割合は金属工業よりも幾分少く、時間割増拂制が比較的多数を占め

總 計	時 間 制		出 來 高 拂		定 額 制		貨 金 形 態	事 業	
	小 計	ハ ル セ イ 割 増 給	日 給 を 保 證 す る も の 日 給 を 保 證 せ ざ る も の	日 給 を 保 證 す る も の 日 給 を 保 證 せ ざ る も の	時 給	日 給			月 給
八	三	六	一	二	一	六	一八・八三	食料品工業	
三	二	一	三	二	三	一	一八・八三	製印刷業	
三	一	一	一	一	一	一	一八・八三	其他の業	
一	一	一	一	一	一	一	一八・八三	總計	

業	業	業	賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態			
			賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態	
			形数	%	形数	%	形数	%	形数	%	形数	%	形数	%	形数	%	形数	%	形数	%	形数	%	形数	%
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		
100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	

第七表 賃金形態の分布状況 (鑛山の部 其の一) 本表に於ける%は形数總計に対するものである。

業	業	業	業	業	業	賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態					
						賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態		賃金形態	
						形数	%	形数	%	形数	%	形数	%	形数	%	形数	%	形数	%	形数	%	形数	%	形数	%	形数	%
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計					
100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00	100	100.00				

本表に於ける工場数は賃金形態別工場数即前表の形態数を示すものである。%は賃工場数に対するものである。第五表に於ける%は形態數總計即ち賃金形態別延工場數に對するものであるが、今、賃工場數に對する%を見れば第六表賃金形態の分布状況(其の二)の如くである。

この表は例へば金屬工業に於ては八五工場中、一六工場即ち一八・八二%は時給、六七工場即ち七八・八二%は日給を採用して居ると云ふことを示すものである。

全工場七八四に付て見れば、賃金形態の一つとして工場の一部に或は全部に日給を採用してゐる工場は六八二工場(八六・九九%)に及んでゐる。

次が其の他の出來高給(日給を保證するもの)の二三二工場(二九・五九%)、單純出來高給(日給を保證せざるもの)の二二三工場(二八・四四%)、單純出來高給(日給を保證するもの)の一八六工

場(二三・七%)等である。

(ア) 鑛山の部

全鑛山一四三に於て用ひらるゝ形態数は三二三であつて、一鑛山當り二・二種の賃金形定を採用してゐることになる。而してこの賃金形定の内詳は定額制四五・六九%、出來高拂制五三・六七%、時間割増拂制〇・六四%であつて、之を工場に比較すると、定額制の割合は少く、逆に出來高拂制の割合が増加し、又、時間割増拂制は工場の四・五四%に比し遙に少い。更に右の三大分類の内詳を見れば、定額制に於ては日給四四・七三%時給、〇・九六%であつて、時給、月給は工場に比し甚だ少

第八表 賃金形態の分布状況 (鑛山の部 其の二)

賃金形態	定額制		時間割増		出來高給	
	時給	月給	時給	月給	時給	月給
金屬鑛業	二	二	二	二	二	二
石炭鑛業	二	二	二	二	二	二
石油鑛業	二	二	二	二	二	二
其他の鑛業	二	二	二	二	二	二
總計	二	二	二	二	二	二

本表に於ける鑛山数は賃金形態別鑛山数即前表の形態数を示すものである。%は賃金形定に對するものである。

又出來高拂制に於ては單純出來高給(日給を保證せざるもの)三八・九八%、其他の出來高給(日給を保證するもの)八・六三%、單純出來高給(日給を保證するもの)六・〇七%であり、日給を保證せざる單純出來高給が大多数を占めてゐる。又時間割増制に於ては其他の割増給〇・六四%である。第七表に於ける%は形態總計即ち賃金形態別鑛山数に對するものであるが、今賃金形定に對する%を見れば、第八表賃金形態の分布状況(其の二)の通りである。全鑛山一四三に付て見れば、日給を採用してゐる鑛山は、一四〇(九七・九%)に達してゐる。

賃金形態	定額制		時間割増		出來高給	
	時給	月給	時給	月給	時給	月給
金屬鑛業	二	二	二	二	二	二
石炭鑛業	二	二	二	二	二	二
石油鑛業	二	二	二	二	二	二
其他の鑛業	二	二	二	二	二	二
總計	二	二	二	二	二	二

即ち、殆ど全部の鑛山が賃金形態の一つとして日給を採用してゐる。又、單純出來高給(日給を保證せざるもの)のものは一二二(八五・三%)である。

賃金形態別労働者数

各種賃金形態に所屬する労働者数を事業別、男女別所に見れば次の如くである。

(イ) 工場の部

本調査七八四工場に於ける全労働者一、一〇〇、六八二名(男七一八、七四四、女三三八、九三八)に付、賃金形態大分類別所屬労働者数の割合を見れば、

定額制 六〇・九四% 四六・四四%

出來高拂制 二六・六五% 五二・〇六%

時間割増拂制 一二・三九% 二・五〇%

であつて出來高拂制を採用する工場数は相當多數に昇るが、該當労働者数は男工に於ては僅に二六・六五%に過ぎない。女工に於ては出來高拂制を受ける労働者数は五一%に達してゐる。全體と

して請負制度を受ける割合は男工よりも女工の方が多數なることを示してゐる。

時間割増拂制の採用率は全體の四・%五四に過ぎないが、該當労働者数は男工一二・三九%に及んでゐる。之は比較的大工場に於てこの制度が採用されて居る爲である。

三大分類の内詳(%)

定額制

時給 男 八・九六 女 三・六五

月給 男 五一・七一 女 四二・六九

日給 男 〇・二七 女 〇・一〇

單純出來高給 男 一七・三七 女 二六・一〇

日給を保證するもの 男 一四・三七 女 八・七七

日給を保證せざるもの 男 三・〇〇 女 一七・三三

其他の出來高給 男 九・二八 女 二四・九六

工場山に於ける賃金形態

性別	業種	定額制		出来高拂制		賃金形態
		時間	出来高	時間	出来高	
男	金属工業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	機械器具工業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	化学工業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	窯業及土石工業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	紡織工業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	食品工業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	印刷業及製本業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	その他工業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	計	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	小計	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
女	金属工業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	機械器具工業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	化学工業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	窯業及土石工業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	紡織工業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	食品工業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	印刷業及製本業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	その他工業	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	計	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8
	小計	11.6	11.6	11.6	11.6	92.8

日給を保障するもの 九二・八
 日給を保障せざるもの 二四・五〇
 時間制拂制 〇・四六
 ハルセイ制増給 六・九七
 ロイワン制増給 四・六三
 その他の増給 〇・七九
 右の賃金形態小分類に付ての状況を見れば、男工に於ては日給が五一・七二%で絶対多数を示してゐる。次

第九表 賃金形態別労働者数割合(%) (事業別、男女別) 工場の部

事業別に賃金形態別労働者数を見れば男工に於ては、定額制は食品工業、印刷製本業が何れも一〇〇%であり、化学工業の九七・〇四%、紡織工業の九五・三五%が絶対多数で之につき、更に

その他の工業の八二・五四%、窯業、土石工業の七六・九%等が比較的多数占めるものである。その他の工業、窯業、土石工業に於て定額制以外の支拂ひを受けるものは何れも出来高拂制に属する

は単純出来高給(日給を保障するもの)の一四・三七%、其の他の出来高給(日給を保障するもの)の九二・八%、時給の八・九六%、ハルセイ制増給六・九七%である。女工に於ても日給が四二・六九%で最多数を占めてゐるが、男工の五一・七%には及ばない。次が其の他の出来高給(日給を保障するもの)の二四・五〇%単純出来高給(日給を保障せざるもの)の一七・三三%、単純出来高給(日給を保障するもの)の八・七七%であつて、時給は男工に比して遙に少く三・六五%である。

賃 料

ものである。機械器具工業、金属工業は以上の各事業に比し、定額制度に依る労働者数の割合が少く、夫々五二・四五%、四一・八八%である。機械器具工業に於ては時間制増拂制が甚だ多く二二・〇三%を占め、出来高拂制の二五・五二%に匹敵してゐるのは注目すべきである。金属工業に於ては出来高拂制による労働者が最も多数を占め五七七%に達し、全事業を通じ出来高拂制の最高を示してゐる。出来高拂制が定額制よりも多数を占めるものは、僅に金属工業に於て見られるのみである。女工に於ては紡織工業を除いては六〇%以上が定額制によつて

ゐる。即ち、印刷業及製本業は八八・一六%で最高を占め、之について其の他の工業七七・九%、窯業及土石工業七七・一七%金属工業の六九・六七%、機械器具工業の六八・一六%、化学工業の六三・九%、食品工業の六二・九四%等である。紡織工業のみは定額制が甚だ少く(不事業、男女を通じ最少)三五・七七%で、廻りの六四・二四%が出来高拂制である。女工にあつては定額制以外のものは凡て出来高拂制に属するものであるが、唯、機械器具工業のみは時間制増拂制が定額制について多数を占め、一六・三九%であり、出来高拂制は之より少く一五・四五%となつてゐる。

第十表 賃金形態別労働者数 (工場の部 其の1)

業種	賃金形態		労働者数	計に對する%	労働者数	%
	定額制	出来高拂制				
金属工業	男	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
	女	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
機械器具工業	男	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
	女	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
化学工業	男	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
	女	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
窯業及土石工業	男	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
	女	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
紡織工業	男	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
	女	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
食品工業	男	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
	女	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
印刷業及製本業	男	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
	女	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
その他工業	男	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
	女	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
計	11.6	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8
小計	11.6	11.6	11.6	92.8	11.6	92.8

貨金形態	請負利率率別工場数										
	未	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%以上
單純出來高給 (日給を保證するもの)	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他の出來高給 (日給を保證するもの)	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	四	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二

化學工業

貨金形態	請負利率率別工場数										
	未	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%以上
單純出來高給 (日給を保證するもの)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他の出來高給 (日給を保證するもの)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

機械器具工業

貨金形態	請負利率率別工場数										
	未	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%以上
其他の出來高給 (日給を保證するもの)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ハルセイ割増給	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ローワン割増給	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他の割増給	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四

貨金形態	請負利率率別工場数										
	未	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%以上
單純出來高給 (日給を保證するもの)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他の出來高給 (日給を保證するもの)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

金屬工業

第十三表 貨金形態別請負利率率調 (事業別) 工場の数

ハルセイ割増給一七工場中

其他の出來高給一五工場中、

利益率五〇%未満のもの

利益率五〇%以上一〇〇%未満のもの

利益率一〇〇%以上のもの

四〇%

一三%

四七%

二五%

五八%

一七%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

利益率五〇%未満のもの

利益率五〇%以上一〇〇%未満のもの

利益率一〇〇%以上のもの

二・三・五%

五九〇%

一七五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

ローワン割増給一〇工場中、

利益率五〇%未満のもの

利益率五〇%以上一〇〇%未満のもの

利益率一〇〇%以上のもの

四〇%

三〇%

三〇%

三〇%

三〇%

三〇%

三〇%

三〇%

三〇%

三〇%

其他の割増給一二工場中、

利益率五〇%未満のもの

利益率五〇%以上一〇〇%未満のもの

利益率一〇〇%以上のもの

五八%

一七%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

二五%

等を用ふるものを含んで居る爲である。

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

紡織工業

賃金形態	請負利率別工場数	
	未	計
10%	1	1
20%	1	2
30%	1	3
40%	1	4
50%	1	5
60%	1	6
70%	1	7
80%	1	8
90%	1	9
100%	1	10
以上	1	11
計	11	11

第十四表 賃金形態別請負利率率調 (事業別) 鑛山の部

金属工業

賃金形態	請負利率別鑛山数	
	未	計
10%	1	1
20%	1	2
30%	1	3
40%	1	4
50%	1	5
60%	1	6
70%	1	7
80%	1	8
90%	1	9
100%	1	10
以上	1	11
計	11	11

賃金形態	請負利率別鑛山数	
	未	計
10%	1	1
20%	1	2
30%	1	3
40%	1	4
50%	1	5
60%	1	6
70%	1	7
80%	1	8
90%	1	9
100%	1	10
以上	1	11
計	11	11

事業別に各種賃金形態所屬の職種に付其の極く概略を記すれば次の如くである。

第十五表 職種及賃金形態別工場数

職 種	賃金形態別工場数	
	未	計
検査工、試験工	1	1
製鋼工、非鐵工	1	2
鑄物工、鍛工	1	3
延伸工	1	4
板金工	1	5
計	5	5

機械器具工業の主要職種入種に就いて見れば第十六表の如く製鋼工、検査工、試験工に對しては80%以上の工場は定額制を採用してゐる。

第十六表 職種及賃金形態別工場数

鑄物工、鍛工、製鐵工、旋盤工、仕上工、組立工は定額制、請負制が略半々程度である。

形態別の工場数を示したものである。各職種共工場別に見れば、定額制が請負制よりも多数を示してゐるが、殊に検査工、試験工、製鐵工、製鋼工、非鐵金製鐵工は70%以上定額制となつてゐる。

制 拂 高 來 出	制 額 定			賃 金 形 態	金 屬 鑛 業	石 炭 鑛 業	石 油 鑛 業	其 他 の 鑛 業	總 計	
	小	月 日 時								計
		給	給							
單 純 出 來 高 給	日 給 を 保 證 す る も の	日 給 を 保 證 す る も の	日 給 を 保 證 す る も の	稼働延日数	休業者数	稼働延日数	休業者数	稼働延日数	休業者数	
其 他 の 出 來 高 給	日 給 を 保 證 す る も の	日 給 を 保 證 す る も の	日 給 を 保 證 す る も の	稼働延日数	休業者数	稼働延日数	休業者数	稼働延日数	休業者数	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
1,916,650	1,916,650	1,916,650	1,916,650	7,511	3,881	7,511	3,881	7,511	3,881	

賃金形態別稼働延日数及休業率調 (女) (事業別) 鑛山の部

制 拂 高 來 出	制 額 定			賃 金 形 態	金 屬 鑛 業	石 炭 鑛 業	石 油 鑛 業	其 他 の 鑛 業	總 計	
	小	月 日 時								計
		給	給							
單 純 出 來 高 給	日 給 を 保 證 す る も の	日 給 を 保 證 す る も の	日 給 を 保 證 す る も の	稼働延日数	休業者数	稼働延日数	休業者数	稼働延日数	休業者数	
其 他 の 出 來 高 給	日 給 を 保 證 す る も の	日 給 を 保 證 す る も の	日 給 を 保 證 す る も の	稼働延日数	休業者数	稼働延日数	休業者数	稼働延日数	休業者数	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
1,916,650	1,916,650	1,916,650	1,916,650	7,511	3,881	7,511	3,881	7,511	3,881	

制 拂 高 來 出	制 額 定			賃 金 形 態	金 屬 鑛 業	石 炭 鑛 業	石 油 鑛 業	其 他 の 鑛 業	總 計	
	小	月 日 時								計
		給	給							
單 純 出 來 高 給	日 給 を 保 證 す る も の	日 給 を 保 證 す る も の	日 給 を 保 證 す る も の	稼働延日数	休業者数	稼働延日数	休業者数	稼働延日数	休業者数	
其 他 の 出 來 高 給	日 給 を 保 證 す る も の	日 給 を 保 證 す る も の	日 給 を 保 證 す る も の	稼働延日数	休業者数	稼働延日数	休業者数	稼働延日数	休業者数	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
1,916,650	1,916,650	1,916,650	1,916,650	7,511	3,881	7,511	3,881	7,511	3,881	

第二十表 賃金形態別稼働延日数及休業率調 (男) (事業別) 鑛山の部

形 態	男		女	
	定 額 制	出 來 高 給 制	定 額 制	出 來 高 給 制
金 屬 鑛 業	1,000,000	3,000,000	1,000,000	3,000,000
石 炭 鑛 業	1,000,000	3,000,000	1,000,000	3,000,000
石 油 鑛 業	1,000,000	3,000,000	1,000,000	3,000,000
其 他 の 鑛 業	1,000,000	3,000,000	1,000,000	3,000,000
總 計	4,000,000	12,000,000	4,000,000	12,000,000

* 總數出來高拂制(女)の欄は其の他の鑛業出來高拂制を除き算出せるものなり。

賃金	請負利益率	賃金形態——單純出來高給(日給保証付)										計	平均	
		未滿10%	10%以上	未滿10%	10%以上	未滿10%	10%以上	未滿10%	10%以上	未滿10%	10%以上			
九〇圓未滿														
八〇圓未滿														
七〇圓未滿														
六〇圓未滿														
五〇圓未滿														
四〇圓未滿														
計														
平均														

事業——機械器具工業

第二十二表 請負利益率及賃金階級別男子労働者數

賃金	請負利益率	賃金形態——單純出來高給(日給保証付)										計	平均	
		未滿10%	10%以上	未滿10%	10%以上	未滿10%	10%以上	未滿10%	10%以上	未滿10%	10%以上			
九〇圓未滿														
八〇圓未滿														
七〇圓未滿														
六〇圓未滿														
五〇圓未滿														
四〇圓未滿														
三〇圓未滿														
計														
平均														

賃金	基本給割合	賃金形態——日給										計	平均	
		未滿50%	50%以上	未滿50%	50%以上	未滿50%	50%以上	未滿50%	50%以上	未滿50%	50%以上			
八〇圓未滿														
七〇圓未滿														
六〇圓未滿														
五〇圓未滿														
四〇圓未滿														
三〇圓未滿														
二〇圓未滿														
計														
平均														

事業——機械器具工業

第二十一表 賃金中に於ける基本給の割合及賃金階級別男子労働者數

(1) 定額制中日給に就いて、全賃金中に於ける基本給の占むる割合

(2) 出來高拂制中單純出來高給(日給保証付)に於ける請負利益率

(3) 時間制増拂制に於ける請負利益率

について記述することとする。

總計	時間制増拂			總計	平均
	ハル	ロ	其		
總計					
ハル					
ロ					
其					
總計					
平均					

總計出來高拂制の額(*印付)は其の他の總計出來高拂制を除き算出せるものなり。

の内四項目の占むる割合を調査したもので、本項では機械器具工業に於ける

事業—機械器具工業

請負利益率及賃金階級別男子労働者数

賃金	請負利益率	100%未満	90%未満	80%未満	70%未満	60%未満	50%未満	40%未満	30%未満	20%未満	10%未満	計	平均
一〇〇圓未満	未滿												一七
一四〇圓未満	未滿												一七
一六〇圓未満	未滿												一七
一八〇圓未満	未滿												一七
二〇〇圓未満	未滿												一七
二五〇圓未満	未滿												一七
三〇〇圓以上	未滿												一七
計													一七

賃金形態—時間割増給(ハルセイ、ローワンその他)

賃金	請負利益率	100%未満	90%未満	80%未満	70%未満	60%未満	50%未満	40%未満	30%未満	20%未満	10%未満	計	平均
一四〇圓未満	未滿												七〇・九
一〇〇圓未満	未滿												六二・〇
一〇〇圓未満	未滿												四九・七
九〇圓未満	未滿												四三・〇
八〇圓未満	未滿												三三・〇
七〇圓未満	未滿												二二・〇
六〇圓未満	未滿												一三・〇
五〇圓未満	未滿												一〇・〇
計													二二・〇

(1) 第二十一表に示す如く定期制日給を基本給、所定就業時間外作業手當(時間割賃金の外に加給する割増金)、其の他の手當に分けた場合、基本給の占むる割合の五五%未満のものは極めて少く、六五%以上八五%未満に属するものが多数を占めてゐる。賃金階級別に之を見れば、低額所得者は基本給の占むる割合は多く、高額所得者程次第に小となつてゐる。この一ヶ月の賃金總額と基本給の占むる割合との相關の程度を見るに、其の相關係数は

$$r = -0.36026 \pm 0.02263$$

となり、賃金總額が増すに従ひ、基本給の占むる割合は次第に減少する傾向にあることは明かである。

即ち、高額所得者に於ては基本給の増加の加度よりも、残業手當、其の他の手當等の増加の割合の方が多いと云ふことが出来る。

(2) 第二十二表に示す如く單純出來高給(日給保証付)に於ける

請負利益率は廣範圍に分散してゐるが、大體七〇%以上一六〇%未満程度が比較的多數を占めてゐる。併し乍ら、二五〇%以上に及ぶものも全労働者の一四%に達してゐる。賃金階級別には高額所得者程請負利益率が增大してゐる。一ヶ月の賃金總額と請負利益率との相關の程度を見るに相關係数は

$$r = 0.7176 \pm 0.1861$$

であつて、賃金總額が増すと共に請負利益率が増加すると云ふ傾向の可成り強いことは明かである。

即ち高額所得者は基本給の増加の程度よりも、請負利益率の増加の程度が大であると云ふことが出来る。

(3) 第二十三表に依れば時間割増給制に於ても前記單純出來高給と同様な傾向にある。此の場合の一ヶ月の賃金總額と請負利益率との相關係数は

$$r = 0.6697 \pm 0.02631$$

であつて、單純出來高給の場合よりは多少相關の度が高いもので

總 數

(一)工場 一世帯平均人員四・三人消費單位三・二に對し實收入總額は一三・一四九錢であつて、此の九四%に當る一二・三圓七四錢が勤勞收入の九八%が世帯主たる勞務者の收入である。即ち世帯主の勤勞收入は實收入總額の約九二%を占め、配偶者等の世帯員の收入は合せて實收入總額の二%に足らない。勤勞外收入に於ては受贈關係のものが五圓一四錢(實收入總額の約四%)で最も多額である。

實收入以外の収入では貯金引出の一・一圓七三錢、負債の三圓一三錢が主たるものであるが、月別收支の實情より見れば、之等は實金支拂日前又は不時の必要に依る現金需要に基くものであつて、實金受取と共に負債は直ちに返還され、貯蓄は引出額を超へて新に預金されてゐると認められる。

支出に於ては飲食物費が實支出總額の約四二%を占めて最高を示し、住居費(實支出總額の約二二%)、被服身廻品費(實支出總額の約一一%)が之に次ぐ状態である。飲食物費の内譯は米麥費三四%、副食物費四四%、出前、外出先の食費五%、嗜好品費一七%である。米麥中麥は一般的と認められない程度であるが、麵類食パン等の費用は一圓七一錢を示してゐる。副食物に於ては魚介肉類の合計が七圓三五錢(副食物費の三六%)、豆及蔬菜類が五圓二二錢(副食物費の二六%)、豆腐佃煮及漬物類が三圓〇五錢(副食物費の一五%)、砂糖味噌等の調味料が三圓七六錢(副食

資 料

る貯蓄(退職積立金を含む)であることは注意を要する。負債返還額は負債と略相殺されるものであるが、保険料無盡掛金等は殆ど全額が蓄積されるものである。即ち實支出以外の収入と實支出以外の支出との差額一八圓一八錢は大體新しく蓄積された貯蓄的部分と考へることが出来る。

(二)鑛山 一世帯平均人員、消費單位共に工場と略同様であるが、實收入總額は一一・一圓九一錢と工場に比し約一割五分の低額である。収入費目分の均衡は大體工場に於けると大差が無いが、配偶者の収入に於て工場に比し絶對額に於ても鑛山が多額なることは鑛山の一つの特殊事情であらう。

實支出總額に對する費目別支出比率に於て、工場に比し高率なる費目は飲食物費及被服身廻品であり特に低率なるは住居費及水道光熱費であり、保健衛生費、育児教育及修養娛樂費も明に工場に比し低率である。鑛山に於ける飲食物費が實支出中に占むる割合は實に五一%であつて、支出の半が飲食物に支出される譯である。飲食物の内譯に付ては出前、外出先の食費の外は全部工場に比し支出割合大であつて、特に嗜好品中酒は三圓四七錢であつて、工場世帯の約倍額が支出されてゐる。住居費及水道光熱費が著しく少額なるは、鑛山の調査世帯は全部吉宅居住者であつて、之等の利益に就いては換算入せざりし爲である。

實支出以外の支出に於て注目すべきは、貯金額が絶對額に於ても工場平均を凌駕することであつて、此の結果蓄積分と看做される實收入以外の収入と實支出以外の支出との差額は工場世帯に比

物費の一九%)を示してゐる。嗜好品費中に在つては、菓子果物類は三圓五六錢にして嗜好品費中の四七%を占め、最高を示し、酒一圓九〇錢(嗜好品費の二五%)、煙草一圓七三錢(嗜好品費の二三%)の順となる。被服身廻品費を消費者別に見れば、子女四圓八六錢が最高として世帯主三圓七七錢、配偶者は二圓五錢である。世帯主の被服身廻品中特に勤務用と認められるものは九一錢を算するに過ぎないのであるが之等は作業手袋、作業帽、作業服と明示されたものである。子女の被服身廻品費は教育費中に算定されるべき通學服、運動靴、學生帽等を含まざるものであつて、之等を算入すれば、更に相當高額となるであらう。

保健衛生費中醫療費は四圓七六錢を占め、其の内譯に於て子女の二圓一五錢、配偶者の一圓五九錢に比し世帯主の五三錢は著しく少額であるが、之は事業場の福利施設としての診療及健康保險給付等が實費見積困難の爲に算入されてゐない事を考慮せねばならぬ。

育児教育費の内、育児費は育児用具、玩具、小供小遣等を集計せるもので、乳幼児の被服、醫療費は夫々子女被服身廻品費、子女醫療費中に算入してある。

其の他の諸費に於ては交際費及修養娛樂費の合計が全額の約七〇%を占めてゐる。

實支出以外の支出に於ては貯金二一圓八九錢、保険料七圓四九錢、負債返還二圓八九錢、無盡額母子講等の掛金二圓二六錢が主たるものであつて、貯金額中約半額の二〇圓八五錢は動先に於け

し實收入總額に於て相當少額なるにも拘らず、却つて工場世帯平均より多額の二一圓四五錢を示してゐる。

收入階級別

収入の増加するに従つて一世帯平均人員及消費單位が増加することは工場鑛山共に同様であつて、大體収入増加は年齢増加に伴行してゐると考へられる。

勤勞收入中収入階級に依る變化の著しきものは工場に於ける世帯主以外の世帯員の収入であつて低額収入階級程、其の割合が大である。鑛山に於ては、工場と異なり世帯主以外の世帯員の収入は略々一定である。

勤勞外収入に於ては、工場に於て受贈關係の収入が収入増加に比例して増加してゐることは支出に於て収入増加に伴ふ贈答費の著しき増加と併せて注意を要する點である。鑛山に於ては収入増加に依る贈答費の増加は甚だ輕微であり、其の割合も一般工場より低い。

實收入以外の収入に於ては、重要費目たる貯金引出及負債に就て工場に於ては収入増加に伴ひ貯金引出は増加し(實收入六〇圓未満階級は例外)負債は減少するが、鑛山に於ては兩者とも減少を示してゐる。工場に於ける實收入六〇圓未満階級は調査世帯僅に二世帯であり、且其の内一世帯は世帯主の病氣の爲の収入減かの關係もあつて、一般的數字とは認められないが、此階級は完全なる赤字を示してゐる。

飲食物費の支出総額に對する比率は収入の増加に伴ひ減少するとの鐵則は工場に於て特に著しく鑛山に於ては其の減少度比較的緩慢である。向鑛山に於ては嗜好品費のみは収入増加に對し却つて増加の傾向を示してゐる。

住居費及被服身用品費は大體各収入階級共支出総額に對し一定率であり、負擔費、交際費、修養娛樂費は収入の増加と共に其の比率は増加する費目であるが、工場六〇圓未満階級に於て被服身用品費、交際費、娛樂費が一般世帯の約半額なる事實は之等の費目が最も弾力性あることを示すものであらう。

實支出以外の支出に於ては、貯蓄、無盡掛金、保険料共に収入増加に伴つて増加し、從つて大體蓄積額と看做される實収入以外の収入と實支出以外の支出との差は次表の如く収入階級に伴ひ増加してゐる、工場と鑛山とを比較すれば、鑛山の方が例外無く多額なることは、鑛山に於ては、其の特殊環境等の爲、工場に比較し生活安定しあることを示すものであらう。

實収入階級	工場	鑛山
總數	一八・一八	二一・四五
四〇圓以上	(二・八六)	
六〇圓未満	三・六二	七・〇四
八〇圓未満	八・九七	一二・八三
一〇〇圓未満	一二・九五	一九・三八

年齢階級別

一二〇圓以上	一九・四六	二九・七〇
一五〇圓未満	二七・六四	四五・五〇
二〇〇圓未満	四〇・三一	五四・四七
二〇〇圓以上	(工場、六〇圓未満階級へ一二圓八六錢ノマイナスタアル)	

年齢増加に伴ひ一世帯平均人員及消費單位は工場鑛山共に増加する。収入も亦年齢と共に増加するが、其の増加の割合は収入階級別に於けるが如く顯著では無い。殊に鑛山に於ては四十歳以上階級に於ては却つて収入の減少を示してゐる。

世帯主以外の世帯員の収入に於て、子女の収入が四十歳以上階級に於て工場三圓鑛山一圓九九錢と他の階級に比して著しき増加を示してゐる。

勤勞外收入中受贈關係の収入に對する割合が鑛山に於ては年齢の増加と共に例外無く減少する、實収入以外の収入に於て又貯金引出が工場に於ては年齢の増加と共に絕對額・比率共に増加する。

世帯員の増加に伴ひ飲食物費、育児教育費が増加し、住居費が其の支出比率を減少すること、被服身用品費に於て世帯主配偶者の支出が減じ子女の支出が増加するも全額に於ては其の増加値少なるか或は大約一定して比率に却つて減少の傾向あること、交際費、娛樂費が減少すること等は注目すべき點であらう。

實収入以外の収入と實支出以外の支出との差額は左表の如くである。

總數	工場	鑛山
一二〇圓以上	一八・一八	二一・四五
二五圓未満	一五・一三	二一・一一
三〇圓未満	一八・二二	二一・一〇
三〇圓以上	一九・〇三	二三・七九
三五圓以上	一五・九七	二四・六二
四〇圓未満	一九・七三	一七・二七

家族構成別

實収入総額は子女数の増加と共に増加するも、夫婦のみの世帯に於ては一子世帯より高額なることは工場鑛山共に同様であるが鑛山に於ては五子世帯に於て収入の減ずるは年齢別調査に於ける四十歳以上階級の収入減少と同一の軌に屬するものであらう。配偶者の収入は夫婦のみの世帯に於て特に多く子女の収入は子女数の増加に伴つて増加する。

貯金引出は工場に於ては子女数の増加に従ひ大體増加するも鑛山に於ては四子及五子世帯は却つて順次減少を示してゐる。實支出中飲食物費は絕對額比率共に子女増加に伴ふて増加する。飲食物費中嗜好品費に就いては子女増加に對する變化が一定

しない。

住居費は絕對額の變化少く從つて實支出総額に對する比率は子女増加に伴ひ減少する。被服身用品費に於て子女に對する支出は子女増加と共に當然増加するが、一方世帯主及配偶者に對する支出が減じ被服身用品費全額に於ては變化少く此の費目の弾力性あることを示してゐる。育児教育費は子女増加に伴つて増加するも、贈答費修養娛樂費等は却つて減少を示し子女に對する支出増加を補ふものである。實支出以外の収入と實収入以外の支出との差額及其の主要な構成を爲す貯金及保険料に就いて内譯を示せば次の如くである。

工場	實収入以外の収入と實支出以外の支出の差	貯金の差	保険料との差
總數	一八・一八	一〇・一六	六・九二
夫婦	二五・七四	一七・九七	五・三七
夫婦及一子	一八・二五	一一・三九	六・六六
夫婦及二子	一九・六七	一〇・八八	七・八三
夫婦及三子	一八・三七	一一・二五	六・九六
夫婦及四子	九・五三	六・四九	六・七四
夫婦及五子	一七・四四	五・七五	八・五八
其ノ他	一七・〇〇	九・五四	六・四八
鑛山			
總數	二一・四五	一三・九五	五・七三

内外政治・経済・労働日誌

国内之部

- 一月四日(土)
 - △南工次官更迭、岸信介氏退陣、後任に貿易局長官小島新一氏決定。
 - △庶民金庫貸付限度二千圓に擴張。
 - △日・佛印第二次東京會談閉會。
 - 一月六日(月)
 - △電力制限五分強化、十二日より實施の旨電氣廳より各地逡信局長宛長電。
 - △休職東大經濟學部教授河合榮治郎氏の出版法違反事件は再審理と決定。
 - 一月七日(火)
 - △教職員共済組合令公布。
 - △地方長官異動、三府十縣に互り發令。
 - △松岡外相、ペーミンヌ島事件に關し英大使に抗議。
 - △産業新技術審議のため經濟七相會議閉會。
 - 一月九日(水)
 - △全國經濟部長會議十日に互り農、商兩府管事項に付協議。
 - △機械器具及び金屬工業部門の工業小組委員の資格二萬圓より十

- 萬圓に引き上げる旨商工省告示公布。
- 一月十日(金)
 - △國土防壁強化方針、閣議決定。
 - △厚生省では職業部と失業対策部とを統合、職業局を開設、初代局長内藤寛一氏と決定。
 - 一月十一日(土)
 - △新開帳等掲載制限令公布、即日實施。
 - △黒砂糖切制公布、二十五日公布。
 - 一月十三日(月)
 - △政府、統帥部連絡懇談會第一回會合行はる。
 - △衆議院議員俱樂部、議院協議會構成決定。
 - △東亞國土計畫要目、中農協決定。
 - 一月十四日(火)
 - △東亞諸國開發指導方針、閣議決定。
 - △官民懇談會、十七日に互り第一日(衆議院代表)、第二日(貴族院代表)、第三日(言論界代表)、第四日(財界代表) 夫々閉會。
 - △農林省農園統制對策全國産業組合協議會産組中央會閉會。
 - △香麗閣管下家庭用給粉機修整と決定。
 - 一月十五日(水)
 - △東條總相、齋藤星と議談。

- △政府、貴族院代表と議談。
- △佐々木幸、小森七郎、石渡兼太郎の三氏大政翼賛會總務に就任。
- △外電日を法的に指定する逡信省告示公布。
- △厚生省勞務官制等制定公布、即日實施。
- △精工業中小企業企業合同助成金支附要綱、精工協決定。
- 一月十六日(木)
 - △大政翼賛會政務局委員十八氏決定。
 - △東京府米穀商業聯合會解散、来る二十日發足する東京府米穀商業聯合に合流と決定。
 - △大日本青少年團結成式行はる。
 - 一月十七日(金)
 - △農林省農園修正要綱、閣議決定。
 - △翼賛會豫算三千六百萬圓、全體總務會で承認。
 - △貴族院、政府に協力申合をなす。
 - △政府、經濟界代表と議談。
 - 一月十八日(土)
 - △衆議院議員俱樂部議員決定、第一回會合閉會。
 - 一月十九日(日)
 - △選舉法改正案、内務、司法兩省並に法制局の原案通り閣議に於て正式決定。同じく民法改正案要綱をも決定。
 - △佛印、米の我國向け輸出につき日・佛代表間に意見の一致を見

- 一月二十日(月)
 - △翼賛會地方組織整備計畫、常任總會に於て決定。
 - △衆議院議員俱樂部總會を閉會、宣言を決議す。
 - △農林政策要綱、衆議院俱樂部政務調査會に於て決定。
 - 一月二十一日(火)
 - △帝國議會再會、大巨演説行はる。
 - △大政翼賛會、東亞共榮國建設基本綱を發表。
 - △日・ソ通商條約暫定協定成立を松岡外相貴族院で發表。
 - 一月二十二日(水)
 - △人口政策確立要綱、閣議決定。
 - △臨時體制強化決議案、衆議院可決。
 - △衆議院一般質問取止めと決定。
 - △衆議院選舉法中改正法案、産業團體統制法等の提出を取止め、國家總動員法改正法案、國防保安法案等を議會に提出する旨情報告總務長發表。
 - △農林省昭和十五年産米總實收高六千八百七十七萬四千二百石前年より八百九萬二百石減と發表。
 - 一月二十四日(金)
 - △臨時軍事費追加豫算案衆議院に提出。
 - △帝國水産會、第二十回通常總會、二十五日に互り閉會。
 - △全國金融協議會、政府に協力決議。
 - △生絲出荷制限、農林省蠶絲局長より横濱、神戸兩生絲検査所長宛通電。

- 一月二十五日(土)
 - △大政翼賛會與亞細亞統制申合せ。
 - △日ソ漁業條約混合委員會の兩國委員の顔觸れ決定
- 一月二十六日(日)
 - △衆議院豫算總會席上外相ハル聲明を反駁。
- 一月二十七日(月)
 - △貴族院時服克服決議案可決。
 - △衆議院豫算總會で首相最後の御奉公を誓ふ。
 - △陸軍需品廠新設。
 - △農村出身代議士の組織する農政研究會では食糧増産確保決議案を衆議院に提出することを可決す。
- 一月二十八日(火)
 - △日本伸縮工業組合、伸縮工業整備要綱決定。
 - △衆議院臨時軍事費を可決。
 - △大政翼賛會、官界新體制確立要綱發表。
 - △産業組合、實踐対策を決議。
 - △食品工業統制要綱、工業組合中央統制協議會に於て決定。
 - △輸出補償品統制規則改正。
- 一月二十九日(水)
 - △日本經聯始め民間九團體、經濟新體制意見書を政府に建議。
 - △國家總動員法改正案、閣議決定。
 - △陸海相、衆議院に於て軍の決意を表明。
- 一月三十日(木)
 - △臨時農地價格統制令公布、二月一日實施。
 - △臨時軍事費追加豫算成立。
 - △國防保安法、貴族院本會議に上程。
- 二月一日(土)
 - △國家總動員法改正案、衆議院に上程。
 - △大政翼賛會、與亞細亞運動促進特別委員決定。
 - △工業組合中央統制協議會、化學工業協同新體制要綱決定。
 - △東京府、府下各家庭の米消費量調査をなす。
- 二月二日(日)
 - △十六年度豫算、(一般會計六十八億圓)衆議院本會議に於て可決。
- 二月三日(月)
 - △陸軍全軍參謀長會議開催。
 - △臨時農地等管理令公布。
 - △資源統制製品制限緩和、商工次官より各地方長官宛通牒。
- 二月四日(火)
 - △松岡外相重ねて對米外交の基調を闡明す。
 - △滿洲國に在る傷病兵、下士官兵の家族若くは遺族の扶助に関する勅令公布。
 - △産業組合共濟會、有隣生命と特約。
- 二月五日(水)
 - △醫藥品等調査規則、厚生省令公布、即日實施。
 - △在滿遺族扶助細目、軍事保障院決定。
 - △翼賛會體制確立有志議員、翼賛運動純化申合せをなす。

- △地方議員團體有志聯合會、翼賛會は精勵するべしとの申合せをなす。
- △ス・フ紡織工業組合、企業合同方針決定。
- △翼賛會、中小經營対策委員會開催。
- △タイ、佛印總和會議のタイ國代表一行入京。
- 二月六日(木)
 - △タイ、佛印總和會議の佛印側代表入京。
 - △四十八億圓の臨時軍事費衆議院豫算總會で可決。
 - △大政翼賛會、與亞細亞運動促進大特別委員會開催、與亞指導理念に基く國民運動の新展開を試みることに意見一致。
 - △重要物資及食糧確保決議、衆議院本會議に於て可決。
 - △日商、官界新體制確立要綱政府建議。
 - △官廳直接利用の下請工業整備要綱、商工省より各地方長官宛通牒。
- 二月七日(金)
 - △六相四參議會談、翼賛會の性格問題及同豫算問題に關し協議。
 - △タイ、佛印紛争調停會議開催。
 - △石油増産關係の四法案提出。
 - △改正治安維持法、衆議院に提出。
- 二月八日(土)
 - △國家總動員法中改正法律案並に國防保安法案、勞働者年金法案衆議院本會議に於て可決。
 - △軍狀視察中の大角海軍大將一行の搭乗機廣東附近で遭難(二月
- 五日)の旨海軍省公表。
- △近衛首相、衆議院豫算總會に於て翼賛會の性格に付き答辯す。
- 二月十日(月)
 - △産報、生産協力委員會設置。
 - △中小商工業者に對する轉讓業者資産評價委員會官制公布、即日實施。同日附委員二十九名、臨時委員十二名、幹事六名發令。
 - 二月十二日(水)
 - △タイ、佛印の停戰期間をさらに二週間延長する旨情報局發表。
 - 二月十三日(木)
 - △大政翼賛會、内外地翼賛協議會常設と決定。
 - △衆議院川崎代議士外三氏、警察官待遇に四千萬圓追加豫算として計上すべきであると議相に進言。
 - 二月十四日(金)
 - △日滿支一元化の交通政策要綱、閣議決定。
 - △食糧増産施設不徹底に關し、衆議院農村出身議員農政研究會決議。
 - 二月十五日(土)
 - △全産統制、組合製練整理方針決定。
 - △百十七億の明年度豫算案成立。
 - △砂田、高田、三宅氏等廿數名の衆議院議員俱樂部代表は、食糧増産費三億圓追加に關し議、農相等に要請。
 - △工組中央會轉業開拓民打合會に於て(一)滿洲工業開拓民事業觀

▲(二)大東亞開拓工業者會設立の二件を協議決定。
▲日・米緊迫説は第三國の謀略なり、在米同胞の冷靜善處を要望す
と情報局發表。

二月十七日(月)
▲部落會と農林團體調整に關し、内務、農林兩次官名を以て各地
方廳宛通牒。

二月十八日(火)

▲政府、兩院議事促進を懇請。

▲食糧増産費追加問題、第二準備金より三千萬圓支出さるゝもの
と見られ、政治問題化せず着落。

二月十九日(水)

▲國民學校令、樞密院にて可決。

▲大橋外務次官、レーサム滿洲公使を招き滿洲武裝に對して警告
を發す。

二月二十日(木)

▲治安維持法改正案、國民貯蓄組合法案及國民更生金庫法案等衆
議院本會議に於て可決。

▲全産業、勞務調整に乗出す事に決定。

二月二十一日(金)

▲松岡外相、對英メッセーの宣明を宣明。

▲國家總動員法改正案、貴族院にて可決。

▲入籍スフ輸出貿易會社創立總會。

二月二十二日(土)

▲買費會費案を含む十七年度追加預算、衆議院本會議に於て可決
さる。

▲農林部農林次官一任と決定、一先ブケリツク。

二月二十三日(日)

▲タイ・佛印の停戰期間更に十日間延長さる。

二月二十四日(月)

▲大政翼賛會、自主的改組方針決定。

▲議員任期延長法令公布、即日實施。

▲オーストリア・フズ段公定價格指定實施。

▲タイ・佛印停戰會議に關する日・タイ・佛印三國共同コミュニ
ケを情報局發表。タイ・佛印停戰の我が最後的案を提示す。

二月二十五日(火)

▲國民學校令公布、四月一日施行。

▲國民體力法による疾病青年に對する療養命令、厚生省より各地
方長官宛通牒。

▲全國道府縣農會會長會議。

▲電力制限緩和さる。

▲毛織工、毛織物の配給調整。

▲綿作業衣價格追加指定實施。

▲日炭、石炭平準價格制の運用に便法設定。

▲教育委員職員聯盟發會式。

二月二十六日(水)

▲全農販賣臨時總代會開會。

▲重要産業統制團體協議會、統制團體の機能強化を關係當局に建
議。

▲耕地協會總會。

▲遊休地買上げ問題官民協議會開催、買上げ對象面積は七十三
萬畝中約一割見當の決定。

▲魚市場問題協議案、農林省成案。

二月二十七日(木)

▲二十六府縣魚配給會議(大阪)。

▲東京濱に鶏卵共販制實施。

▲國防保安法、貴族院にて可決成立。

▲佛印在留邦人に引揚げ開令

二月二十八日(金)

▲帝國議會、本日より三月二十日頃迄長期休會となる。

▲大南時局對策委員會、統制組合の重複整理建議。

▲日本經濟聯盟會、電氣事業統制要綱承認。

三月一日(土)

▲支那派遣軍總司令官に畑俊六大將補補せらる。

▲通信省は各季湯水に對應して實施せる電力制限を三月五日より
全面的解除實施を決定。

三月二日

▲佛大使、我がタイ・佛印停戰案に對する回答を松岡外相に手交
す。

三月三日(月)

▲國家總動員法中改正法律公布。

▲産業組合中央會活動目標を設定、現下農村に課せられたる戰時
食糧確保と人的資源増進の重大使命の達成を期す。

二月六日(木)

▲松岡外相、アンリ・佛大使を訪問、停戰案の細部に付き會談。

▲商工省貿易局分限規程改正、南方事務の重要性に鑑み同局第一
部市場第一課及び第二課を改稱し、南方課、東亞課、歐亞課を
新設。

▲政府は昭和十六年度歳入歳出總算並に各特別會計及び豫算外
國庫負擔となるべき契約を要する件につき五日附官報號外を以
て公布。

三月七日(金)

▲政府と統帥部との緊急連絡會議開く。

▲中野正剛氏大政翼賛會常任總務を辭任、振東社全國地方支部代
表者會議を開催、協議の結果翼賛會最近の動向に鑑み常任總務
を辭任すると共に振東社を改めて政治結社たる東方會を復活す
ることとなつた。

▲改正國家總動員法は三月二十日より實施することに閣議で決
定。

▲國民勞務手帳法公布。

▲國防保安法公布。

▲住宅警備法公布。

- △日本商工會議所「産業團體令準備委員會」設置、「經濟政策の根本的調整策」及び「公定價格制度の運用」に關して建議。
- 三月十一日(火)
 - △大政翼賛會改組政府案作成を閣議にて決定。
 - 三月十二日
 - △松岡外相一行洞・伊・ソ訪問の爲に出發。
 - 三月十三日(水)
 - △食糧増産運動の統一を期し、農林省各地方長官會議を發す。
 - 三月十四日(金)
 - △國民學校制度實施(四月一日)を前に國民學校令施行規則公布。
 - △全國事務部長會議、濱田文相教育者の尊重を訓示。
 - △大政翼賛會與亞國民運動促進特別幹事會、與亞國民體統合同問題に對する翼賛會側最後案作成。
 - △貿易統制會設立方針決定。
 - 三月十五日(土)
 - △大日本産業報國會全國評議會開催、會費徵收方法等附議決定、十六年度豫算四百八十萬六千四百四拾圓、會費男子會員一人當り年七十二圓、女子會員一人當り三十六圓。
 - 三月十七日
 - △ベルギーの排日事件解決につき情報刊發。
 - 三月十八日(火)
 - △全國警察區司令官會議府上佐藤軍務部長より在郷軍人の大政翼賛會に對する積極的協力要請。

- 三月十九日(水)
 - △大政翼賛會主催重要産業團體會議開催。
 - 三月二十日(木)
 - △翼賛會改組に關し近衛首相四參議と會見。
 - △改正國家總動員法施行。
 - △東京工場協會、産報に合流解散。
 - 三月二十一日(金)
 - △翼賛會地方支部有志會開かる。
 - 三月二十二日(土)
 - △在外凍結財産調査規則公布。
 - 三月二十五日(火)
 - △大政翼賛會改組に對する内閣三長官の具體的試案成る。
 - △國家保安法(四月十日より實施決定)の實施に就き檢察の適正を期して司法省に監察委員會の設置を決定。
 - △勞務供給の適正調劑化を目的とする東京府勞務供給事業組合新成さる。
 - △第七十六回通常議會終了。
 - 三月二十六日(水)
 - △第七十六回帝國議會開院式を舉行。
 - △松岡外相一行ベルランに到着。
 - △議會關係の中島、町田、久原、安達四參議に依る大政翼賛會改組案成る。
 - △大政翼賛會全體務は辭表を提出、その適量有馬事務局長に一

- 任す。
- △大政翼賛會關東地方支部代表者會議開催、改組に關して飽迄翼賛會發足當初の目的貫徹を期することに意見一致。
- △厚生次官兒玉政介氏辭任、後任愛知縣知事兒玉九一氏就任發令。
- △工業組合中央會理事會、昭和十六年度事業計畫並に收支豫算を附議可決。
- 三月二十七日(木)
 - △總力戰研究所第一回參與會議、研究題目等を附議。
 - △事務總長を中心とする大政翼賛會改組に關する陸海軍共同案を正式提出。
 - △有馬翼賛會事務總長辭表提出。
 - △衆議院議員俱樂部理事會開催、同俱樂部は議會閉會後も尙當分其の儘存置することに決定。
 - 三月二十八日(金)
 - △住宅管理理事會に衆議院議員添田敏一郎氏の就任決定。
 - △大政翼賛會副總裁に現法相柳川平助中將、事務總長に元藏相石渡莊太郎氏就任正式決定。
 - △中央物價協力會議第五回委員會開催、十六年度豫算並に事業計畫其の他を附議可決。
 - 三月二十九日(土)
 - △大政翼賛會局長會議開催。全員辭表を近衛總裁に提出。
 - △有馬前大政翼賛會事務總長は近衛總裁を訪問、傳達方を一任さ

- れてゐた常任總裁、總務及び局長副部長の辭任を正式提出。
- 三月三十一日(月)
 - △住友本社取締役總理理事小倉正恒氏國務大臣として入閣決定。
 - △内務省では議會終了後初の地方行政連絡協議會開催。
 - △農林省及び農業團體の官民協議會を開催、農業團體法の第七十六議會提出取止めに伴ふ實質的方策としての戰時農業協力體制要綱を決定。
 - 四月一日(火)
 - △生活必需品統制令公布。
 - △東京市をはじめ六大都市にお米の通帳制實施。
 - △鐵、鋼の特別回收實施。
 - △大日本産業報國會は伊勢神宮神域に於て全國大祈願式典を舉行す。
 - 四月二日(水)
 - △小倉正恒氏無任所大臣に親任さる。
 - △大政翼賛會中央本部改組案正式に發表。
 - △大政翼賛會は改組斷行と共に總務、組織、兩局長を左の如く決定、總務局長に熊谷憲一(厚生省社會局長)組織局長に挾間茂(前内務次官)就任。
 - 四月四日(金)
 - △商工大臣小林一三、企劃院總裁星野直樹退任、商工大臣に海軍中將豐田貞次郎(海軍次官)國務大臣兼企劃院總裁に陸軍中將鈴木貞一(與亞院總務長官心得)兩氏親任。

- △大政翼賛會中央訓練所長に、衆議院議員海軍中將八角三郎氏就任、東亞局長に永井柳太郎氏就任。
- △アフガニスタン經濟使節團一行入行。
- 四月五日(土)
 - △石炭聯合會は本年一月より實施せられた石炭増産獎勵期間を一先づ打切りと決定。
- 四月七日(月)
 - △昭和十五年年度の農産物總額は六十一億一千萬圓と當局發表。
 - △日清支那經濟協働會の要綱發表さる。
- 四月八日(火)
 - △全國地方長官會議は八日より十五日に亘り開催。
- 四月九日(水)
 - △伏見軍令部總長官殿下御離任、後任に水野修身大將親補さる。
 - △陸軍機甲本部を新設。
 - △農林官民懇談會は農業團體法の今期議會不提出に依る實質的統合方策として農業關係七團體に依る中央農業協力會の設立を決定。
 - △商工省は中小商工業者の轉廢業対策として設置された轉廢業者資産評價中央委員會の諮問機關として八專門委員會の設置を決定。
- 四月十日(木)
 - △陸軍に通信兵監部を新設。
- 四月十一日(金)
 - △近衛首相は内閣記者團と會見、内閣改造並に翼賛會問題を中心として時局談を公表。
 - △大政翼賛會は改組に伴ふ翼賛運動新規約並に事務局及び調査委員會改正職制を決定發表。
 - △商工省は生産力擴充に對處して工務官を設置。

- 四月十三日(日)
 - △日ソ中立條約成立。
- 四月十六日(水)
 - △大日本産業報會中央本部厚生局保健部及び勞務局安全部長決定保健部長 野津 謙(元大政翼賛會指導部副部長) 安全部長 瀧生俊文(前協働會常務理事)
 - △中央農業協力會役員決定、會長、帝農會長酒井忠正伯、副會長 産組中央會千石與太郎其の他。
- 四月十七日(木)
 - △政府は昨年十月一日施行の國勢調査結果を發表。
- 四月十八日(金)
 - △昭和十五年十月の國勢調査の結果發表、帝國の總人口一億五百万二千二百六千一百一人。
- 四月十九日(土)
 - △重要産業統制團體協働會年次總會開催役員選任、事業及び會計報告、十六年度決算を可決決定。
- 四月二十一日(月)
 - △全國警務部長會議は二十一、二十二兩日に亘り開催。

- △中央物價統制協力會議は第二回公定價格調査施行を決定。
- △農林業統制法施行令公布。
- 四月二十二日(火)
 - △松岡外相歸京、參内して委曲を奏上。
 - △大政翼賛會地方ブロック設定、關東地區、東北北海道地區、東海信越地區、近畿中國地區、四國九州地區。
 - 四月二十三日(水)
 - △大日本産業報國會中央本部は産報青年隊組織方針及び準則を決定。
- 四月二十四日(木)
 - △日ソ中立條約を樞密院で可決。
 - △教員等の臨時手當給與令閣議に於いて正式決定。
 - △陸軍監督官會議は二十四日より二十六日に亘り開催、軍需生産増強と調達の合理化に就き具體的諸要綱を示達。
- 四月二十五日(金)
 - △日ソ中立條約效力發生。
- 四月二十六日(土)
 - △東亞建設同志會全國代表者會議開催、今後の運動方針を協議。
 - △大日本産業報國會中央本部は青年運動指導に關し大政翼賛會側と連繫申合。
 - △鐵鋼統制會創立總會開催、役員正式決定、會長平生飢三郎、理事長小日山直登、其の他。
 - △鐵鋼統制會の創立に依り鐵鋼聯盟解消。

- 四月二十八日(月)
 - △農林省は食料油の配給統制實施を決定各地方に之を直達。
- 四月二十九日(火)
 - △日・滿・獨の通商發會議を開始。
- 四月三十日(水)
 - △企業院法制局にて立案中の總動員審議會改組要綱案決定。
 - △全國經濟保安課長會議開催、指示事項統制諸法令強化に關する件、主要食糧の需給並に取締に關する件、主要生産資材の取締に關する件、其の他。
- 五月一日(木)
 - △企業院は内部機構の全面的改組を現行官制の範圍内で斷行即日實施した。
 - △政府は豫て實現を企圖しつつあつた官界新體制確立に關し財界の意見を徵するため中堅經濟人と内閣四長官との官民懇談會の財界代表十六氏の人選を決定した。
 - △東方會全國大會午後一時より兩國國技館に於いて開催。
 - △全國總務部長會議一、二日の兩日に亘り開催。
- 五月三日(土)
 - △中央農業協力會議結成式舉行、重要産業統制運動に即應し、農業新體制樹立と食糧増産達成に邁進するため主要七農業團體の合同に依り結成。
 - △政府統帥府連絡懇談會開催。
- 五月五日(月)
 - △政府統帥府連絡懇談會開催。

- △思想團體八光會は山本英輔海軍大將を會長として結成發足。
- △大日本産業報國會中央本部は厚生省との連絡懇談會を開催、協議の結果産報と厚生省との表裏一體關係具現のため今後毎月第一及び第三月曜日にて定例懇談會開催を決定した。
- 五月六日(火)
 - △閣議は戦時經濟の圓滑なる運営を期して研究立案中の國家總動員審議會の改組案を正式決定。
 - △日、佛印新條約成立調印成る。
 - △大日本産業報國會理事會に於いて労働科學研究所統合の具體的條件決定。
 - 五月七日(水)
 - △文官制度委員會の設置決定す。
 - 五月八日(木)
 - △大政翼賛會東亞局は興亞國民運動展開の第一着手として、第一回興亞團體連絡協議會を開催した。
 - 五月九日(金)
 - △大政翼賛會は衆議員關係調査委員八十六名、事務局參與十名中、中央協力會議員二十名の人選を決定した。
 - △物價對策審議會改組方針閣議で決定。
 - △住宅管理職制人事決定。
 - 五月十日(土)
 - △官界新體制確立に關する第一回官民懇談會開催。
 - △大政翼賛會は貴族院關係の調査委員三十名、事務局參與五名、

- 中央協力會議員十名の人選を決定發表した。
- △第三十六回全國産業組合大會、午前九時より日本青年館に於いて開催。
- 五月十三日(火)
 - △農地開發管團第二回設立委員會は午後一時より農相官邸に開催、諸般の設立手続を完了した。
 - △東京、パオオ間無線電話開通。
 - 五月十五日(木)
 - △改正治安維持法實施。
 - 五月十六日(金)
 - △大政翼賛會東亞局は第二回興亞團體連絡協議會を開催。
 - 五月十七日(土)
 - △麥類の國家管理斷行。
 - 五月二十日(火)
 - △重要産業統制團體協會常務委員會は「統制會の組織方針に關する意見」を決定、企畫院、商工、農林各省其の他關係各方面に提示した。
 - △中央農業協力會理事會はその活動實踐方策として「戦時食糧増産完遂上部落農業團體に關する實踐要綱」を決定した。
 - 五月二十一日(水)
 - △大日本産業報國會中央本部は造船業部門に於ける生産擴充の緊急性に鑑み、「造船業部門労働能率向上方策」を決定その實行運動に着手することとなつた。

- 五月二十三日(金)
 - △全國學務部長會議は二十三日より五日間に亘り開催。
- 五月二十四日(土)
 - △官界新體制に關する第二回官民懇談會開催。
- 五月二十六日(月)
 - △定例司法長官會同は二十六日より六日間に亘り開催。
 - △大日本産業報國會及び大日本青年團は産報青年隊と大日本青少年團の指導一元化を圖る爲中央、地方を通じて連絡委員會設置を決定通達した。
 - △轉廢業者資産評價中央委員會は國民更生金庫法運用の根幹となるべき轉廢業者資産評價基準を決定。
- 五月二十七日(火)
 - △閣議は豫て企畫院に於て立案中の、「科學技術新體制確立要綱」を正式決定同要綱全文を公表した。
- 五月二十八日(水)
 - △全國經濟部長會議は二十八日より三十日迄三日間開催。
 - △明倫會は總裁田中國重將の逝去を機に解散を決定。
- 五月二十九日(木)
 - △厚生省は從業者移動防止令の適用範圍を擴大、紡織業部門其の他を追加指定することを物示した。
- 五月三十日(金)
 - △松岡外相帝國の外交方針不動なる旨を發表す。
- 五月三十一日(土)

- △厚生省は機械技術者檢定制度の重要性に鑑み「機械技術者檢定制規(省令)を、機械技術者檢定令(勅令)として公布、八月一日より施行する。
- 六月一日(日)
 - △新商業道德の樹立、關取引防止強調週開始まる。
 - △英貨爲替取引安定措置制度の實施。
 - △薯類配給統制規則公布。
- 六月二日(月)
 - △帝都高速度交通管團第一回設立委員會、過般特別委員會決定の定款事業目論見書其他原案通り可決。
 - △商工省價格形成中央委員會、物價對策審議會改組に對應する同委員會改組要綱發表。
- 六月三日(火)
 - △商工省、重要礦物増産全面的發動具體案準備中と發表。
 - △中央農業協力會、「食糧増産に關する農村金融實施要綱」決定、農村金融の合理化を期することとなる。
- 六月五日(水)
 - △大政翼賛會組織局國民生活動員本部、「興亞奉公日實施要綱」を決定。
- 六月六日(金)
 - △中央物價統制協力會議委員總會開催。
 - △中央賃金委員會專門委員會、(一)工場勞務者(職工)の最低賃金、最高初給賃金及初給賃金標準額、(二)鐵山勞務者(鐵夫)の最低

- △貸金最高補給貸金標準額(三)工場嶺山平均時間制貸金の三原案決定。
- △戦後海運対策研究会發足。
- 六月七日(土)
 - △厚生省、来る七月一日より一部實施の國民衛生法施行令並に施行規則省令を公布。
 - △帝國クロアチア王國を承認。
- 六月九日(月)
 - △中央貸金委員會總會、去る六日專門委員會決定の諸原案附議可決。
 - △國粹大衆黨黨部會、日商會商の即時打切及有效適切なる自主的措置を政府に要請。
 - △日清經濟懇談會開催。
 - △土肥原航空艦隊整備、農軍新體制完備。
 - △中央農業協力會、農業生産力發展のために「農業共同作業實施要綱」を決定。
 - △農林省、麥類の買上實施の爲國家補助員法の生活必需品統制令に基き「麥類配給統制規則」公布、即日實施。
- 六月十日(火)
 - △東方會、緊急幹部會開催、南印問題に關し強硬決議採擇。
 - △物價対策委員會、改組後第一回總會開催。
- 六月十一日(水)
 - △石黒忠篤農林大臣辭任、井野碩哉、農林次官後繼就任。

- △大政翼贊會第一回全國地方支部庶務、及組織部長會議開催、會期二日間。
- 六月十二日(木)
 - △陸軍々需動員會議開催、會期三日間。
 - △商工省、轉廢業者資産評價中央委員會組織部會開催、「轉廢業者の資産評價基準」決定。
 - △貿易統制令施行規則公布、即日實施。
 - △對南印會商の我回答方針決定。
 - △日ソ通商協定成立。
- 六月十三日(金)
 - △商工省、轉廢業者資産評價中央委員會化學部開催、ゴム製品製造業者の轉廢業者資産評價基準決定。
- 六月十四日(土)
 - △政府、篤農家代表懇談會開催。
 - △國民勞務手帳法(七月二十一日より一部施行)施行に付、(一)國民勞務手帳法施行令、(二)國民勞務手帳法の施行期日に關する件、(三)國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令の國の事業に關する特例の件之三勅令公布。
 - △轉廢業者資産評價中央委員會金屬部會、轉廢業者アルミ加工業者の資産評價基準決定。
- 六月十六日(月)
 - △大政翼贊會第一回中央協力會議開催、會期五日間。
 - △商工省、轉廢業者資産評價中央委員會機械部會開催、轉廢業者

- △被爆者の資産評價基準決定。
- △清家國策確定す。
- 六月十八日(水)
 - △商工省、昨年末閣議決定の國土計畫實施要綱に基き「鐵工業全國的地域別配分計畫實施の爲に鐵工業國土計畫協議會設置決定。
 - △帝國對南印交渉打切と決定。
- 六月二十日(金)
 - △臺灣に志願兵制度實施と閣議決定。
- 六月二十二日(日)
 - △獨ソ戰爭勃發。
- 六月二十三日(月)
 - △産業統制團體協議會、企業院との懇談會開催、産業統制問題に關し意見交換。
- 六月二十四日(火)
 - △近衛首相、汪國民政府主席の共同聲明發表。
- 六月二十七日(金)
 - △中央農業協力會理事會、「地方農業協力體制要綱」を決定。
 - △重要産業統制團體協議會、機械部門統制組織に關する專門合同委員會開催、機械統制會二原案決定。
- 六月二十八日(土)
 - △大藏省、昭和十五年度預金部特別會計收支決算概要發表、歳入合計三億八千萬圓、歳出合計二億一千八百萬圓、預金郵資金運用益金一億六千萬圓、前年度に比し六割七分の増。

- △帝國、國民政府へ三億圓の借款供與を決定。
- △金通關章制度の改正決定。
- 七月一日(火)
 - △近衛首相、第一回興亞奉公日國民常會に愛國實踐、大政翼贊の趣旨を全國へ放送。
 - △國民貯蓄組合法施行。
 - △樺太開發株式會社創立總會開催。
 - △生絲配給統制規則改正さる。
 - △我外交方針閣議にて完全に意見一致す。
- 七月二日(水)
 - △去月二十五日以来閣議並に政府、統帥府連絡懇談會にて協議中なりし重要國策、天皇陛下親臨の御前會議に於て正式決定。
 - △魚類統制聯合會創立す。
- 七月三日(木)
 - △豫備役及退役陸軍上級將校、職域奉公挺身垂範の目的を以て陸軍陸軍會結成。
 - △船員有識力者申告實施。
- 七月四日(金)
 - △日佛印銀行協定締結さる。
- 七月五日(土)
 - △機械技術者檢定令施行規則の公布。
- 七月六日(日)
 - △大日本興亞同盟結成大會、東京市日比谷公會堂にて舉行。

- △國民貯蓄組合法に基く銀行利子の決定。
七月七日(月)
- △貿易統制令施行規則改正の商工農林兩省令及告示發布。
七月八日(火)
- △鐵鋼配給案要綱成る。
七月九日(水)
- △昭和十六年度物價總動員計畫並に生産力擴充計畫正式決定。
七月十日(木)
- △社団法人工政會、金融新體制確立計畫發表。
△暴利取締令一部改正。
△工政會金融新體制に關する具體案を建議。
七月十一日(金)
- △政府、定例閣議に於て、財政金融基本方針決定。
△商工省、石炭統制會設立要綱決定。
△北支方面海軍最高指揮官に杉山中將親補。
七月十二日(土)
- △泰・佛印國境劃定委員決定す。
△陸軍科學學校新設。
七月十五日(火)
- △鐵道省、帝都交通統制令發布。
七月十六日(水)
- △近衛内閣辭職。
△中央農業協力會、部落農業團體實施要項決定。
七月十七日(木)
- △重臣會議開催、組閣の大命近衛公に降る。
七月十八日(金)
- △近衛文磨公傳、第三次内閣組織。
七月十九日(土)
- △日本銀行引歩合一部變更。
七月二十一日(月)
- △第一回大本營政府連絡會議開催。
七月二十二日(火)
- △國民厚生金庫法による、國民更生金庫(基金二千萬圓)設立。財團法人國民厚生金庫解散さる。
△列國使臣に對して帝國の外交方針を宣布す。
七月二十三日(水)
- △貨銀統制令施行規則の改正公布。
七月二十五日(金)
- △東京府貸金委員會、勞務者最高最低賃金決定。八月一日以後雇入に實施。
七月二十八日(月)
- △外國人關係取引取締規則公布施行。合衆國の資産凍結令に對抗の爲。
△大藏省、對外經濟處理委員會設置。
△轉讓業者資産評價中央委員會、製菓業者資産評價方法決定。
七月二十九日(火)

- △陸軍兵務部令發布。八月一日より實施。
七月三十日(水)
- △第十六回國家總動員審議會開催、重要産業團體に關する勅令案要綱の可決。金屬類の特別回收に關する勅令案要綱決定。
八月一日(金)
- △厚生省官制改正。人口局及生活局新設。
△正金銀行、泰國銀行團間に借款成立。
△大藏省、外國人關係取引取締規則を滿洲、ビルマ及馬來に適用。
八月二日(土)
- △大藏省、外國人關係取引取締規則を印度に適用。
△第十六回總動員審議會終了。
△酒類の配給機構整備案決定。
△衆議員青果組國勢調査會を結成。
△退役海軍士官の服務制度成る。
△貨物の引渡に一般許可制を適用。
八月四日(月)
- △大藏省、外國人關係取引取締規則を新西蘭及南阿に適用。
八月五日(火)
- △輸出不能商品の政府買上制閣議で決定。
△積荷保險の料率改正さる。
△エクスドルの邦人壓迫に外務省反省を要望。
八月六日(水)
- △海運報國團、船員給與規程制定。
八月七日(木)
- △商工省生産管理委員會、中小機械工業振興策決定。
△滿洲國及び關東州産物賣の輸入税免除決定。
△内務省計畫局を改編し防空局を設置。
△對蘭印外國人取引取締規則一部免除と決定。
△有蓄農業普及實施案要綱決定。
△貿易の二重統制改正さる。
△思想對策協議會初會合行はる。
八月八日(金)
- △醫療保護法施行令及施行規則公布。
△國家總動員法による青果物配給統制規則公布實施。
△軍統制法施行令中一部改正さる。
△輸出不能の莫大小組合で買上の旨公布さる。
八月十日(日)
- △中央食糧協力會創立總會、東京帝國ホテルにて開催。
八月十一日(月)
- △農産物増産掩護に勸銀低利貸付を實施。
△低物價政策に關し經濟聯盟、政府へ建言。
△總動員審議會は、株式價格統制令、會社所有株統制令、價格統制令、海運統制令の四勅令案を可決。
△産業報國會單位組織の再編成決まる。
△日本羊毛産業統制協議會創立總會、東京帝國ホテルにて開催。

- 八月十二日(火)
 - △物價対策審議會低物價増産調整、米價及鐵鋼價格の三重要対策決定。
- 八月十四日(木)
 - △銅地金最高販賣價格決まる。
- 八月十六日(土)
 - △政府の米穀買入、石當り一圓高、獎勵金石當り五圓と決定。
- 八月十八日(月)
 - △企業院、製造工業原價計算要綱案發表。
- 八月十九日(火)
 - △大政翼賛會、國民皆勞精神に基く勤勞報國隊結成決定。
- 八月二十日(水)
 - △政府、定例閣議に於て海運國家管理要綱決定。
 - △大藏省に經濟研究室新設さる。
- 八月二十一日(木)
 - △興銀以下東京市内有力銀行十一行、時局共同融資團組織。
 - △喜氣配給統制規則公布。
- 八月二十二日(金)
 - △泰國の排日デモ取締要求を我方申入る。
- 八月二十三日(土)
 - △政府、臨戰態勢に基く物的勤勞員計畫決定。第二、四半期以降實施。
- 八月二十六日(火)
 - △職員同業成る。

- △大藏省、軍需手形引受制度設定。
- △時局共同融資團規約成る。
- 八月二十七日(水)
 - △重要物資現在高規則改正さる。
- 八月二十八日(木)
 - △南方產產資源調査會設立。
- 八月二十九日(金)
 - △野村大使、米大統領へ近衛首相の親書を手交す。
- 八月三十日(土)
 - △政府定例閣議にて勞務緊急対策決定。
 - △逓信省、外局として海務院創設。
- 九月一日(月)
 - △企業院、十六年度生産擴充計畫改訂。
 - △重要産業團體令、株式評價臨時措置令、株價統制令、金屬類回収令、配電統制令等の勅令公布。
- 九月二日(火)
 - △商工省、徵兵保險の現行新契約を發令し割増金付新徵兵保險を許可す。
- 九月三日(水)
 - △買實議員同盟創立總會、東京帝國ホテルにて舉行、參加正會員三百二十六名。
- 九月四日(木)
 - △價格統制令改正勅令公布實施。
 - △買實會主催産業團體令運用官民懇談會開かる。

- 九月五日(木)
 - △大政翼賛會壯年團結成要綱決定。
 - △海運管理實施要綱決定。
 - △帝國石油の免稅省令公布。
- 九月六日(金)
 - △轉廢業者共助施設要綱、共助資金利子補給要綱決定。
- 九月七日(土)
 - △昭和十六年度交通勤勞員計畫決定。
- 九月八日(日)
 - △内務省、國土防空兩局新設。
- 九月九日(火)
 - △昭和十六年度電力勤勞員計畫決定す。
- 九月十日(水)
 - △小口需要の石炭配給統制要綱決定。
- 九月十一日(木)
 - △陸軍省、國土防衛總司令部創設。
- 九月十二日(金)
 - △第十九回總務員會議開かれ勞務調整、國民徵用、國民職業能力申告、重要事業場の勞務管理、勤勞報國隊、發送電と東北振興の合併等に関する勅令案要綱決定す。
- 九月十三日(土)
 - △定例閣議、本年度勞務勤勞員計畫決定。
 - △物資統制、陸運統制、醫療關係者徵用に關する勅令案要綱決定。
- 九月十四日(日)
 - △農地開發事業令及施行規則公布。

- △小運送業の一元的統合要旨鐵道省より發表。
- 九月十五日(月)
 - △農林省、新米穀管理實施要綱通達。
- 九月十六日(火)
 - △農地開發營團初年度計畫決定。
- 九月十七日(水)
 - △賃金總額制限制度中平均時間賃金實施の旨通達さる。
 - △製鋼原鐵製造獎勵金交付規則公布實施。
 - △會社經理統制令改正勅令公布。
- 九月十八日(木)
 - △政府、本年度資金統制及對滿支輸出計畫決定。
- 九月十九日(金)
 - △米價の格差改訂、地方産米の最高販賣價格決定、今年度産米より實施と發表。
- 九月二十日(土)
 - △農業統制令發効。
- 九月二十一日(日)
 - △逓信省、港灣運送業統制要綱決定。
- 九月二十二日(月)
 - △揮發油及重油販賣取締規則改正令の公布。
 - △災害被害者に対する租税の減免及徵兵猶豫に關する勅令案要綱決定。
- 九月二十三日(火)
 - △勞務統制委員會官制公布施行。
 - △食肉配給統制規則公布施行。

- △商工省、鐵製品製造制限令公布並に鐵製品販賣禁止擴大(廿五日實施)。
- 九月二十四日(水)
 - △昭和十六年度豫算節約十三億二千三百萬圓と發表。
 - 九月二十五日(木)
 - △南方經濟懇談會創立發起人會開催。
 - 九月二十六日(金)
 - △政府、戰時緊急食糧對策決定。
 - △全國製絲業組合聯合會、原料繭短絨維化方針決定。
 - △大政翼贊全國組織部長會議、本部にて開催。壯年團組織協議決定。
 - △外國人關係取引取締規則一部改正。
 - 九月二十九日(月)
 - △商工省、鐵工品工業組合整備要綱通牒。
 - 九月三十日(火)
 - △工業組合中央會、中小工業緊急對策要綱決定。
 - 十月一日(水)
 - △國民勞働手帳法施行。厚生省、施行令規定の事業及従業者指定告示公布。
 - △定額郵便貯金制度の實施。
 - △警察保護法施行。
 - 十月三日(金)
 - △外地米に獎勵金下附、買入價格の引上決定發表。

- 十月四日(土)
 - △臨時郵便取締令公布。
 - △全國地方銀行協會、時局金融手形正式決定。
 - △商工省、全鐵維製品統制要綱決定。
 - △農林省、雜穀配給統制規則公布。
 - 十月七日(火)
 - △日滿支貿易連絡協議會、東京企業院にて開催。(至九日)
 - 十月八日(水)
 - △日本商工會議所、國內趨勢整備強化決議を政府へ提出。
 - 十月十日(金)
 - △定例閣議、緊急食糧對策具體的施設方針決定。
 - 十月十一日(土)
 - △全國勞務供給事業組合聯合會、大日本勞務報國會結成の爲促進大會を東京々橋公會堂にて開催。
 - 十月十三日(月)
 - △農林省、魚類青果物配給要綱決定。
 - △保稅工場製品の一部輸入稅緩和さる。
 - 十月十四日(火)
 - △商工省、鐵維製品配給機構整備要綱通牒。
 - 十月十五日(水)
 - △在學年限及徵兵猶豫延期々間短縮兩勅令公布。
 - 十月十六日(木)
 - △第三次近衛內閣總辭職。

- 十月十八日(土)
 - △東條陸相、新內閣組織成立。
 - 十月二十二日(水)
 - △內閣參議町田忠治外九氏、辭任。
 - △臺灣總督府、砂糖不足の對策に早期製糖開始を通告す。
 - 十月二十五日(土)
 - △日本經濟聯盟會、低物價増產調整策建議決定。
 - 十月二十七日(月)
 - △米穀商、石油販賣業者の引受資産評價の基準決まる。
 - △全國醬油統制株式會社創立總會、東京日本橋クラブにて舉行。
 - △火災保險料率三割方引下げの改正協定料率決定。
 - 十月二十八日(火)
 - △業種別産業統制令の指定決まる。
 - △船舶用金物製造工業整備方針商工省より發表。
 - △第卅三回帝國農會總會、東京帝農ビルにて卅一日迄四日間開催。
 - 十月三十日(木)
 - △重要産業團體令に基く重要産業指定規則閣令公布。商工省、鐵鋼業及石炭業統制會指定命令公布。
 - 十月三十一日(金)
 - △自治振興中央會、町内會消費配給要綱決定。
 - △日銀帳尻に依る兌換券發行高四十七億の最高限度を突破す。

- 十一月一日(土)
 - △食糧國防團結成さる。
 - △港灣統制團體設立命令下る。
 - △東亞海運株式會社創立總會、東京丸の内工業俱樂部にて舉行。
 - 十一月四日(火)
 - △閣議、許可認可事項簡捷化要綱決定。
 - 十一月五日(水)
 - △合衆國特派來栖大使日米關係調整爲に出發。
 - △勞働者災害扶助責任保險法施行令改正勅令公布。
 - △日本海汽船會社氣比丸、蘇聯機關にて沈没。外務省ソ聯に對して嚴重抗議。
 - △大藏次官、預金引出は制限せずと放送す。
 - 十一月六日(木)
 - △東京府企畫部、魚類消費者登録決定、廿三日實施。
 - 十一月七日(金)
 - △第二十回總動員審議會議開催、農業生産統制令他四勅令案要綱可決。
 - △東京商工會議所遊休未備設備對策決定當局へ建議。
 - △全產聯委員會、産業報國會へ解消す。
 - 十一月十日(月)
 - △中央農事協力會理事會、農業團體統合大綱決定。農林大臣へ申達。

- △商工省、布帛製造工業組合整備要綱通牒。
- 十一月十一日(火)
 - △産業設備管理要綱決定
 - △工業組合中央會、中小工業緊急整備(工業協同體法案)對策決定。
- △外交顧問に佐藤、川越兩前大使就任。
- 十一月十四日(金)
 - △會社經理統制令の運用方針決まる。
 - △外務省、秘露政府のリマ市對日暴動賠償百四十萬ソル支拂決定發表。
- 十一月十五日(土)
 - △臨時第七十七回議會召集。
 - △兵役法施行令改正公布實施、昭和六年以後第二國民兵も兵籍に編入。
- 十一月十六日(日)
 - △臨時議會、陛下臨御、開院式舉行。
- 十一月十七日(月)
 - △東條首相、國策遂行上の外交三原則を「時議會にて宣明。
- 十一月十八日(火)
 - △第六次追加軍事費成立、陸海兩相、國防準備完了と發表。
- 十一月十九日(水)
 - △商工省、新增税に基く物價措置通牒。
 - △日本商工會議所、纖維工業再編成消費機構組織化及税制に關する意見建議。

- 十一月二十日(木)
 - △臨時議會閉會、臨時軍事費三十八億圓外追加豫算、各種増稅等成立。政府提出十三議案成立。
 - △鐵鋼統制會創立總會、東京丸の内會館にて舉行。
- 十月二十一日(金)
 - △東北、北海道の冷水害に對して産業組合中央金庫乗り出す。
 - △軍需手形保證料の引下げ日歩制度を割合制度に変更の趣發表さる。
- 十一月二十二日(土)
 - △厚生省、國民勤勞報國協力令公布、來月一日實施。
 - △本年度貯金目標額百七十億圓と發表さる。
- 十一月二十四日(月)
 - △商工省、絹人絹織物配給機構整備通牒。
- 十一月二十五日(火)
 - △大藏省、國民貯蓄組合法施行規則改正公布實施。
- 十一月二十六日(水)
 - △物價統制協力會議開く。
 - △石炭統制會創立總會開かれ松本健次郎氏會長に就任。
 - △纖維製品商業團體中央會發會式、東京纖維物卸商組合本部にて舉行。
- 十一月二十七日(木)
 - △商工省、機械鐵鋼協力(下請)工業整備要綱通牒。

- 十一月二十九日(土)
 - △物品稅外増稅關係六勅令公布。
- 十一月三十日(日)
 - △日華基本條約締結及日滿華共同宣言發表一周年記念式舉行。
- 十二月一日(月)
 - △産業設備管理總裁に藤原銀次郎氏就任受諾。
 - △商工省金融措置に經濟界の協力を要望。
- 十二月二日(火)
 - △金融統制會の原案成る。
 - △生保協會改組案、協會及商工省相互の互讓で諒解。
 - △農地制度改革同盟第三回全國大會、東京赤坂三會堂にて開催、三日閉會。
- 十二月三日(水)
 - △大藏省、報國債券の發行額を十億圓に擴張案を發表。
 - △産業設備管理團法施行令公布。
- 十二月四日(木)
 - △東亞經濟懇談會第三回大會、東京帝國ホテルにて開催、六日閉會。
- 十二月六日(土)
 - △東京府勞務報國會結成式、東京芝協同會館にて舉行。
- 十二月八日(月)
 - △商工農林兩省、林産業共助金交付方法通牒。
 - △大東亞戰爭開始、對米英宣戰大詔發表、皇軍布哇、香港、シンガ

- 十二月十一日(木)
 - △勞務調整令公布、十日實施。
 - △日本佛印軍事協定成立。
- 十二月九日(火)
 - △皇軍、英國東洋艦隊主力全滅。
- 十二月十日(水)
 - △第二十一回總動員審議會閉會、株價統制令他三勅令案要綱を可決。
- 十二月十一日(木)
 - △日獨伊單獨不媾和協定調印。
- 十二月十二日(金)
 - △大日本産業報國會、決戰體制下緊急方策通牒。
- 十二月十三日(土)
 - △日本生活科學會發會式、東京神田學士會館にて舉行。
- 十二月十五日(月)
 - △第七十八議會開く。
- 十二月十六日(火)
 - △第七十八回臨時議會、開會、十八日閉會。
 - △國民徵用令改正勅令、物資統制令、醫藥關係者徵用令等公布。
- 十二月十八日(木)
 - △第七十八議會、敵產管理法、戰爭保險臨時措置法等を成立して閉會。
 - △言論出版集會結社等臨時取締法公布、二十一日施行。

- △鐵山統制會創立總會、東京丸之内綿スフ工聯本部にて開催。
- 十二月十九日(金)
- △第七十九議會提出豫算編成方針成る。
- △逓信省海務院官制公布。
- 十二月二十一日(日)
- △日本・泰同盟條約バンコックにて調印。
- 十二月二十二日(月)
- △商工省、貿易業整備要綱通牒。
- 十二月二十三日(火)
- △第二十二回總動員審議會、企業整備令、水産統制令、他二件を可決。
- △敵産管理法施行さる。
- △車輛統制會設立認可さる。
- 十二月二十四日(水)
- △第七十九議會招集さる。
- △自動車統制會設立認可さる。
- 十二月二十六日(金)
- △第七十九議會開會。
- 十二月二十七日(土)
- △商工次官、企業統制令の絶対必要性を放送。
- △支那事變國債を大東亞戰爭國債と改稱。
- △逓信省、造船統制會設立命令。
- △大藏省、四本位爲替相場公定措置要綱發表。一月一日實施。

海外の部

- 十二月二十九日(月)
- △爲替相場協定を廢止、手形買相場新設の申合せなる。
- 一月一日(水)
- △タイ・佛印紛争再び悪化
- △ソウイェット聯邦政府、ウクライナ地方農業生産割當制度施行。
- 一月二日(木)
- △芳澤使節、日・南印第一回會談を始む。
- △合衆國政府、租界基地の國防産業八時間労働制停止。
- △フランス政府閣員更迭。ダルラン内相新任。フランダン外相、經濟相兼任。
- △ソウイェット聯邦政府、全國の工業大學廢止、技術専門學校設置。
- △獨船太平洋で活躍の旨獨軍司令部發表。
- △米大統領、ホプキンス前商相をロンドン派遣の旨發表。
- 一月三日(金)
- △フランス政府、印度支那關稅自治令發布。
- △印度政廳、全印度國民會議々長アサド檢舉。
- △イタリア政府、去十二月二十七日附産業組織化令に基く資産徵用令發布。
- 一月四日(土)
- △國民政府、海關納稅に新法幣利用と決定。

- △ブルガリヤ國王に首相ドイツ訪問。
- 一月五日(日)
- △ソビエト國境方面のイギリス軍、バルチア占領。トブルクへ進出。
- △トランス・ヨルダン國王アメル・アブデニラ皇帝暗殺未遂。
- △米大統領、議會で大統領敕書を發表、民主主義國徹底援助を強調。
- △英内閣、閣内に生産、輸入、戦後生産再建の三委員會設置。
- △ソ聯政府バルカン情勢の新展開に對しバルカン駐在の諸公使を招致して對策を協議す。
- 一月六日(月)
- △中華民國中央儲備銀行開業、華興券の新規發行は停止。
- △共產軍一部移駐開始。
- 一月七日(火)
- △パルミーニダ島事件につき英大使に對して松岡外相抗議す。
- △合衆國政府、軍需産業統制統一の爲、生産管理局設置。
- △イタリア軍バルチア陥落を發表。
- 一月八日(水)
- △ドイツ空軍、イタリア空軍と協力、地中海のイギリス艦隊爆撃開始。
- △合衆國ルーズヴェルト大統領、三年計畫國防豫算總額百七十五億を國會へ要求。
- △米國、全艦隊を太平洋、大西洋、アジアの三艦隊に編成。

- 一月九日(木)
- △スペイン政府、イスパニア主義會組織。
- 一月十日(金)
- △ポーランド國境對定、經濟相互援助及バルト諸國在住ドイツ人移運に關するドイツ・ソウイェット聯邦間の協定成立。
- △合衆國ルーズヴェルト大統領、民主主義國擁護武器貸與法案を國會提出輸出許可制を更に擴大して、銅、眞鍮、青銅、ニッケル、曹達に輸出許可制適用。
- 一月十一日(土)
- △全支總領事會議。
- △英、在米軍需品調達委員會組織。
- △カナダ、太平洋に空軍基地建設。
- 一月十二日(日)
- △イギリス共產黨員、ロンドンにて人民大會開催。
- 一月十三日(月)
- △香港政廳層對日禁輸。
- △フランス政府、爲替統制強化。
- 一月十四日(火)
- △ソウイェット聯邦政府、増産の爲地方産業自治會發布。
- △エチオピア國王ファルク皇帝及ファド皇太后暗殺陰謀、サウディアラビアにて發覺。
- 一月十五日(水)
- △滿洲國初代、駐華呂大使、汪主席に信任狀を捧呈。

(部之外海) 誌 日

- △蘇俄新四軍に解散命令、棄逐新四軍軍長逮捕さる。
- △米、ハル長官授英の急務を強調。
- △米、駐伊大使フィリップス歸米。
- △米、輸出許可制一部緩和。
- △合衆國海軍工廠、三隻管制施行。
- 一月十六日(木)
- △ナリイ、ボリヴィア不可侵條約調印。
- △エチオピア前國王ハイレ・セラシニ皇帝、對イタリア戦争参加の爲軍隊制令。
- △ドイツ・ブルガリア文化協定成立發表。
- △米ル大統領、教育を以て七千五百トン級標準型商船二百隻建造費算の支出権限試案を議會に要求。
- 一月十八日(土)
- △イギリス政府、防空の爲満十六歳乃至六十歳の男子強制改裝令發布。
- △昨夜ルーマニア駐屯ドイツ軍歩隊將校暗殺され、全國騷擾起る。ブカレスト大學生、反英示威舉行。
- △重慶政府軍事委員會、共產黨新編第四路軍抗命の爲解散命令。棄逐司令官以下逮捕。
- 一月十九日(日)
- △デンマルク政府スタウニング首相、歐洲新秩序建設協力聲明。
- 一月二十日(月)
- △合衆國ルーズヴェルト大統領、第三期就任式舉行。

- △ヒットラー總統とムッソリニ首相、某地にて會談。
- △スダン方面のイギリス軍、カフサラ市奪還。イタリア軍、エリトリアへ退却。
- △日本政府、タイ・印度支那國境紛争調停申込。
- 一月二十一日(火)
- △日本・ソウイェット漁業條約暫定協定成立。
- △合衆國政府、對ソウイェット進義的輸出禁止解除。
- △イギリス政府、反戦記事の爲、共產黨機關新聞「デイリー・ワーカー」及「ウィーク」發行禁止。ベヴィン労働大臣、産業勸業登錄法案を下院に提出。
- △ルーマニア鐵衛團過激派革命運動開始、アントネスク首相、軍事獨裁權掌握。八十七種の産業國有聲明。デミトリウス・ポベスク大將を内相に任命。二十四時間内に動亂鎮定命令。
- 一月二十二日(水)
- △イギリス軍、リビア國境トブルク市占領。
- △オーストラリア内閣改組。保健、農務及市場及土人代表の三大臣新任。
- 一月二十三日(木)
- △グイニンソン米海軍委員長、米の建艦計畫を下院海軍委員會で發表。
- △米、英のモルガン島、タウカー島に海空軍基地を建設する旨發表。
- △英、鉄力鋼の輸出禁止。

(部之外海) 誌 日

- △ルーマニア鐵衛團革命運動鎮定さる。
- 一月二十四日(金)
- △中支鐵道軍事、豫南作戦開始。
- △フランス首相ベタン元帥、新設閣院議員百八十八名指定發表。
- △エチオピア駐在イギリス官憲、エチオピア民主義政黨マヌル・アル・ファダト黨員檢査開始、五百餘名逮捕さる。
- △カナダ政府、領地侵入の交戦國民及艦船拘留令發布。移民入國禁止。
- △米長官ハル聲明に對して松岡外相反駁す。
- 一月二十七日(月)
- △フランス、ベタン首相反獨關係を強免。
- △重慶政府最高國防會議、共產黨第十六集團軍の軍需補給停止命令。
- △ルーマニア新内閣組織、アントネスク首相、新閣員二十名指名。軍權政府成立。
- △ラブラタ河經濟會議、モンテヴィデオ市にて閉議。ブラジル、ウルグワイ、パラグワイ、アルゼンチン、ボリヴィア参加。
- 一月二十八日(火)
- △英政府、米の對ソ輸出に關し兩國政府に申入を行つた旨發表。
- △イタリア政府、北伊暴動説は敵側のデマと正式に否定。
- 一月三十日(水)

- △ヒットラー總統、ナチス政權建立八周年記念式典にて、對合衆國強硬聲明發表。
- △ソウイェット國防大臣セモン・チモシェンコ元帥、赤衛軍根本的改組宣言。
- △リビア國境方面イギリス軍タルナ占領。
- 一月三十一日(金)
- △タイ・印度支那停戦協定成立。サイゴン沖日本軍艦上にて調印。
- △獨逸佛大使ベタン首相に對するヒットラーの親書を手交す。
- △ソ聯、國家保安人民委員部を新設。
- △汎米銀行設立案具體化。
- △米海軍長官二、三月内危機脱を繰返す。
- 二月一日(土)
- △上海越界路善後問題解決。
- △ロンドン亡命中のオランダ政府、東印度は、東亞共榮圈外なりと、日本政府へ宣言。
- △フランス親獨派の「舉國人民黨」パリにて結成式舉行。
- △イタリク新内閣成立。首相ダハ・ハレミ將軍、農相及陸相兼任。各地に反英運動起る。
- △ソ聯、最高會議二十五日に召集の旨發表。
- 二月二日(日)
- △フランス領印度支那政府、輸入許可制適用擴張令發布。
- 二月三日(月)
- キニーバ島フアン・パチスタ大統領、ペドラザ・ゴンザレス將軍

(部之外海) 日 誌

の反政府陰謀弾壓の爲、クーデター敢行、陸海軍指揮權掌握、憲法施行十五日間停止。

二月四日(火)
△滿洲國綜合空地計畫基本方針決定。
△南支派遣皇軍、香福路途遮断の爲、惠州方面上陸。淡水占領。
△合衆國政府、精油機、皮革、ラヂウム等に輸出許可制適用。

二月五日(水)
△新中國々民政府派遣日本駐劄初代大使權民直擔任。
△上海租界増稅案決定。
△フランス政府フランダン外相辭任。

二月七日(金)
△ブラジル政府、輸出許可制施行。
△ラブラタ河經濟會議閉會。一般協定十項及決議十六項成立。
△オランダ領東印度政府、輸出統制々度施行。

二月八日(土)
△合衆國會下院、武器貸與法案可決。
△イギリス政府、ブルガリア政府に對しドイツ軍のブルガリア通過許可の陸軍軍目標擧げの旨警告。

△ベルギー、ナリ一兩國共同防衛協定に調印。
△フランス政府、青年労働奉仕令發布。年齢満二十歳の者各八箇月間強制服用。
二月九日(日)
△中支派遣皇軍、豫南の中央軍撤去作戦終了。

△フランス政府、フランダン外相辭職、ダルラン海相、副主席新任及外相兼任。
二月十日(月)
△重慶政權附ソウイムット聯邦人顧問二十五名突然引揚判明。
△ソウイムット聯邦外務省、ドイツ軍のブルガリア通過の不干渉を言明。

△米、モーゲンソー財務長官、金による國際決済維持言明。
△イギリス政府、ルーマニアと國交斷絶公表。
△ブラジル政府、移民子弟歸國禁止。
△フランス政府、擧國黨をウイレーにて結成、ラヴアル派と對抗。

二月十一日(火)
△タイ國バンコック市マハタット寺にて基督教改宗、佛教信奉式舉行さる。
△米大統領、太平洋に於て戦争起るとも米の對英援助は變らずと言明。

二月十二日(水)
△重慶國民政府、軍事委員會政治部改組、共產派吏員全部解雇。
△フランス領印度支那政府、輸入組合令發布、對日本貿易壓迫。

△伊ムソリニ首相と西フランコ統領の會談につきスペイン政府公表。
二月十三日(木)
△合衆國政府、東洋在留民引揚勸告、東印度政府、汽船航行禁止。

止。オーストラリア政府、戦時内閣召集。東亞重大危機切迫説流布さる。

二月十五日(土)
△野村駐米大使、米大統領に信任狀捧呈。
△ワシントンで太平洋防備問題に關し、英米・露・蘭會談す。
△ソウイムット聯邦第十八回共産黨代表會議、モスコウにて閉儀。

△フランス政府、ベルトン内相辭任。ダルラン副主席、内相兼任。
△ビルマ政廳、外人の國境地方立入及在留禁止。
二月十六日(日)
△イギリス政府、シンガポトル附近及マラッカ海峡、水雷敷設公

示。
△グワム、サモア等太平洋、大西洋の海軍基地強化案(四億ドル)を米下院海軍委員會で可決。
△フランス政府ルネベラン労働相辭職。

△ルーマニア政府、政治運動禁止令發布。昨年九月十四日附錄衛團一黨主義令撤回。
△チリ政府、抑留デルマルク汽船沒收。

二月十七日(月)
△在北支アメリカ駐屯軍引揚開始。
△日・蘭印經濟會談再開。

△重光駐英大使ベトラー英外務次官と會見、太平洋危機説に對する帝國の眞意を闡明。

△日・ソ通商會談モスクワで再開。
△トルコ・ブルガリア中立及不侵略協定成立。ドイツのブルガリア進駐可能となる。

二月十八日(火)
△イギリス・トルコ通商協定成立。
△蘇北の敵大殲滅戰展開。

△ルーマニア政府、コンスタンツァ港外水雷敷設公示。
△佛ベタン首席、西フランコ統領と會見。
二月十九日(水)
△合衆國政府、西太平洋諸島、ハワイ、アラスカ、グアージン諸島領海航行禁止。

△ルーマニア政府、ドイウ河鐵門下流航行禁止。
△イギリス政府、南米諸國向輸出許可制施行發表。
二月二十日(木)
△合衆國政府生産管理局、勞資代表九名より成る調査會議任命。

△ブラジル政府、輸出統制令發布。イギリスへの報復と云はる。
△フランス被占領地の共産黨員檢舉開始。
二月二十二日(土)
△フランス政府、財界ニダヤ人排斥令發布。

△スペイン政府、フフランへ黨員訓練の爲、學生兵團組織。
△ソ聯、經濟十五ヶ年計畫を立案。
二月二十三日(日)
△大島駐獨大使、獨外相と會見、日獨の世界政策を討議す。

- △トルコ政府ラコグル外相、イギリス・トルコ同盟遵守聲明。
- △イギリス海軍、地中海中部水雷敷設發表。
- △ヒットラー總統、ナチ黨創立二十一年紀念式にて潜水艦戦強化宣言。
- 二月二十四日(月)
 - △英チャーチル首相、重光大使と會見、覺書を手交す。
 - △スウイス・ソウイニット通商協定成立。
 - △フランス内閣改組、五相、十長官制實施。
- 二月二十五日(火)
 - △ソウイニット聯邦政府、ドイツのバルカン行動不干渉の旨各國へ通告、第八回聯邦最高會議閉會、新年度國防費に九百億ルーブルを計上。
- 二月二十六日(水)
 - △重慶政權第二回參政會議、共產派代表缺席の爲議事延期。
- △イギリス、スペイン、ダンヂェル協定成立。
- 二月二十七日(木)
 - △米の太平洋基地強化案下院通過。
 - △米國海軍委員會、開戦以來の各國船舶損失は三百六十萬トンと發表。
 - △ソウイニット聯邦政府の領土擴張區域擴大の旨英當局發表。
 - △スペイン國王アルフォンソ十二世皇帝崩御。
- 二月二十八日(金)
 - △印度支那領内の日本領領事、日本政府のタイ・佛印國境問題調停成立の旨三國共同コミュニケ發表。

- 前途を顧慮、在留邦人引揚準備通告。
- 三月一日(土)
 - △延期せし重慶政權第二期第一次國民參政會、重慶にて開會、共產黨代表出席せず。
 - △ブルガリヤ、日獨伊三國同盟參加、ウイーンにて調印。
 - △ドイツ軍、ブルガリア進駐開始。
 - △第八回ソ聯最高會議終了。
- 三月二日(日)
 - △中國共產黨、共產軍討伐停止其他十二項の要求より成る國共確執臨時解決辦法を重慶政權へ提出。
- 三月三日(月)
 - △獨ヒットラー總統トルコに親書を送る。
 - △米國、植物油等を輸出許可制に追加。
 - △タイ國・ソウイニット聯邦政府好基本條約締結。
 - △合衆國政府、ブルガリアの資金凍結發令。
 - △ソウイニット聯邦政府、ドイツ軍の進駐は戦局擴大と認むとブルガリア政府へ通告。
 - △粵東派遣皇軍、海陸協力、南支海岸四百軒に亘り、上陸作戦開始、北海線送路遮断さる。
- 三月四日(火)
 - △メキシコ政府、合衆國と攻守同盟締結發表。
- 三月五日(水)
 - △在米佛印資金を凍結。

- △イギリス政府、ブルガリアと國交斷絶。
- △パナマ政府、運河防衛の爲合衆國へ空軍基地讓渡發表。
- △ルーマニア政府、企業收用令發布。
- 三月六日(木)
 - △重慶の國民參政會、共產黨の要求十二項受理拒絶決議。
 - △合衆國各地國防産業の罷業類發、作業停止二十五箇所に達し餉糧配給硬塞。
 - △タイ・佛印間の紛争調停につき、日本案の主要なる點につき同意成立の旨三國共同コミュニケ發表。
- 三月七日(金)
 - △在佛印邦人の引揚通告を撤回。
- 三月八日(土)
 - △中國聯軍、對日爲替決済用クレデット更に一ヶ年延長決定。
 - △前印、日本向輸出商品の割當を通告。
- 三月九日(日)
 - △合衆國海軍工廠、一週五日四十時間労働制停止、一週六日制提案。
- 三月十日(月)
 - △米國、陸軍兵力百萬突破と發表、なほ十五億三千萬ドルの第四次國防追加豫算上院で可決。
 - △重慶の國民參政會閉會、宣言發表、軍規撤廃及福輪國の南京國民政府承認反對主要。
 - △フランス政府、食糧輸送の爲、陸送艦隊使用聲明。

- △オランダ領東印度政廳、海運業統制令發布。
- 三月十一日(火)
 - △合衆國ルーズヴェルト大統領、武器貸與法案認可、即時實施。
 - △ソウイニット聯邦政府、トルコ參戰の場合ソ聯中立宣言。
 - △日本政府の居中調停によるタイ・印度支那國境問題協定成立、東京にて議定書調印。
 - △日本に對抗する政治的、經濟的、軍事的協定を第三國に對して結ばずと日泰・日佛交換文書で誓約す。
- 三月十三日(木)
 - △皇軍、作戦目的を達成、武庫、通城より撤退。
 - △中國共產黨、國民參政會の新任共產派議員全部辭退通告。
 - △合衆國政府、ハンガリアの在米資金凍結命令。
- 三月十四日(金)
 - △佛印、三井の輸出組合加入を拒絶。
 - △日本・メキシコ兩政府、人組協定成立。
- 三月十五日(土)
 - △中支派遣皇軍、江西省の中央軍三月攻勢擊破作戦開始。
 - △米大統領、反福輪國の援助に全力を盡す旨聲明。
 - △獨ヒットラー、いかなる國の對英援助も致なしと應酬。
- 三月十六日(日)
 - △イギリス政府、ベヴィン労働大臣、二十歳乃至二十一歳の婦人及四十一歳乃至四十五歳男子強制徵發令施行。
- 三月十八日(火)

- △ベルギーの排日事件解決。
- △満洲の改組要綱成る。
- △合衆国政府、フィンランドへ五百萬弗貸付決定。フランス在住米國人引揚命令。
- △重慶國民政府、共產派大量檢舉。共產黨領袖朱德、重慶要人暗殺命令。暗殺團訓練開始。
- 三月十九日(水)
 - △合衆国政府、國防調停局設置、局長十一名任命。
 - △フランス首相ベタン元帥、グイレー派舉國黨解散。
 - △佛、パリー株式取引所九ヶ月振りに再開。
 - △トルコ國會、全國戒嚴令施行期間三箇月延長。
- 三月二十日(木)
 - △滿洲國政府、經濟顧問制設置。
 - △獨伊農業協定成る。
- 三月二十一日(金)
 - △皇軍、上高(江西作戰)を占領。
 - △ギリシア政府、ユーゴスラヴィアのドイツ軍需品通過許可は、敵對行為と認むと通告。
 - △ユーモスラヴィア政府の厚生、農務、及司法三大臣、御前會議の對ドイツ方針反對の爲辭職。
- 三月二十二日(土)
 - △南京國民政府、中國銀行上海支店員百二十名檢舉。重慶派のテロ擧行。
- △國民政府還都記念日を前に汪精衛主席建設の途を説く。
- △フランス政府、サハラ横斷鐵道敷設法發布。
- △メキシコ國會、外國會社の油田開發權法案可決。カルチナス政権以來の石油國有政策廢棄となる。
- 三月二十三日(日)
 - △皇軍の江西、蘇南兩作戰、戰果を擴大す。
 - △ユーゴスラヴィア法相ミラン・コンスタンチノヴィチ博士、バウル舞政の勸告により辭表撤回。
- 三月二十四日(月)
 - △日本政府松岡外相、モスコにてスターリン書記長、モロトフ外相と會見。
 - △重慶派國民黨中央執行委員會第八回全體會議開始。
 - △粵東派遣皇軍、南支上陸作戰開始。潮陽、汕尾占領。
 - △イギリス政府、ユーゴスラヴィアの日獨伊三國同盟・參加反對通告運輸省戰時中鐵道國家管理施行。
 - △カナダ・合衆国政府、潮水地方にて造鐵許可協定。
- 三月二十五日(火)
 - △ユーゴスラヴィア、三國同盟參加調印。
 - △合衆国政府、ユーゴスラヴィアの資金凍結命令。
 - △トルコ及ソウヴェット聯邦政府、バルカン戰爭に關聯して中立協定再認宣言。
 - △ドイツ及イタリヤ兩政府、ユーゴスラヴィアの主權尊重及軍隊進駐要請せずと保障公表。

- 三月二十六日(水)
 - △松岡外相、ベルリンに到着。聲明書を發表。
 - △合衆国ルーズヴェルト大統領、武器貸與法による豫算七十億弗裁可。各地罷業漸く悪化。ノックス海相及クモードソン生産管理局長、一月二十二日以来罷業のアリス・チャルマー會社及CIO組合へ復業勸告。
 - △イタリヤ及ドイツ機械化部隊、リビアのアゲイラ奪還。
- 三月二十七日(木)
 - △中支の史蹟文物管理權を國民政府に移管する旨當局發表。
 - △松岡外相、ヒットラー總統並にリッペントロッツ外相と會談。
 - △ユーゴスラヴィアの反ドイツ派軍部クーデター、パウエル攝政亡命、關員逮捕。ベタル二世皇帝即位。シモウィチ將軍舉國一致内閣組織。
 - △イギリス、合衆国間の驅逐艦五十隻と基地交換讓渡正式終了。
 - △合衆国政府、ユーゴスラヴィア新政權援助の爲資金凍結一部解除聲明。
- 三月二十八日(金)
 - △イギリス軍、エリトリアのケレン及エチオピアのハラル占領。
 - △松岡外相、獨リッペントロッツ外相と第二次會談。
 - △ドイツ政府、ユーゴスラヴィアの反ドイツ行爲嚴重抗議。在住ドイツ人引揚命令。
 - △ユーゴスラヴィア各地反ドイツ示威熾烈。全國戒嚴令施行。
 - △イギリス及イタリヤ艦隊、イオニア海にて海戰、イタリヤ側數隻撃沈さる。
 - △シリヤ各地に國民主義運動の總罷業起る。
 - 三月三十日(日)
 - △國民政府還都一周年を迎ふ。
 - △合衆国政府、一九二七年防諜法によりイタリヤ船舶二十八隻、ドイツ二隻、デンマルク三十六隻拿捕。
 - △メキシコ政府、アエブラ開港のメキシコ學生大會禁止。政府の親米外交反對の結果。
 - 三月三十一日(月)
 - △イギリス艦隊、エムール沖にてケラッス護送船團砲撃。
 - △南京國民政府、還都一周年記念祭舉行。
 - △松岡外相ローマ着。
 - △合衆国海軍、フィリピン諸港のデンマルク船四隻拿捕。
 - △合衆国アバラキア地方炭坑争議、交渉不調。大統領、作業繼續勸告。
 - 四月一日(火)
 - △ソ聯領海區購買に日本側五漁區を失ふ。
 - △ビルマ鐵道を雲南へ延長の旨英當局發表。
 - △松岡外相、伊ムツソリーニ首相と會談。
 - △米、フォード自動車工場に大罷業勃發。
 - △合衆国政府、フランス汽船管理。南米諸國入港中のドイツ及イタリヤ汽船九隻自沈。ベルギー軍隊、ルフトハンサ飛行場占領。
 - △メキシコ政府、ドイツ及フランス汽船拿捕。

△合衆國、メキシコ兩政府、防空協定締結。合衆國のメキシコ基地利用承認さる。
 △カナダ政府、西半球及英領以外への輸出許可制施行。
 △クロアチア農民黨々首ヴラドコ・マチエチク博士、ユーゴスラヴィア新内閣参加拒絶。ベダル二世、皇帝即位を速意なりと主張。
 四月二日(水)

△中支派遣遠征軍、江西省の中央軍掃蕩終了。
 △重慶政權八中全会、對日抗戰繼續宣言。
 △防戦中の松岡外相、ピウス二世教皇と會見。
 △ハンガリア首相パウエル・テレキ伯爵自殺。
 △イギリス軍、エリトリアのアスマラ占領。
 △レリア委任統治領長官ダンツ將軍、陸軍省制政府設置發表。
 四月三日(木)

△海軍省、インダラント地方ヲ猛進す。
 △ドイツ及イタリヤ軍、リビアのベンガチ奪還。
 △ハンガリア新内閣成立、ラヂスラス・ド・ベルドレ外相、首相に就任。
 △合衆國政府、ドイツ及イタリヤの汽船拿捕抗議却下。
 △ユーゴスラヴィア總勳員令發布、新政府マチエチク博士副首相就任承諾。ドイツ政府、公使館員引揚發令。
 四月四日(金)

△滿洲國政府、鐵鋼増産要綱を決定。

△ドイツ・ユーゴスラヴィア間外交交渉断絶。ギリシア政府、ギリシア・トルコ・ユーゴスラヴィア三國バルカン協商有效聲明。合衆國ルーズヴェルト大統領、ユーゴスラヴィアの求援發表。
 △イタリの國家主義者一派、ダハ・エルハレメ政府崩壊。アブアル・イラーニ解散、外國へ亡命。憲法起草議會解散。
 四月五日(土)

△ソウイェト・ユーゴスラヴィア中立協定成立。
 △米の對英援助數額更に十億ドル追加。
 四月六日(日)

△ヒットラー總統、ドイツ西南軍司令官リスト將軍にギリシア及ユーゴスラヴィア進軍下令。
 △イタリヤ新政府成立。ラシド・アリ・ベグ・ガイラニ首相。
 四月七日(月)

△クロアチア國民運動首領アンテ・パヴエリク博士、クロアチア獨立の爲、イタリヤ側に參戰通告。ドイツに求援。
 △イタリヤ軍アデス・アベベ撤退。
 △松岡外相、再びモスクワ訪問。モロトフ外相と會見。
 四月八日(火)

△陸軍航空隊、昆明を初猛進。
 △イギリス政府、ハンガリアと國交断絶。
 △ドイツ軍、トラキア突破、エーゲ海岸に到達、トルコ・ギリシア國境遮断。ユーゴ方面スコプリエ占領。
 △ドイツ及イタリヤ軍、リビアのデルナ奪還。

四月九日(水)

△ドイツ軍、チロニカ攻略。ユーゴスラヴィアにて、ドイツ・イタリヤ軍連絡成功。
 △トルコ政府、中立聲明。
 △合衆國政府、デンマルク公使とグリーンランド基地建設協定調印。

四月十日(木)

△皇軍、大洪山脈に新作戦展開。
 △ドイツ軍、ザグレブ攻略。ストラドコ・クヴェテルヴィク將軍、クロアチア獨立宣言。前期首相マチエチク博士、アンテ・パヴエリク博士をクロアチア新政府首相に推薦。
 △日獨伊三國混合委員會ベルリンにて開催。
 △ハンガリア政府、トリアノン條約による失地恢復行動開始。
 △イギリス、合衆國、オランダ各代表、マニラに會合。共同東洋防備策講究。

△イタリヤ政府、最高國防會議設置、對イギリス戰備強化。
 △イギリス軍、エチオピアのアデス・アベバ占領。
 △米大統領、外國船隻用權賦與を議會に要求。
 四月十一日(金)

△合衆國政府、合衆國船舶の紅海、アデン灣方面航行許可。中立法による交戦地帯外なりと。
 △デンマルク政府、合衆國のグリーンランド基地建設協定、無效宣言。調印者ヘンタタ・フォン・カウフマン公使召還。

四月十二日(土)

△海軍航空隊近畿ルートの廣信、武義、永康を猛進。
 △帝國、スロヴァキアに公使館新設。大島彌大使兼任公使に任命。
 △ドイツ軍、ベルグラッド攻略。
 △ソウイェト聯邦政府、ハンガリアの舊領土進駐反對通牒。
 四月十三日(日)

△日本・ソウイェト聯邦中立條約成立。滿蒙不侵略承認さる。松岡外相、建川大使、モロトフ外相調印。
 △リビアの獨伊軍、ベルヂア奪還。トブルク包圍開始。
 △ハンガリア軍、ドナウ・タイス兩河三角地帯進駐終了。
 四月十四日(月)

△皇軍、大洪山東麓に第二期作戦開始。
 △イタリヤ軍、アルバニアのコリツツア奪還。モンテネグロ人、ムツソリニ首相に解放援助要請。
 △リビアのイギリス軍、シヂ・バラニ撤退。獨伊軍、カブツオ及ソルム奪還。エヂプト領へ侵入。
 四月十五日(火)

△海軍航空隊、浙江、江西、福建の敵據點を急襲。
 △獨ヒ總統、ユーゴの三地方獨領へ併合、同地方の市民管理長官任命。
 △合衆國ルーズヴェルト大統領、中立法に基く交戦水域外合衆國船舶護送聲明。
 △イギリス近東軍司令官ウエグネル將軍エヂプト政府にイギリス

軍施行要求、エチアト側拒絶。
△トルコ政府、イラク新政権承認。パレスチナのイギリス官憲、イラクの物産輸入禁止。

四月十六日(水)
△皇軍、錢塘江南岸に新作戦展開。
△獨逸空軍、十時間に互リロンドンで大爆撃。
△ドイツ軍、サラウエラ攻略。オリンボス方面のギリシア及イギリス軍撤退。

△クロアチア政府パウエリナ首相、政黨解散及政治運動禁止。ドイツ及イタリヤ兩政府、クロアチア獨立正式承認。
△エチアト政府、ルーマニアの樞軸加盟の爲ベルカン協商廢棄に付、中立嚴守聲明。

四月十七日(木)
△皇軍支那派遣艦隊、杭州灣方面立入禁止區域擴張宣言。
△大洪水作戦終了。

△ニューゴストラウイア軍、無條件降服。午後七時停戦。
△ルーマニア軍、ユーゴ東北地方ノバト著領進駐開始。
△イギリス政府、印度軍をイラクのバスタラに上陸開始。イラク、イギリス協定によると。

四月十八日(金)
△ギリシア政府アレキサンドル・コリヂス首相急死。
△アルゼンチン政府、外國結核收政策反對を合衆國政府へ申込。
四月十九日(土)

△訪日獨逸經濟使節團、新京で滿洲經濟懇談會を開催。
△皇軍、浙江及福建沿岸各地へ海陸共同上陸作戦開始。鎮海、石浦、海門、温州、寧波等占領。

△ドイツ軍、ピンドス山脈突破。ラリツサ攻略。
△ギリシア國王ゲオルグス二世皇帝、新内閣組織。戰時内閣と稱す。

△ブルガリア軍、マケドニア著領進駐。
△フランドル政府、國際聯盟退脱通告。
四月二十日(日)

△松岡外相、滿洲里着、聲明書を發表。
△皇軍、寧波、温州を占領。
△米財務長官モーゲンソーは法幣安定資金五千萬ドル重慶政權に供與の旨言明。

△重慶政權、イギリスと協定の結果、中央ビルマ進駐開始。タイ國境方面防備強化。

△合衆國ルーズヴェルト大統領、ワシントンにてカナダのマッケンジーキング首相と會見、カナダ援助協定成立。
△イタリヤ軍、アルバニアのヤニナ方面進駐。
四月二十一日(月)

△南支上陸皇軍、福州入城。
△陸軍航空隊、ビルマルト功果橋頭堡を猛爆。
△ギリシア新内閣のエムマニス・ツードロス外相兼經濟相、首相に就任。

四月二十二日(火)

△滿、鮮一如強化に關する共同聲明を滿洲國と朝鮮總督府發表。
△ドイツ海軍、ユーゴ海にて活躍。サモトラタ島占領。

△セルビア人、獨立新政府組織。

△フィリピン政府、合衆國の許可制適用輸出品の再輸出禁止。

△イラク政府、イギリス軍第二バスタラ上陸抗議。

四月二十三日(水)

△獨逸軍、エビロス・マケドニア方面ギリシア軍との停戦協定。サロニカにて開印。ギリシア國王、クレタ島へ遷都聲明。ユーゴストラウイア政府、對ドイツ抗議繼續聲明。

△オーストラリア労働黨、オーストラリア兵ギリシア派遣非難。

四月二十五日(金)

△ドイツ軍、ナルモビレ攻略。

△イギリス政府、地中海水雷敷設發表。

△合衆國ルーズヴェルト大統領、中立哨戒區域無制限擴張聲明。

△ドイツ・トルコ通商條約開印。

△イギリス及合衆國政府、重慶法幣安定資金一千萬磅及五千萬弗提供協定成立發表。

四月二十六日(土)

△陸軍航空隊、雲南各地を猛爆。

△ドイツ落下傘部隊、コリント地峡占領、パトラス灣進駐。

四月二十七日(日)

△ドイツ軍先遣部隊、アテネ入城。ペロポネソスへ進出。

四月二十九日(火)

△陸軍航空隊、昆明を猛爆。海軍航空隊、四川湖南地方を猛爆。

△コラヌゲル將軍、新ギリシア政府組織宣言。

△イラク政府、イギリス軍第二回通過拒絕。イギリス居留民引揚發令さる。

五月一日(水)

△北支軍、河北一部の警備を治安軍と交替する旨發表。

△北支にて聯銀券以外の小額紙幣の流通を禁止す。

△我陸海軍、廣東省甲子港を奇襲す。

△海軍航空隊、景徳鎮、屯溪を猛爆。

△イギリス政府、閣員更迭、ビーヴァブルック卿、副首相就任。

△英内閣閣體制に改造。

△米國の三十四億ドル修正海軍豫算成立。

△ドイツ軍、ギリシア攻略終了。

△獨逸・匈・物のベルカン暫定協定成立。

△ドブルク獨逸激戰。

△イラク政府、イギリス軍第二回上陸に對し抗議申込。イギリス銀行統制執行ハベニアのイギリス空軍基地包圍。

△エチアト政府の五閣僚辭職。内閣改造要求の結果。

五月二日(金)

△イラク軍、ハベニヤにてイギリス軍と交戦開始。

△スペイン、對樞軸態度を表明。

△合衆國政府、イラク政府に對し、イギリス支持の際應援提供及

- △トルコ及エチオピア前国王ハイレセラシエ皇帝、アデスアベバに還御入城。
- 五月六日(火)
 - △西大別山系に新作戦展開。
 - △日本・フランス経済協定成立、印度支那問題解決。
 - △ソグイニト聯邦共産党スターリン書記長、聯邦人民委員會議長に就任。モロトフ外相、留任。
 - △イラン、トルコ國境協定成る。
 - △イラク政府對ドイツ國交再開。
- 五月七日(水)
 - △日・蘭印會談、芳澤全權フランス・モータ代表ト重要會談。
 - △領支那派遣軍總司令官、國際關係の好轉に依頼することなく作戦に邁進せんと聲明す。
 - △中原に新作戦展開、第五戦區に覆滅戦開始。
- 五月八日(木)
 - △ドイツ・フランス兩政府、占領地境界線其他に關する協定成立發表。
 - △支那派遣軍、山西、江北、浙東、閩粵四方面作戦開始。
 - △調停停戦平和條約締結交渉始まる。
 - △米ノワタス海軍長官護送準備完成を言明。
 - △米加國防經濟委員會創設。
- 五月九日(金)
 - △米、日本南層ゴム輸出許可を取消す。

- △トルコ及エチオピア前国王ハイレセラシエ皇帝、アデスアベバに還御入城。
- 五月六日(火)
 - △西大別山系に新作戦展開。
 - △日本・フランス経済協定成立、印度支那問題解決。
 - △ソグイニト聯邦共産党スターリン書記長、聯邦人民委員會議長に就任。モロトフ外相、留任。
 - △イラン、トルコ國境協定成る。
 - △イラク政府對ドイツ國交再開。
- 五月七日(水)
 - △日・蘭印會談、芳澤全權フランス・モータ代表ト重要會談。
 - △領支那派遣軍總司令官、國際關係の好轉に依頼することなく作戦に邁進せんと聲明す。
 - △中原に新作戦展開、第五戦區に覆滅戦開始。
- 五月八日(木)
 - △ドイツ・フランス兩政府、占領地境界線其他に關する協定成立發表。
 - △支那派遣軍、山西、江北、浙東、閩粵四方面作戦開始。
 - △調停停戦平和條約締結交渉始まる。
 - △米ノワタス海軍長官護送準備完成を言明。
 - △米加國防經濟委員會創設。
- 五月九日(金)
 - △米、日本南層ゴム輸出許可を取消す。

- △タイ・印度支那平和條約、日本・フランス議定書及日本・タイ議定書、東京にて調印さる。
- △日佛印貿易基本方針決定。
- △南洋貿易會基本方針決定。
- △日・獨・伊混合委員會開會。
- △ソグイニト聯邦政府、ベルギー、ノルウェイ及ユーゴスラヴィア外交代表否認通告。
- △合衆國、アルゼンチン、ブラジル各政府、ペルー・エクワドル間紛争共同調停申込。
- △米船船の交戦水域航行開始。
- 五月十日(土)
 - △清國聯合立地計畫要綱成る。
 - △ドイツ國民社會黨ルドルフ・ヘス副總統、飛行機にてイギリスへ脱出、逮捕さる。
 - △エクワドル政府、合衆國其他の共同調停受諾。
- 五月十一日(日)
 - △南京の國民政府、清海委員會設置、和平確立運動開始。
 - △重慶の蔣介石政權、中國共産黨と妥協成立。
 - △フランス政府、ユダヤ人排斥法施行豫算二百六十五萬五千法可決。
 - △スペイン政府、フランコ首席、陸軍大更迭執行。
 - △ソグイニト、ベルギー兩國間バーター協定成立。
 - △ベルギーのナチ主義分離派のフェルミナツ國及レタス會合同し決。

- △トルコ及エチオピア前国王ハイレセラシエ皇帝、アデスアベバに還御入城。
- 五月六日(火)
 - △西大別山系に新作戦展開。
 - △日本・フランス経済協定成立、印度支那問題解決。
 - △ソグイニト聯邦共産党スターリン書記長、聯邦人民委員會議長に就任。モロトフ外相、留任。
 - △イラン、トルコ國境協定成る。
 - △イラク政府對ドイツ國交再開。
- 五月七日(水)
 - △日・蘭印會談、芳澤全權フランス・モータ代表ト重要會談。
 - △領支那派遣軍總司令官、國際關係の好轉に依頼することなく作戦に邁進せんと聲明す。
 - △中原に新作戦展開、第五戦區に覆滅戦開始。
- 五月八日(木)
 - △ドイツ・フランス兩政府、占領地境界線其他に關する協定成立發表。
 - △支那派遣軍、山西、江北、浙東、閩粵四方面作戦開始。
 - △調停停戦平和條約締結交渉始まる。
 - △米ノワタス海軍長官護送準備完成を言明。
 - △米加國防經濟委員會創設。
- 五月九日(金)
 - △米、日本南層ゴム輸出許可を取消す。

- △イギリス空軍、シリアの空軍基地爆撃開始。ドイツ機着陸の爲。
- △英イーデン外相、對日強硬を聲明。
- △イラクのダハ・エル・ハレメ前首相急死。
- 五月十五日(木)
- △皇軍、江北第二期戦を開始。張家口を占領。
- △ソ聯、泰バーター制を實施。
- △合衆國ルーズヴェルト大統領、フランス・ドイツ提携反對放送。
- △クロアチア政府、君主制施行宣言。クレシミル王家再興。
- 五月十六日(金)
- △海軍航空隊重慶、洛陽を空襲す。
- △イギリス政府、地中海全面水雷敷設公表。
- 五月十七日(土)
- △フランス政府、ダカル其他植民地侵略の際武力抗爭聲明。
- △アルゼンチン政府、海運業統制施行。
- △トルコ政府、二十五歳乃至四十五歳男子全部動員。
- 五月十八日(日)
- △合衆國政府、敵性外人全國的檢査開始。
- △米ハル長官、自由貿易確立を強調。
- △イタリヤ政府、ダルマチア地方併合。
- △新タロアチア國王トミスラヴ二世皇帝(前イタリヤのスポレト公)即位式、ロオマのキリナル宮にて舉行。
- △フランス政府、シリア及レバノンのイギリス領事館閉鎖命令。

- △シリア總督ダンツ將軍、シリア武力防衛宣言。イギリス機撃退。
- 五月十九日(月)
- △比島軍需器材輸出防止法米兩院を通過す。
- △スペイン政府、閣員大更迭。スネル外相、フフランへ黨政治部長に就任。
- 五月二十日(火)
- △在支米海軍兵引揚げ。
- △ドイツ軍、クレタ島上陸作戦開始。
- △イギリス政府、フランス領事館の特權特權。英佛國交事實上斷絶。
- △英、イラクを攻撃。
- △米、市民防衛局を設置。
- 五月二十一日(水)
- △皇軍、江南地區に新作戦展開。
- △日清企業創立。
- △比、日支向重要物資輸出許可制を停止。
- △ドイツ政府、パリ駐劄外國代表立退命令。
- △ソグイニト聯邦、デンマルク通商條約追加協定調印。
- 五月二十二日(木)
- △海軍航空隊、成都、蘭州を猛爆。
- △ドイツ、スモール進駐。
- △イギリス政府、イーデン外相、フランス國內の敵性地點爆撃軍

- △フランス政府、中米マルチニツク島守備隊の對、合衆國防衛命令。
- △イギリス官憲、日本船十一隻黒旗記號、交易便宜制案。
- △サウヂ・アラビア政府、トランスヨルダンの都市アカバ讓渡要求をイギリス委任統治政府へ提出。
- 五月二十三日(金)
- △中支軍、江北作戦完了、戦果發表。
- △蘭印の土民徴兵令上程さる。
- △ダルラン佛副首相對獨協力を強調す。
- △合衆國産業別團體會議加盟合同自衛軍工組合、フォード会社のリヴァルルーチ及リンカン工場の代表權獲得。
- 五月二十四日(土)
- △滿洲國本年度資金調整額を決定。
- △我方、浙江省政府へ保管建物を返還す。
- △アイルランド沖にて英海海戦、英戦艦フッド沈没さる。
- △レダール提督對米態度を闡明す。
- 五月二十五日(日)
- △皇軍、岳州東方に新作戦を展開、沔河上流の包圍大破滅戦展開す。
- △ギリシア政府及ゲオルギオス二世皇帝クレタ島よりカイロへ亡命。
- 五月二十六日(月)

- △海軍航空隊、天水南郷を猛爆。
- △オランダ政府、強制労働法發布。十八歳乃至二十五歳男女全部徴用。
- △ニヂアト政府、ギリシア國王特權特權拒絶。
- △イギリス軍、バダグットに迫る。イラク新政府のガイラム首相亡命。
- 五月二十七日(火)
- △シンガポールに英海軍分隊設置。
- △合衆國ルーズヴェルト大統領、無制限非常狀態宣言。
- △日本・イラン友好條約(一九三九年十月調印)批准交換。
- △ドイツ軍、クレタ島カネア占領。
- 五月二十八日(水)
- △蘭印、日本向ゴム輸出制當量を通告。
- △合衆國ルーズヴェルト大統領、輸出統制をフィリピンに適用すべし決議可。
- △フランス政府、獨伊休戰協定緩和及空軍再建公表。
- 五月二十九日(木)
- △比島輸出統制法を實施。
- △獨、無通商協定成立。
- △イタリヤ軍、クレタ島上陸。ドイツ軍カンチア占領。
- △フランス政府、イギリス空軍のスフファタス及シリア基地爆撃、抗議。
- 五月三十日(金)

- △皇軍の中原作戦終了。
- △合衆國政府、國防運輸局設置。
- 五月三十一日(土)
- △蒙古政府行政機構の改革断行。
- △海軍部降、本年度の戦果を発表す。
- △米、重慶に治外法権擴張を確約。
- △フランス軍、赤道アフリカ植民地恢復行動開始。
- △ドイツ、滿洲國通商協定期限延長調印。
- △ドイツ、トルコ通商協定期間印。
- △イラク軍、英に休戦を提議す。
- △印度政府、強制農業労働制施行。
- 六月一日(日)
- △海軍航空隊、重慶、雲南、貴州、兩省猛爆。
- △イギリス軍、クレタ島撤退開始。
- △イラク交戦停止、エミル・アブドゥル・イラ前攝政バグダッドへ歸還。
- 六月二日(月)
- △ヒットラー總統、ムッソリニ首相とブレンナー特にて會見。
- △ドイツ軍、クレタ島完全占領。
- △ニヂェアト(亡命中のギリシア政府、總辭職、ツードロス首相、少數閣員政府組織。
- △米ハル長官、對日ソ輸出許可制強化の旨言明。
- △獨ソ軍本協定脱行はる。

- 六月三日(火)
- △英、在米情報本部をニューヨークに設置。
- △合衆國々會海軍委員會、合衆國及カナダと滿洲及ニュー・ジージーランド間の海運業を合衆國にて引受協定成立發表。
- △ソニエツト聯邦政府、ギリシア政府承認撤去。
- △イラクのアブドゥル・イラ攝政、新内閣任命、ヂャミール・マドフアイ首相、フェイサル二世皇帝歸還、バグダッド戒嚴施行令。
- 六月四日(水)
- △ドイツ前國王ウイヘルム二世皇帝崩御。
- △イギリス商務省、シリア及レバノンを敵地と宣言。
- △ニヂェアト政府、シリアをドイツ・イタリア領と認め通商禁止、フツセイ・シリヤ・パシヤ首相、辭職。
- △ナリイ政府、船舶統制開始、外國へ賣却貨物禁止。
- 六月五日(木)
- △皇軍、中原作戦の戦果發表。
- △合衆國海軍委員會、一九一六年船舶法による海運業統制實施、ハル國務長官ドイツ及フランス間協力は合衆國其他諸國の權利侵害なりと聲明。
- △イギリス政府、重慶政權援助資金五百萬磅提供調印。
- 六月六日(金)
- △日・蘭會議の對日回答を蘭印領事館に手交し、停頓狀態となる。
- △泰・英石油交渉成立。

- △合衆國ルーズヴェルト大統領、外國船隻發法裁可、海軍委員會八十四隻發發表、ハル長官、ドイツと協力の爲フランスを侵略國と認むと聲明。
- 六月七日(土)
- △ニヂェアトのワフド黨、シリヤ・パシヤ首相の舉國內閣参加拒絕、親英政策反對の結果。
- △合衆國政府、開戦當時フランスと締結せしフランスが西半球の合衆國利益を侵害せざる旨の協定公表。
- △日本政府、クロアチア國承認。
- 六月八日(日)
- △合衆國ルーズヴェルト大統領、罷業中の北米飛行機會社イングルウッド工場従業員の復業命令、軍隊出動準備、産業別團體會議所屬労働組合、復業拒絕。
- △イギリス軍、自由フランス軍と共同、シリア進軍開始、フランス政府、ベタン主席、シリヤ總督ダンツ將軍に抗戦命令。
- 六月九日(月)
- △日・滿經濟懇談會を新京で開催。
- △日・蘭印會談の我方使節に對して回調を發送す。
- △米、百億ドル豫算下院通過。
- △米洲軍事會談開く。
- △合衆國政府、北米飛行機會社イングルウッド工場罷業に軍隊派遣、同會社經營を接收。
- 六月十日(火)

- △イタリイ、ギリシャ全土を占領。
- △モンテネグロ國の復活をバルカン新國境確立で決定。
- △フランス政府ダラン副主、ドイツと全面的協力聲明。
- △ドイツ政府、シリヤへドイツ兵派遣否認。
- △合衆國政府、去月二十七日のルーズヴェルト大統領演説に關するポルトガル政府の抗議に對し、合衆國のポルトガル領土侵略の意圖なしと回答。
- △デンマルク政府、反ドイツ示威運動禁止。
- 六月十一日(水)
- △ブラジル政府、ゴム其他輸出許可制適用商品輸出禁止、國內産業保護の爲なりと。
- 六月十二日(木)
- △日本・ソヴェツト聯邦通商支拂協定成立。
- △合衆國政府、去月二十一日南米沖に於けるドイツ潜水艦の合衆國汽船撃沈事件公表、合衆國最高法院判事更迭の結果、定員九名中六名はルーズヴェルト派となる。
- △イギリス帝國及聯合國間の第一回會議ロンドンにて開催。
- 六月十三日(金)
- △イタリイ政府、既婚労働者の家族手当増額發令。
- △ポロヴィア内閣辭職、カスチロ大統領、各派聯合内閣組織。
- 六月十四日(土)
- △支那派遣皇國海軍、南支航行禁止區域擴張宣言。
- △合衆國政府、ドイツ、イタリア其他歐洲諸國の資金凍結命令。

ニユー・ヨーク港口水雷敷設報告。
 △フランス政府、合衆國のハル國務長官反駁、ドイツとの協力はフランスの自主的決定によると發表。
 六月十五日(日)
 △國民政府と協力清海工策の徹底化を中支軍發表。
 △合衆國ルーズヴェルト大統領、國防産業労働者の人種的差別撤廃報告。
 △クロアチア國、日獨伊三國同盟加入。ヴェネチアにて調印。
 △北アフリカのイギリス軍、リビア攻勢作戦開始、カブツオ攻勢。ドイツ・イタリア軍、シヂ・オマト及ソルム包圍態勢をとる。
 六月十六日(月)
 △海軍航空隊、梁山を猛爆。
 △日本・ソヴェット聯邦間滿蒙國境協定ヲタにて調印。
 △合衆國政府、ドイツ領事館閉鎖及館員國外立退命令。外國船隻用令によりデンマルク船六隻接収。
 △イタリア政府、合衆國の資金凍結命令。
 △重慶國民政府、全國財政會議開催。イギリス及合衆國の法幣安定委員参加注目さる。
 六月十七日(火)
 △日・蘭印會談、芳澤大使とスタルケンボルグ蘭印總督と重大會議。
 △滿鐵現地圖整理定作業開始。

△南京國民政府汪精衛主席、東京訪問。
 △ドイツ政府、合衆國政府のドイツ領事館追放抗議、ドイツ國內在住合衆國人資産沒收。
 △イタリア政府、イタリア人の合衆國內支拂禁止。
 △オーストラリア政府、全面的戰時政策施行發表。
 △イギリス軍のリビア攻勢作戦失敗。
 六月十八日(水)
 △日本・東印度會商遂に成立せず、日本代表引揚發表。
 △ドイツ・トルコ友好協定成立。アンカラにて調印。
 △イギリス經濟戰務省、ベツアモ港封鎖宣言。
 △北アフリカのドイツ・イタリア軍、リビア大會戰勝利報告。イギリス軍撤退。
 △重慶國民政府、ビルマ國境協定成立發表。
 六月十九日(木)
 △ドイツ及イタリア各政府、國內及占領地内の合衆國領事館及エキスプレス社閉鎖命令。
 △シリアのフランス軍、防戦成功。ドゴール派自由フランス軍、イギリス軍司令部より脱退。パレスチナ軍司令部ウィルソン中將フランス側の降服拒絶により、ダマスカス總攻撃開始。
 △フィンランド政府、國際聯盟脱退公表。
 △トルコ政府、バグダット鐵道保護の爲シリア派兵に關するイギリスの要求拒絶。
 六月二十日(金)

△合衆國ルーズヴェルト大統領、國會へ特別致書提出。海洋自由擁護力説。
 △フィンランド政府、豫備兵全部召集。國內檢閲制度施行。
 △ウルグワイ政府西半球防衛の爲アメリカ諸國の基地共同使用提案。
 六月二十一日(土)
 △合衆國政府、敵性外人出入國統制法規發布。
 六月二十二日(日)
 △ドイツ政府、ソヴェット聯邦に宣戰布告。イタリア政府、ソヴェットと戰爭狀態宣言。ルーマニア、スロバキア、クロアチア各國、ソヴェットと國交斷絶。トルコ及スウェーデン中立聲明ドイツ及ルーマニア軍、行動開始。ソ聯對獨戰爭宣言。
 △フィンランド政府、労働者總動員令發布。銀行支拂停止命令。
 六月二十三日(月)
 △イギリス・ソヴェット間全面的協力協定成立。
 △ラトヴィア及リツアニア獨立運動開始カヂス・スキルベ將軍、新リツアニア政權組織宣言。且反ソヴェット戰參加聲明。
 △ドイツ軍、プレス・リトウスタ攻勢。
 六月二十四日(火)
 △イギリス及合衆國政府、ソヴェット聯邦援助聲明。合衆國政府、ソヴェット聯邦資金一部凍結解除。
 △イタリア政府、合衆國人の出國禁止。
 △スペイン政府、ボルネウ・グイズムは仇敵なりと宣言。各地に反

ソヴェット及反英示威行はる。
 △ドイツ軍、コフノ攻勢。スロヴァキア軍行動開始。
 六月二十五日(水)
 △合衆國政府、外人入國新査證規則施行ドイツ・ソヴェット戰爭には中立法適用せずと聲明。
 △フィンランド政府、對ソヴェット聯邦交戰狀態宣言。
 △スウェーデン政府、中立宣言、防備強化、ドイツ軍の通過許可公表。
 六月二十六日(木)
 △ドイツ軍、リガ攻勢。
 △イタリア對ソ遠征軍派遣。
 △オーストラリア内閣改造。メンヂーズ首相、新政府構成發表。
 △イラン政府、ドイツ・ソヴェット戰爭に中立通告。
 六月二十七日(金)
 △日・蘭印會談、芳澤使節ベタビヤを出帆。
 △ハンガリア政府、對ソヴェット正式宣戰、デンマルク政府、對ソヴェット國交斷絶、非交戰狀態維持聲明。スペイン政府、反ソヴェット義勇兵組織。フィンランド政府、青白書發表、ソヴェット聯邦の媾和條件違反指摘。
 △ブラジル政府ヴァルガス大統領、歐洲移民の不穩運動否認。合衆國側の宣傳反駁。
 △ソヴェット聯邦政府、國防強化の爲從業時間三時間延長、殘業手當支拂及屬限制廢止命令。

- 六月二十八日(土)
 - △日本政府、南京國民政府に三億圓クレヂット許可。
 - △ドイツ軍、レンベルグ及ピアリストック攻略。
- 六月二十九日(日)
 - △前ボートランド首相イグナス・ヤン・パデレウスキー、ニューヨークにて死去享年八十一歳。
 - △フィンランド軍、ドイツ軍と協力、南北國境に互り行動開始。
 - △ナチー政府、中立嚴守の爲、共產黨の示威運動禁止。
 - △アルゼンチン政府、反全體主義示威運動禁止。
- 六月三十日(月)
 - △フランス政府、外交官の不穩行動の爲ソヴィエツト聯邦と國交斷絶、ソヴィエツト人檢束。
 - △ソヴィエツト聯邦政府、勞働者強制徵集令施行。
- 七月一日(火)
 - △國民政府我軍の協力の下に清海工作を開始す。
 - △ドイツ、イタリヤ、ルーマニア、スロヴァキヤ、クロアチヤ、スペイン、ハンガリ、セルビアの各國、滿洲國正式承認。
 - △ソヴィエツト聯邦政府、國防委員會創設スターリン、國防委員長就任、憲法停止。
 - △ドイツ軍、リガ及ルツク攻略、ソヴィエツト軍、レンベルグ撤退。
 - △フランス政府、ソヴィエツト聯邦責成凍結、ドイツ當局と協力、ソヴィエツト人檢束。
- 七月二日(水)
 - △合衆國政府、ウルグワイ提唱の西半球共同防衛案を二十一箇國に採用勸告。
 - △重慶蔣介石政權、ドイツ、イタリヤ其他福軸諸國と國交斷絶。

- 七月三日(木)
 - △ソヴィエツト聯邦政府スターリン主席、焦土戰術聲明。
 - △スペイン・ポルトガル經濟協定調印。
- 七月四日(金)
 - △英・ソ、イランに軍隊通過を要求。
 - △イラン政府、イギリス及ソヴィエツト聯邦の軍隊通過要求拒絕。
 - △獨軍ベレダナ河渡河。
 - △日本、印度支那銀行協定調印。
- 七月五日(土)
 - △日本、泰條約及日本・フランス・印度支那及日本・泰議定書批准交換。
 - △オランダ駐劄ドイツ官憲、黨員少數にて不逞行動の科によりカトリック國家黨、社會勞働黨、其他政黨解散命令。
 - △ベルギー・ルクアドル國境交戦開始、日本人、ベルギー軍参加の虞説流布さる。
- 七月六日(日)
 - △重慶政權治外法權の回收を聲明。
 - △アフガニスタン國王モハメド・ザヒルシャハ皇帝、國會にて中立嚴守聲明。

- 七月七日(月)
 - △我軍、北支軍管工場を國民政府側に返還。
 - △合衆國政府、アイスランド政府と協定成立、同島へ軍隊進駐、イギリス守備兵と交替せしむ。
 - △ベルギー・ルクアドル國境衝突。
- 七月八日(火)
 - △獨・伊のニューゴイ分割協定成る。
- 七月九日(水)
 - △イギリス政府、チャーチル首相、ドイツ軍のアイスランド進攻の際英米海軍共同防衛の計畫聲明。
 - △英、佛にシリア休戦條件を提示。
 - △合衆國、アルゼンチン及ブラジルの三國政府、ベルギー・ルクアドル交戦調停申込。
- 七月十日(木)
 - △合衆國政府、サン・フランシスコ港口水雷敷設宣言、ハル國務長官、ポルトガルの中立尊重確言。
 - △佛、對英シリア休戦協定を拒否。
- 七月十一日(金)
 - △イギリス、バンコックに經濟戰爭省分局を設置。
 - △イギリス、泰國境附近に兵力を集注。
 - △佛領印度支那政廳、聯邦會議設置。
 - △南領東印度議會、土人徵兵制可決。
 - △ドイツ軍、スマタリン線突破行動開始。

- 七月十二日(土)
 - △香港政廳、海軍義勇兵を召集す。
 - △米國技術顧問官重慶に到着す。
 - △英佛シリア休戦協定成立。
 - △モンテネグロ憲法起草議會、獨立宣言イタリヤ皇帝に攝政任命奏請。
 - △イギリス・ソヴィエツト聯邦軍事協定成立、對ドイツ戰協力及軍調不協和規定。
- 七月十三日(日)
 - △ドイツ軍、スマタリン線各所突破。
 - △合衆國國會、ルーズヴェルト大統領の西半球以外への派兵權要求反對決定。
- 七月十四日(月)
 - △合衆國政府、太平洋基地強化決定、ウエルズ國務次官、ポルトガル領土不侵略聲明。
- 七月十五日(火)
 - △英・重慶軍事同盟最後の取極め行はる。
 - △米大統領陸軍兵役年限延長を言明。
 - △メキシコ政府、合衆國と協定、重要原料品輸出禁止。

- 七月十六日(水)
 - △米、マニラ灣に機雷敷設を發表。
 - △ドイツ軍、スモレンスクへ進出。
 - △ベルギー政府、國境紛争調停受諾。
- 七月十七日(木)
 - △合衆國政府、南アメリカ在住ドイツ及イタリア系會社及商人暴作を禁、合衆國商人の取引禁止。
 - △ドイツ及ルーマニア軍、ベッサラビアのキシネフ攻略。東部戦線、大激戦展開。
 - △ソグイェット聯邦政府、赤軍政治委員制復活。食糧品其他配給券制度施行。
 - △北アイルランド政府アンドリュース首相、同地に於ける合衆國の自由行動承認、派兵歡迎言明。
- 七月十八日(金)
 - △皇軍、第二十二次重慶猛爆。
 - △ドイツ及フ、ンランド軍、ラドガ湖畔及カレリア地方九十哩進出、レニングラド地區に侵入。
 - △フランス政府、ビエル・ビュシエ内相任命。
- 七月十九日(土)
 - △泰・佛印爲替協定調印。
 - △華北統帥の對日供給本極。
 - △メキシコ労働者總同盟トレダノ會長、合衆國の暴表記録の千八百會社國有提案。

- △ボリウエア政府、全國戒嚴令施行。ドイツ公使の立退要求。
- △フィンランド政府、滿洲國承認。
- △ハンガリア共産黨老闘士ベラ・クン、ウクライナ反革命派に逮捕さる。
- 七月二十日(日)
 - △ソグイェット聯邦政府スタラン主席、國防大臣兼任。
 - △イギリス内閣改造。ペトラー外務次官文相任命。ダフ・クーパー前情報相、極東派遣。
- 七月二十一日(月)
 - △米、印度へ初めて辨務官を駐在せしむ。
 - △合衆國ルーズヴェルト大統領、徵兵服役期間延長改善を國會へ提出。
- 七月二十二日(火)
 - △合衆國政府外交代表トマス・マレー・ウィルソン、印度へ派遣さる。印度政廳、ギルヂャ・シヤカル・パヂバイを外交代表として合衆國駐劄任命。
 - △泰・印度支那通商協定成立。
 - △合衆國の太平洋開發會社、エクスアドル領ガラバゴスのアルペマール租借交渉成立。
- 七月二十三日(水)
 - △南京國民政府任精衛主席、日本政府近衛首相と與重篤力聲明交結。

- △印度政廳、地方及中央政府聯絡の爲、國防會議設置。
- 七月二十五日(金)
 - △合衆國政府、日本資産凍結。支那資産も凍結。
- 七月二十六日(土)
 - △日本、印度支那共同防衛協定成立。
 - △イギリス政府、對日本通商條約全部廢棄。イギリス領各地政府日本資産凍結。
 - △合衆國政府、フィリピン軍隊指揮權掌握。極東陸軍司令部を設置。
- 七月二十七日(日)
 - △米海軍太平洋沿岸哨戒の補助艦隊組織を發表。
- 七月二十八日(月)
 - △合衆國、邦船荷揚に許可制を施行。
 - △スペイン政府、外人銀行任意的國有化令發布。
- 七月二十九日(火)
 - △日・佛印共同防衛成立。
 - △東印度政廳、日本資産凍結。一九四〇年石油協定廢棄。輸出許可制施行。
 - △滿洲國及蒙疆兩政府、英米資産凍結。
- 七月三十日(水)
 - △皇軍、印度支那南部へ進駐。
 - △南京國民政府、指定人資産處理辦法公布。

- △ソグイェット聯邦ロンドン亡命のポーランド政府と軍事協定締結、兩國間交戦状態停止及捕虜釋放決定。
- △合衆國ルーズヴェルト大統領、最高價格制定權其他インフレ防止措置を國會に要求。
- △イギリス政府、ドイツ人立退命令をイラン政府に要求。イラン側、拒絶。
- 七月三十一日(木)
 - △合衆國政府、經濟國防局設置。
 - △華北政務委員會、貿易國決濟決定。
- 八月一日(金)
 - △泰國政府、滿洲國承認。
 - △泰國銀行對日供款供與の瞭解成立す。
 - △ベルマ、對日取引を禁止す。
 - △英國政府、芬蘭と國交斷絶。
 - △合衆國政府、油類輸出禁止、對日石油禁輸強化を發令。生産管理局、生絲供給凍結明日より實施。國內生絲加工業に停止命令。
- 八月二日(土)
 - △滿洲國政府、クロアチア承認。
- 八月四日(月)
 - △米、日・佛印共同防衛に對し對佛強硬態度を宣言。
 - △皇軍印度支那進駐増強完了。
 - △佛・佛印防衛は日本に依存すとの聲明發表。
 - △合衆國政府、對ソ通商條約更新。

- 八月五日(火)
 - △瀛洲及新西蘭政府、フィランドと國交斷絶。
 - 八月六日(水)
 - △米英、南方問題牽制の對日共同宣言發表。
 - △米、授ソ極東向軍需資材第一回發送を發表。
 - △獨逸軍、スモレンスク地方包圍戰完了。
 - 八月七日(木)
 - △蒙古政府に中央總力委員會創設さる。
 - 八月八日(金)
 - △アメリカ勞働總同盟執行委員會、ソウイェット援助決議。對ソ同盟反對。
 - △英國及ソ聯政府、イラン政府に獨逸人立退命令要請。
 - △デンマーク、クロアチアを承認。
 - 八月九日(土)
 - △佛蘭西政府、獨逸の歐洲新秩序案承認。
 - 八月十日(日)
 - △泰國中立を聲明。
 - 八月十一日(月)
 - △華北政府、爲替管理規則を公布。
 - △イラン、中立を聲明。
 - △英國及ソ聯政府、トルコの領土尊重及一九三六年モントルー條約遵守共同通牒。
 - 八月十二日(火)

- △佛印、全面的輸出禁止を發表。
- △米、五百億ドル國防豫算を發表。
- △合衆國政府、葡萄牙、瑞西、西班牙、ソ聯及瑞典資産凍結解。
- △佛蘭西政府、ダルラン副首相を國防相に任命、全軍統率權賦與。
- 八月十三日(水)
 - △米、八時間勞働制の停止を大統領令で發表。
 - 八月十四日(木)
 - △航空機用ガソリンのウラジオウ向輸出を發表。
 - △北支皇軍、晋察冀共産軍掃蕩戰開始。
 - △英米兩國政府、チャーチル首相とルーズヴェルト大統領の海上會見の結果發表。八箇條原則公表。
 - △ナチス獨裁打倒の共同宣言發表。
 - △ソ聯、スモレンスク放棄を公表。
 - 八月十五日(金)
 - △英、シンガポールに大増援部隊を派遣。
 - △英國政府、東亞諸國向輸出禁止。
 - △丁抹政府、滿洲國承認。
 - 八月十六日(土)
 - △南京國民政府行政院改造。
 - △日泰兩國間の公使館を大使館に昇格。
 - 八月十七日(日)
 - △英ソ通商協定成立、英の對ソ融資一千萬磅と發表。

- 八月十八日(月)
 - △デンマーク、國民政府を承認。
 - △ソ聯、キングイェツプ放棄を發表。
 - 八月十九日(火)
 - △對日貿易壓迫に英・蘭の瞭解成立。
 - △蘭印、石油輸出許可に蘭印自由意志を保留。
 - △泰國内閣改造。
 - △合衆國大統領、徵兵其他服役期間延長法裁可。
 - △ソ聯、對米現金送開始。
 - 八月二十日(水)
 - △滿洲、外蒙國境劃定委員ノモンハン附近の國境劃定現地作業終了。
 - △重慶政權、デンマークと國交斷絶。
 - △獨逸政府、キニーベ領事館閉鎖命令。
 - △米、授ソ武器貸與法を適用することなく現金融資と判明。
 - △獨・ソ間にノヴゴロド地區にて激戰展開。
 - 八月二十一日(木)
 - △泰・佛印國境劃定委員會開かる。
 - △米大統領、英米共同宣言補足の特別敬書發表。
 - △アラスカ代表、ベリリング諸島を米國軍事とせよと力説。
 - △ソ聯、米に十億ドルの軍需品を發注。
 - △濠首相、ソ聯援助を聲明。
 - △赤軍ゴメル地區を放棄。

- 八月二十二日(金)
 - △滿洲國經濟顧問會議開催。
 - △メキシコ、獨逸領事館の閉鎖要求。
 - △獨逸軍オナヤコフ占領。芬軍グクスホルム、キグイネアの二要地占領。
 - △獨、赤軍五百萬の損失と開戰以來の獨軍戰果を發表。
 - △ソ聯、赤軍七十萬獨軍二百萬の損失と發表。
 - 八月二十三日(土)
 - △合衆國政府、勸業中のカーネー造船所國家管理命令。
 - △佛蘭西政府、共産主義運動特別裁判所令發布。
 - 八月二十四日(日)
 - △滿洲國、一億圓の増稅原案を可決。
 - 八月二十五日(月)
 - △ニヂプト・佛印の通商關係斷絶。
 - △英國及ソ聯軍、イラン通駐開始。
 - △ヒットラー總統及ムッソリニ首相、東部戰線にて會合。二十九日迄繼續。
 - 八月二十六日(火)
 - △蘭印經濟相、對日物資供給せずと議會で演説。
 - △米大統領、重慶に軍事使節派遣を發表。
 - 八月二十七日(水)
 - △イラン内閣總辭職。
 - 八月二十八日(木)

- △イラン新政府、對英ソ停戦命令。
- △合衆國政府、軍需優先配給會議設置。
- 八月二十九日(金)
- △ヒットラー、ムツソリーニ、共同宣言發表。
- 八月三十一日(日)
- △スマリン主席、ソ聯軍のカレリア地峡撤退命令。昨日ウイボル
- △セルビオ新政府組織。首相ミラン、ネヂッチ將軍。
- 九月一日(月)
- △米東軍への石油輸送に外國船の使用許可を發表。
- △合衆國大統領、勞働大衆のヒットラー打倒に奮起を勞働界の放
- 送にて激勵。
- △メキシコ大統領、對米接近能力を言明。
- △英、亡命チエッコ政府を承認。
- 九月三日(水)
- △皇軍、滿州方面を撤退。
- △ビルマ政權、合衆國の支那向輸出品通過税廢止。
- △米海軍、兩洋艦隊建造計畫を發表。
- △メキシコ、米輸入對米借款特別協定成立。
- 九月四日(木)
- △泰國議會、非常權法可決。
- △合衆國軍艦、水島沖にて襲撃さる。
- △英、カナダ兩首相の英加協力演説。

- 九月五日(金)
- △合衆國大統領、米艦襲撃の敵艦「除去」命令。
- △ドイツ軍、レニングランド總攻撃開始。
- 九月六日(土)
- △皇軍、重慶の西北輸送路潰滅すと發表。
- 九月八日(月)
- △滿洲國新第二期五ヶ年計畫決定。
- △日滿農政研究會懇談會開催。
- △英、カナダ、ノルウエー混成軍、スピツベルゲンに上陸すとカナ
- ダ當局發表。
- △合衆國農相、農業大増産計畫發表。
- 九月九日(火)
- △米商船擧沈事件に強硬態度を表明。
- △イラン對英、ソ聯停戦條約調印。
- △英米貿易制限協定成立。
- 九月十日(水)
- △滿洲國勞務新體制確立要綱決定。
- △滿洲駐屯地警備官、共產黨の組織、彈壓、勞働組合首腦二
- 名死刑。
- 九月十一日(木)
- △合衆國大統領、防衛水域内敵艦擧沈命令。
- △ハル長官、防衛水域は獨の行動如何に依り決まると發表。
- △メキシコ、米大統領支持を表明。

- 九月十日(日)
- △牙利政府市民動員法施行、對ソ決意を表明。
- △ソ聯、タレメンチユグの撤退を認む。
- 九月十三日(月)
- △重慶政府、國防委員會を招集し國對問題對策を討議す。
- △米大統領、武器貿易法實施以來の成績を發表。
- △米海軍長官、ツクス、實力掩護を聲明。
- △英國共產黨機關新聞發行許可さる。
- △アルゼンチン國會、獨逸大使追放決議。
- 九月十六日(火)
- △南支派遣皇軍、廣東市テロー播聲明。
- △合衆國海軍、輸送船護送開始。
- △イラン國王、パーレヴィ皇帝退位。
- △自由佛蘭西派、シリア共和國獨立宣言。
- △巴里の獨逸軍當局、反獨運動彈壓警告。
- △加奈陀政府、罷業禁止法制定。
- 九月十八日(木)
- △中支派遣皇軍、湖南作戰開始。
- △西班牙、滿洲國友好通商條約成立。
- △米船擧襲撃し政府撤用令を發動す。
- △獨逸軍、クリミア半島進軍を發表。
- 九月十九日(金)
- △獨逸軍、キエフ攻略、ドルト海ニセル島に上陸と發表。

- 九月二十日(土)
- △南支派遣皇軍、西江方面掃蕩開始。獨軍ボルタダア占領。
- △羅馬尼亞政府、全國非常狀態宣言。
- 九月二十一日(日)
- △米、中立法の改廢を考慮中と言明。
- △米、比軍の協力強化を比大統領米側と協議す。
- 九月二十二日(月)
- △帝國在支總領事會議開催。
- △佛蘭西農相農村、復興計畫發表。
- △ソ聯、キエフ陥落を認む。
- △獨逸軍、アソフ海に到達、クリミアの赤軍孤立と發表。
- 九月二十三日(火)
- △英國政府、芬蘭軍國外進出停止警告。
- 九月二十四日(水)
- △南支派遣皇軍、北江方面作戰開始。
- △獨、マルク貨の伊及び伊領流通に關する獨伊協定成る。
- △英國獨逸聯合國會議論會にて開催。戰後歐洲食糧對策決議。
- △英、ソ軍のテヘランに於ける衝突説傳はる。
- △ブルガリア、對ソ戰爭を否定。
- 九月二十五日(木)
- △英支那總領事官、シンガポールの米軍使用に應ずる旨聲明。
- △ヒリッピンで外人財産調査令發動。
- △倫敦亡命自由佛蘭西派、國民委員會創設。議員任命。

- 九月二十七日(土)
 - △中支皇軍、長沙攻略。
- 九月二十八日(日)
 - △ボヘミア・モラヴィア、共産派叛動。ユリアス首相逮捕ヲ。
- 九月二十九日(月)
 - △英米ソ聯三國會談モスクワにて開催。
 - △ロンドン亡命希臘政權ツードロス首相、新内閣組織。
- 九月三十日(火)
 - △南支派遣皇軍、西江作戦終了、新行動開始。中支派遣軍、株州占領。
 - △英國トルコ新通商條約成立。
- 十月一日(水)
 - △芬軍、ベトログゾウツク占領。
 - △モスクワの三國會談終了。武器原料品交換協定成立。
- 十月二日(木)
 - △中支派遣皇軍、長沙方面撤去。北支軍河南作戦開始。
 - △獨逸軍、東部戦線大攻勢開始。
 - △ペルー・エクワドル國境協定成立。
- 十月三日(金)
 - △英東亞軍司令官、ビルマ經由にて授勲強化を言明。
 - △獨逸總統、ソ聯へ和平を提議すとニユーヨークタイムズ發表。
 - △米大統領、中立法の改訂は心至と言明。
 - △滿洲リアデン内閣辭職。

- 十月四日(土)
 - △北支派遣皇軍、鄭州攻略。
 - △帝國、ポーランドの存在を否認大使館の廢止を通告。
 - △合衆國・ブラジル武器貸與法借款成立。
- 十月五日(日)
 - △米英東亞軍首腦部の米英マニラ會談終了。
- 十月六日(月)
 - △英政府、邦人の資産凍結を強化。
 - △英國及蘇聯政府、アフガン政府に獨逸人立退命令強請。
 - △滿洲労働黨内閣成立。
- 十月七日(火)
 - △芬蘭政府、英國の警告拒絕發表。
 - △獨逸軍、マリウポリ、ベルヂヤンスク占領を發表。
 - △フィンランド、英よりの即時停戦建議の覺悟を拒否す。
- 十月八日(水)
 - △對日石油全面的輸出禁止に關する米・英・蘭の協定成立すとワシントンより報ぜらる。
 - △英米重慶三國會談、香港にて開催。
 - △パナマ反獨逸革命、首謀グクルヂア法相及大統領就任。
 - △獨逸及土耳其兩政府、去六月の友好條約不變聲明。
- 十月九日(木)
 - △合衆國大統領、國會へ中立法改正要求。
 - △獨逸・トルコ通商協定成立。

- 十月十日(金)
 - △米、武器貸與追加豫算五十九億八千五百萬ドル下院通過。
 - △中國人民政府、絹糸布輸出許可制布告。
- 十月十二日(日)
 - △伊・勃通商追加協定調印。
 - △ソ聯、ブリヤンスク地區放棄を發表。
- 十月十三日(月)
 - △米・南印軍本會談開始。
- 十月十四日(火)
 - △日本・葡萄牙兩政府、パオ・チメル定期航空路協定成立發表。
 - △合衆國・アルゼンチン通商條約成立。
 - △ソ聯、マリウポリ放棄發表。
- 十月十五日(水)
 - △ノモンハン附近滿蘇國境確定し調印終了。
 - △ソ聯、帝國大使館に引揚移轉方を通告。
 - △エクアドル政府、日・エ貿易に補償制採用を通告。
- 十月十六日(木)
 - △獨逸軍、カルガカリニン占領を發表。
 - △駐ソ帝國大使館、ソ聯政府と共にモスクワを引揚グライヴシエフに移轉す。
- 十月十七日(金)
 - △合衆國大統領、資材徵用法裁可。
 - △フランス政府、敗戦責任者收監公告。

- △アフガン政府、獨逸人及伊太利人立退命令。
- △商務院禁止條項廢棄案、米下院を通過す。
- △ソ聯、オデッサ放棄を公表。
- 十月十八日(土)
 - △倫敦亡命和蘭政府、日米開戦の際、東印度基地合衆國へ提供言明。
 - △合衆國海軍、太平洋上の米船友好國港灣待避命令、出港許可制施行。
- 十月十九日(日)
 - △佛、獨逸國防衛再開を發表。
- 十月二十日(月)
 - △合衆國政府、對日本好戰的言論禁止。
 - △米・英・蘇香港經濟會議、英米原案を成立して終る。
 - △モスクワ市内外戒嚴令施行。
 - △佛蘭西ナント方面獨逸軍司令官暗殺さる。被占領各地反獨テロ事件頻發。
- 十月二十一日(火)
 - △米財務長官、對ソ援助三千萬ドル提供と發表。
 - △泰・佛印國境對定現地作業始る。
 - △滿洲國、勞務統制法を改正、勞務與國法を公布し勞務統制を強化す。
 - △獨逸軍、南部戦線のスターリノ、ベルト海のダゴ島占領を發表。
 - △ソ聯、アゾフ海岸タガンログ放棄を認む。